

農業環境公共財の持続性をささえる社会的条件
——宮城県における環境保全米の普及過程にみる複数の合理性——
(Social Conditions for Sustainability of Agri-Environmental Goods: Multiple
Rationality in Diffusion Process of Eco-Friendly Rice Production in Miyagi
Prefecture)

谷川 彩月
(TANIKAWA, Satsuki)

名古屋大学大学院環境学研究科 博士 (社会学)

序章 問題設定	1
1 問題の所在	1
1-1 リスク社会と非知	1
1-2 農業環境公共財の供給問題	2
1-3 「弱い個人」を巻き込んだ公共財の供給	3
4 課題と方法	4
4-1 事例の選定理由	5
4-2 リサーチ・クエスチョンの設定と調査方法	7
5 本論文の構成	8
第1章 農業環境公共財と知の不確かさ	10
1 問題領域の設定	10
1-1 先行研究	10
1-2 農業のエコロジー問題に特化する「農業環境公共財」	11
2 知の不確かさが引き起こす問題	14
3 分析枠組み	16
3-1 多様性への対処	17
3-2 不確実性への対処	18
第2章 環境配慮型農法の歴史と現状	22
1 殺虫・除草技術と肥料の歴史	22
1-1 日本における農薬・化学肥料の普及	22
1-2 統計からみる戦後日本における農薬・化学肥料の普及	23
1-3 「慣行農業」の成立	24
2 日本における環境配慮型農法の歴史	27
2-1 食の安全性を求める消費者運動との共振	27
2-2 有機農業の制度化と商業化による無農薬栽培への純化	28
3 農政による環境配慮型農法への対応	30
3-1 「環境保全型農業」の登場	30
3-2 環境配慮型農法の現状	31
4 農協と米穀農政	32
4-1 日本における農協の起源と大戦による国策化	32
4-2 減反政策での農協の利用と食糧管理法の廃止	34
4-3 農協による環境配慮型農法の取り組み	35
5 小括	37

第3章 環境保全米運動のフレーム更新過程	39
1 地域問題の解決を目指す地方新聞	39
2 I期：1995年食糧法以前	42
2-1 「くろすとーく」内での議論	42
2-2 論点を拡大させたE・P・F情報ネットワーク	46
2-3 F氏と組織の間に存在した意図のズレ	48
3 II期：1995年食糧法施行後～2003年Cタイプ設立以前	49
4 III期：2003年Cタイプ創設と2004年改正食糧法の施行	51
4-1 環境保全米のブランド米化	51
4-2 ブランド米フレーミングの許容	53
5 2018年現在のおもな活動	55
6 小括	58
6-1 対立構造を解きほぐす水平的なコミュニケーションの場	59
6-2 「ズレ」と「ずらし」のフレーミング	60
6-3 運動からより包括的な集合行為へ	61
第4章 JAみやぎ登米管内における環境保全米の普及	62
1 農協と生産部会を介した認知過程	62
1-1 環境保全米普及の経緯	62
1-2 情報の伝播を容易にした農家組織	63
1-3 調査事例の概要	64
1-3 生産部会員による環境保全米の伝播と受容	66
2 環境保全米の経済性と制度的柔軟性	72
2-1 環境保全米の経済的付加価値	72
2-2 可逆性をもたせた柔軟な制度設計	74
2-3 その他有利な条件	77
3 慣行栽培と有機栽培のはざまで	78
3-1 環境保全米と慣行栽培の違い	78
3-2 「慣行栽培」の理由	79
3-2 農法転換に伴った不安	80
3-3 環境保全米の合理性	82
4 減農薬栽培の特殊性	91
5 小括	93
第5章 「弱い個人」の属性的傾向および参入と継続要因	95

1	回答者の基本的属性	95
2	環境保全米を始めたきっかけ	97
3	環境保全米の継続動機	98
4	「強い個人」と「弱い個人」の分類	101
5	小括	108
第6章 考察		110
1	多様性—了解の更新性	110
2	不確実性—現在世代の主観的合理性にもとづく自主行動の促進	113
2-1	農協によるコスト負担	113
2-2	信頼による不確実性の吸収	113
2-3	環境保全米の多様な主観的合理性	115
2-4	選択的誘因の多様さ・弱さによる普及	116
2-5	「翻訳」による地域の利益化	117
3	不定性への対応—世代内正義と世代間正義の両立にむけて	117
3-1	「了解」によるコミュニケーションの継続と更新	118
3-2	「架橋」による道徳的行為の表出	118
3-3	「翻訳」による環境配慮行動の創出	119
3-4	「共存」パラダイムにもとづいた環境配慮的なローカル社会	120
終章 環境配慮型社会の構築に向けて		122
1	結論	122
1-1	知見の整理	122
1-2	今後の課題	124
2	環境配慮型社会の構想にむけた中範囲の社会変動論	125
2-1	ローカリティに根ざした選択的誘因	125
2-2	エコロジーを経済化するSDGs	127
2-3	公共社会学としての環境社会学	127
文献		130

序章 問題設定

1 問題の所在

1-1 リスク社会と非知

本論文の目的は、JA みやぎ登米管内における「環境保全米」の普及過程を事例として、農業環境公共財の持続的な供給、ひいては世代をまたいだ公共財供給の持続可能なあり方を提示することである。

リスク社会の提唱者である U.ベックは、後期近代の特徴として非知の増大をあげている (Beck 1994=1997)。脱魔術化・脱中心化した近代においては、宗教や伝統的権威による「不確実性の吸収」は不可能 (Luhmann 1992=2003) となる。脱魔術化した近代においては宗教に代わり、科学があらたな認知的基盤を提供するが、科学や技術の発展が加速度的に進行しつつある後期近代においては、知の産出によって膨大な非知がうみだされる。前期近代においては、知の不在＝未知の領域であり、現時点では判明していないが、さらなる科学の発展によってあきらかにされると展望される領域だった。しかし、後期近代における知の不在は、わかる見込みのない非知の領域であり、何がわかっていないのかさえ判らない (Unknown unknowns) という事態がままたまある。

リスク社会において問題とされるのは、まさにこうした非知の領域に関する社会的事象である。ベックは、スリーマイル島原発事故にはじまり、核廃棄物の貯蔵、森林の枯死、動物の絶滅、食品に含まれる有害物質、スモッグ、生態系の危機、土壌生産力の低下といった数々のリスクを提示した (Beck 1986=1998: 28-53) が、これらリスクとされる諸問題は、多かれ少なかれ非知の領域で引き起こされている。また、『危険社会』におけるベックの議論ではあまり意識されていないが、先にあげたリスクとされる諸問題には、世代内の利害と世代間での利害が対立的となる問題も含まれており、そうした問題では将来世代がひとつのキーワードとなる。

非知の領域では、知の不確かさが存在している。知の不確かさは、「科学に問うことはできるが、科学によって答えることはできない」トランスサイエンス (Weinberg 1972) 問題として、そして近年では、不定性 (Incertitude) といった概念によって説明されつつある。たとえば、将来的な資源枯渇の問題は、問題認識は確定的であるがその発生確率が曖昧であるため、具体的な措置を取ろうとした際になんらかの不具合が生じやすい。また、遺伝子組み換え作物の導入は、経済的な収益性だけでなく人体や生態系への悪影響、アグリビジネスによる国際農産物市場の掌握などの多様な論点を含むため、一義的な価値判断が困難となる。さらに、現在では多くの国で使用が禁止されている DDT のように、当初は認知されていなかった負の影響が発覚することもある。こうした知の不定性が、リスク社会における問題解決の方途のみえなさを作り上げている。

資源問題の中でも、生態系に関わる問題 (以下、エコロジー問題とする) はとくに不定

性が高い。複雑系である生態系ではシミュレーション予測に限界があり、長期的な時間軸をとるほど、どんな影響がいつどのようにして現れるかが特定できない。しかも、生態系は同じく資源問題である化石燃料と異なり、代替策が存在しないため、枯渇（種の絶滅や不可逆的な生物多様性の劣化）への事後的対応は不可能となる。

1-2 農業環境公共財の供給問題

長期的な過剰利用による不可逆的な影響が懸念されるエコロジー問題では、世代間の利害の不均衡の是正が目指されるが、とくに農業分野でのエコロジー問題（農業生産が生態系に与える正負の影響）においては、世代内での利害の不均衡も存在している。農業生産は空気、水、土壌、生態系といった公共財をうみだしており、それらの利益はナショナル／リージョナル、グローバルな領域で広く享受されている。いっぽう、こうした自然環境を保全するためのコストは農地という空間的局所へ偏っており、農業者によるコスト負担によって非農業者は利益を享受しているという構図がある。こうした農業者と非農業者との利害の不均衡にくわえ、環境に配慮しない農業者が公共財にただ乗りし、環境に配慮した農業者がコストを負担するという農業者内での利害の不均衡も存在する。

第二次世界大戦以降、農薬や化学肥料を用いる近代的な農業（以下、これを慣行農業と呼ぶ）が世界中で主流となり、農業の生産性は飛躍的に向上した。しかし、1960年代以降、農薬の過剰投入による土壌生態系の劣化、化学肥料の流出による地下水汚染といった環境問題が発生し、それまでの農薬・化学肥料の使用のあり方が再考されるようになった。1990年以降になると、農薬による生物多様性の破壊が将来的な持続可能性を減退させている可能性が指摘されるようになった。さらに、化学肥料については、主要成分の鉍石資源が少数の国に偏在していることから、将来的な枯渇の可能性や枯渇が予測されることによる供給リスクの高まりも指摘されるようになった。こうした農業生産に起因するエコロジー問題や資源枯渇問題は、農業環境公共財（Agri-environmental Public Goods）の問題であると概念化され、農業のエコロジー問題を公共財供給の枠組みから捉え直すことで実践的な解決策を提示しようとする取り組みがなされている。

欧米と比較すると、日本において農業環境公共財の供給問題はこれまであまり着目されてこなかったといえる。欧米では、1980年代ごろから土壌の浸食や地下水汚染などの具体的な問題が発生しており、農業が環境に与える負の影響は無視できなくなっていた。こうした事情にくわえてとくに欧州では共通農業政策（CAP）による農産物の過剰供給問題も発生していたため、農業環境政策の施行も日本に比べて早い傾向にあった。日本では1992年に農林水産省が「環境保全型農業」といった表現を用いて環境負荷を低減した農法について公式に取り組み始める姿勢をみせたが、こうした農法に対する具体的な支援策は2007年の「農地・水・環境保全向上対策」を待たねばならず、先進諸国内でも後発的な対応となっている。こうした対応の遅さにくわえ、農業環境公共財への着目も、農業・

農村の多面的機能といった農村における正の影響への言及が重視されており、生物多様性の毀損といった負の側面はほとんど看過されてきたといえる。

1-3 「弱い個人」を巻き込んだ公共財の供給

農業環境公共財の供給に関わる研究は、日本ではおもに農業経済学や農業経営学において取り組まれてきた。農業経済学では、環境配慮型農法で生産された農産物が普及するための条件として、より高価格での買い取りによる農業者の支援が必要であると主張されてきた（黒澤・手塚 2005；堅田・田中 2008；田中ほか 2008；西村ほか 2012）。農業経営学では、生産規模の大きい農業者ほど環境配慮型農法を採用するといった経営基盤との関連性が指摘されてきた（藤栄 2003）。これまで、環境配慮型農法の普及（による農業環境公共財の持続的な供給）は、日本においては経済的あるいは経営的な側面から論じられる傾向にあったといえる。

ところが、農業環境公共財の供給はきわめて社会的な課題でもある。まず、マクロ、メゾレベルでは、公共財供給の持続性は社会の存立基盤の安定性に直接的に関わってくる。公共財供給の滞りは、公共財の偏在をもたらす。それは経済格差などと合わさって社会的弱者への不利益の集中をもたらし、社会を分裂させる。公共財供給の持続性は、社会秩序を保つ基本的な要件であり、この点において農業環境公共財の供給は社会（科）学的な課題である。つぎに、ミクロレベルでは、（公共財供給の）合理性が経済合理性にかぎらず多様に存在するというリアリティへの着目が必要とされる。合理性の多様さについては、社会科学の領域でもとくに社会学にて綿密に論じられてきた。社会的な観点から農業環境公共財の供給をささえる条件を解き明かすことで、これまでの経済学、経営学的な知見との相補性をもった解決案の提示が可能となる。

ところが、これまでの社会学では、農業環境公共財の問題は直接的には扱われてこなかった。1970年代頃から隆盛した有機農業運動は、社会運動や都市農村交流、地域社会内の農業者同士の関係性といった多様な視角から分析がなされてきた。環境社会学のなかでは、有機農業（運動）が「循環型社会の形成」に資するものだと指摘し、農業の環境負荷低減に向けた実践のひとつとして位置付けようとする試みもあった¹。しかし、日本における有機農業者数は全体の0.5%、有機農法での栽培面積は全体の0.4%にとどまっている（農林水産省 2016）。公共財供給における集合行為では、フリーライダーの出現を防ぎ、多数の構成員による供給のしくみを整えることが必要となってくる。これは農業環境公共財においても同様であり、持続可能性を担保するためには、現状で圧倒的多数を占

¹ たとえば、環境社会学者の谷口吉光は、榊瀧俊子による有機農業運動研究を「循環型社会論」のひとつと位置づけている（谷口 2011）。

める慣行農業者の農法変容を促すしくみが重要となる。しかし、公共財供給といった観点から持続可能な農業生産のあり方を問おうとする環境社会学的研究は、これまでほとんどおこなわれてこなかった。

先行研究では、有機農業の価値合理的側面が評価されており（梶瀧 2008）、社会運動としての拡大および進展過程が着目されてきた。そこでは、有機農業運動の発展が農業の環境負荷の低減に結びつくという解決シナリオが暗黙裡に描かれてきた。しかし、有機農業への限定的ともいえる着目によって、慣行農業を含めた農地全体での環境負荷の低減を志向するといった発想を希薄化させてしまう一要因となったとも考えられよう。すなわち、農業による環境負荷が社会運動的な分析視角からのみ切り取られてしまうことによって、日本の環境社会学においてはその解決方策をより俯瞰的に捉えようとするアプローチがこれまで発展してこなかったといえる。

農業環境公共財の持続的な供給においては、いかにしてより多くの人を持続的な供給行動へと巻き込めるかが重要となる。ここで必要とされるのが、社会の大多数をしめる「弱い個人」（西城戸 2008）を含めた公共財供給のあり方をデザインすることである。各人の行為が集積して将来世代への負荷となりうる農業環境公共財の供給問題では、能動的に意思決定をおこない、ときには社会運動を組織するような「強い個人」だけでなく、これまで一部の集合行為論でしか扱われてこなかったが、社会の構成員としてはむしろ多数である「弱い個人」を含めた社会全体での取り組みが望まれる。

「弱い個人」へと着目し、彼／彼女らを巻き込んだ資源供給のあり方を探る際に参考となるのが、イノベーション普及論や信頼研究である。たとえば、アメリカ農村社会学から生まれた普及論は、積極的な自己決定をおこなわない層を含めたイノベーション普及の過程を論じている。また、個人を観察対象とする普及論をより集合行為論的に仕立てた「閾値モデル」では、イノベーションの採用に対する閾値が低い者から高い者へとイノベーションの採用が伝播していく過程が数理社会学的に示されている。これら普及に関する社会学理論は、他者の選択に依存した選択過程をあきらかにしてきた。他者の選択への依存は、他者の選択の正しさを一定程度信頼しているからといえる。信頼にもとづく普及では、リスク意識が低く抑えられるため、自主的な採用行為よりも低コストで選択がなされる。

4 課題と方法

以上の議論をふまえ、本論文の課題をつぎの2つに設定する。1点目に、農業環境公共財の持続的な供給の問題では、いかにして不定性に対処することができるのかを、事例分析からあきらかにすること。2点目に、事例分析から得た知見をもとに環境配慮型社会のあり方を構想することである。こうした課題に答えるため、本論文では現状の農業人口において圧倒的多数をしめる慣行農業者を研究対象とし、慣行農業者への減農薬・減化学肥

料栽培の普及過程というミクロレベルでの分析から、環境配慮型社会を実現させるためのミクロな社会変動のあり方を導出する。

慣行農業の減農薬・減化学肥料栽培への移行について、本論文ではとくに水田に着目する。水田は用水を介して地域水系と密接な繋がりを持ち、水田で使用される農薬・化学肥料の流出は、地域環境の汚染に直結する。水田は所有形態としては私的所有であるが、周辺環境への開放性があるため、水田が周辺環境に与える影響を排除できないという負の公共財的側面を有しており、こういった特徴をもつ水田は典型的な農業環境公共財のひとつであるといえる。また、日本の農業者の多数が稲作に従事している²ことから、日本全体での農業の環境負荷の低減を考えるうえでは、まず水田における減農薬・減化学肥料栽培の普及過程を分析することとした。

4-1 事例の選定理由

本論文では、宮城県の農業協同組合（以下、農協とする）である JA みやぎ登米を取り上げ、事例調査から減農薬・減化学肥料栽培の普及過程における要点を抽出し、知見の一般化を試みる。JA みやぎ登米管内では、水田（主食米）面積の 8 割以上で減農薬・減化学肥料栽培が取り組まれている。こうした高い普及率は、「弱い個人」を含んだ農業環境公共財の持続的な供給が成立している事例として位置づけられ、なぜ JA みやぎ登米管内では、地域の多数の農業者が減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいるのかを解明することで、農業環境公共財の供給問題への有効な対処法を示唆できるだろう。

減農薬・減化学肥料栽培が地域的展開をみせた先行事例はいくつか存在するが、なかでも、滋賀県全域、新潟県佐渡市、兵庫県豊岡市はとくに著名である。滋賀県は琵琶湖の水質保全、佐渡市はトキ、豊岡市はコウノトリといった希少生物の生育環境の保全に向けて、主に行政施策として環境配慮型農法³の普及施策をおこなってきた。滋賀県は 2001 年度から県単位での農産物認証制度を開始、2003 年度には「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定し、都道府県単位としては日本で初めて助成金制度を設けた。佐渡市では、2004 年度に「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」が制定され、トキの生育環境として有用な水田管理に対して助成金が交付されている。豊岡市では 2003 年度から「コウノトリと共生する水田自然再生事業」、2011 年度からは市独自の環境直接支払制度、さらに

² 農林水産省「平成 30 年農業構造動態調査」によると、全農業経営体（家族経営体すなわち農家と組織経営体を含む）のうちの 82.5%が水田を経営している。

³ 環境に配慮した農法については、有機農業、無農薬栽培、自然農法、不耕起栽培、低投入農業、環境保全型農業、保全農業、生態学的農業、生物学的農業、代替農業、持続的農業のように世界中で多様な名称が存在しているが、本論文ではこれらを総括して環境配慮型農法とする。

2012年度からの「集落丸ごと事業」など、各種助成金制度が整えられている。

こうした自治体による助成金制度のほか、農協単位で環境配慮型農法へ取り組んでいる地域も存在する。新潟県佐渡市では、佐渡市行政としての助成金施策のほかに、JA 佐渡⁴による特別栽培米の取り組みがある。特別栽培とは、農林水産省の提示するガイドラインに従い、農薬および化学肥料を地域の慣行基準より 5 割低減させた減農薬・減化学肥料栽培である。佐渡市では、先述の「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」によって、より栽培技術を求められる有機栽培やそれに準ずる農法、および生物多様性保全のための特別な施策（江とよばれる溝の掘削や冬にも田に水を張る冬期湛水など）に対して助成金を交付している。特別栽培は助成金の対象ではないが、有機栽培などに比べると技術的ハードルは低く、なおかつ全国的に見ると少数しか取り組んでいない施策であるため、JA 佐渡では販売戦略の一環として、農協単位での特別栽培米施策に着手した⁵。そして 2012 年からは、コシヒカリに関しては、JA 佐渡は特別栽培の基準を満たした米しか集荷・販売しないという方針を打ち出し、JA 佐渡が出荷するコシヒカリは全量が特別栽培米となった。

図序-1 は、調査事例である JA みやぎ登米と滋賀県、JA 佐渡での特別栽培米の取り組み比率を比較したものである⁶。調査事例である JA みやぎ登米については、農協へ出荷している水稻の作付面積における環境保全米の比率と、宮城県登米市全域での販売目的での水稻の作付面積における環境保全米の比率を記載した。滋賀県全域と比較するならば登米市全域での取組比率、JA 佐渡と比較するならば JA みやぎ登米での取組比率をみるのが望ましい⁷。

⁴ JA 佐渡は、佐渡市（＝佐渡島）一体を管轄地域としている農協である。

⁵ 筆者が JA 佐渡に対しておこなった聞き取り調査より。

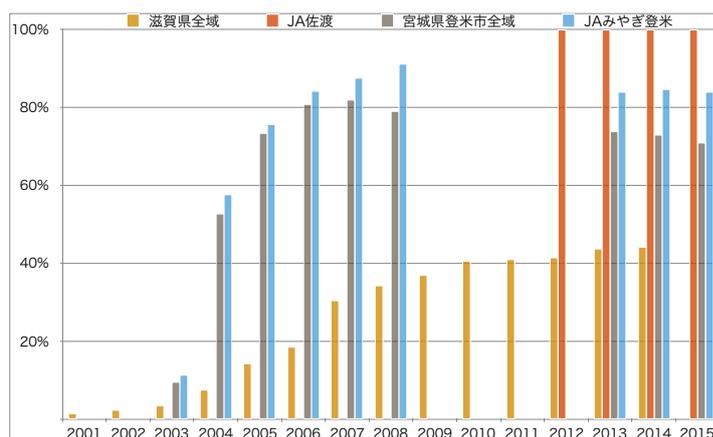
⁶ 豊岡市には特別栽培と同程度の基準での取り組みが存在しないため除外した。また、滋賀県の取り組みは厳密には特別栽培米と完全に同基準ではない。農薬・化学肥料の使用量は同水準だが、環境こだわり農業ではさらに「支援対象の取組」を追加でおこなわなければ認められない。

⁷ 厳密には JA みやぎ登米管轄地域＝登米市全域ではない。登米市には、JA みやぎ登米の管轄地域には該当しない津山町も含まれている。なお、津山町は林業がさかんな中山間地域であり、大規模な水田はほとんど存在しないため、比率への影響は一定程度に抑えられているといえる。

登米市には滋賀県のような助成金施策は存在しないが、JA みやぎ登米の環境保全米施策によって多くの水田で環境配慮型農法が取り組まれている。JA 佐渡は特別栽培米しか集荷しないため必然的に集荷米における取組比率は100%になる⁸が、JA みやぎ登米では環境保全米と慣行栽培のどちらも集荷を請け負っているにもかかわらず、80%以上の取組比率を維持している。このように、他の先進事例とくらべてもJA みやぎ登米での取り組みの普及率が高いといえる。また、JA みやぎ登米は旧登米郡一帯を管轄地域とする広域合併を経験した農協であり、組合員の主食用米の作付面積が2015年度で約8,700haを誇る。そのため、JA みやぎ登米の事例は取り組みの普及率が高いだけでなく、取り組み面積としても大規模であり、広域な範囲で減農薬・減化学肥料栽培が普及した事例であると位置付けられる。

4-2 リサーチ・クエスチョンの設定と調査方法

JA みやぎ登米管内では、地域に環境保全の目的となる特定の環境アイコンが存在せず、自治体独自の助成金制度がないなかで、環境配慮型農法が普及していた。こうした条

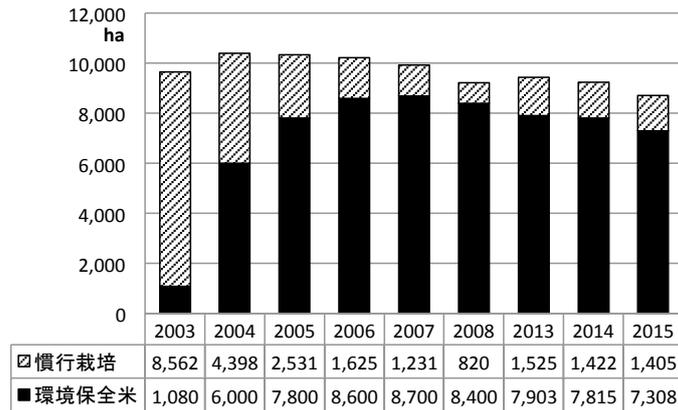


図序-1 登米地域とその他の先進地域との特別栽培に準じた米の普及率

出処) 農業センサスおよび各調査先提供資料より筆者作成。

件は、日本の多くの地域と共通するところであり、特定の環境アイコンが存在する地域よりもより普遍的な事例であるとみなすことができる。

⁸ JA 佐渡の事例は離島における施策であるため一般化は難しいが、地域農業者の農法転換における農協施策の影響力を示す例だといえる。



図序-2 JA みやぎ登米管内での環境保全米の取り組み面積

出処) JA みやぎ登米提供資料より筆者作成。

以上の選定理由から、本論文では JA みやぎ登米を事例とする。事例調査では、なぜ JA みやぎ登米は環境保全米運動の影響を受けて方針変更をおこなったのか、なぜ JA みやぎ登米は管内農業者を環境配慮型農法へと方向づけることに成功したのか、管内農業者は、どのような合理性によって環境配慮型農法に取り組んでいるのかといった 3 点をあきらかにしていく。

本論文の調査方法は、次の通りである。本論文は、2015 年 12 月～2018 年 3 月までにおこなった調査にもとづいて記述してある。環境保全米運動の過去の経緯は、河北新報記事や関連書籍から抽出した⁹。環境保全米運動が河北新報の企画として始まったという理由から、当時の河北新報では座談会等の内容は議事録的に記録・連載されており、こちらを言説分析の資料として用いた。また、NPO 環境保全米ネットワーク事務局をはじめ、環境保全米運動に携わっていた主要人物へインタビュー調査をおこなった。JA みやぎ登米管内では、おもに生産部会員に対してインタビュー調査をおこなった（生産部会については第 4 章にて詳述）。また、2018 年 2 月には生産部会員を対象としたアンケート調査を実施した（具体的な調査方法は第 5 章にて記述）。

5 本論文の構成

つづく第 1 章では、本論文の理論的な検討をおこなう。本論文が農業環境公共財の維持管理を目的とする集合行為論を構想すること、事例分析においては普及論を援用することなどを指摘する。第 2 章では、農薬・化学肥料が普及していった経緯や有機農産物の

⁹ 河北新報データベースのほかに、河北新報社が編集・出版した『農薬 その素顔を探る』、『なぜ使われる農薬——食と農の現実を追う』、『もっと安心して食べたい——見直そう食と農』（すべて 1992 年）といった「考えよう農薬シリーズ」の書籍の内容も参照・引用した。

制度化といった歴史的経緯を整理する。また、本論文の主たる事例である農協についても歴史的に整理することで、いかにして農協が農業者を束ねる組織となっていたのかをあきらかにする。

第3章からは、宮城県JAみやぎ登米管内での環境保全米の普及過程といった事例分析に移る。第3章では、仙台市で起こった環境保全米運動がいかにして農協との協働を実現させたかをあきらかにする。社会運動組織である環境保全米ネットワークは消費者による抗議運動をきっかけとして組織されたが、抗議運動を継承せずに消費者と生産者との対等なコミュニケーションを促進するようなあらたな枠組みを創出して運動を展開した。農協との協働では、運送組織の意図とは反する方向性での環境保全米のフレーミングがおこなわれたが、そのさいには戦略的な妥協を選び、運動理念を希薄化させながらも環境保全米の地域的拡大を優先した。こうした戦略性が農協との協働を実現させ、ひいては地元企業を含む県レベルでの協働を達成させた。

第4章および第5章では、JAみやぎ登米管内での環境保全米の普及過程を質的調査と量的調査の双方からあきらかにする。環境保全米運動の影響を受けて管内水田の環境保全米への全面積転換を志向したJAみやぎ登米は、地域農業者全員での取り組みを可能にするため、無農薬・無化学肥料栽培ではなく減農薬・減化学肥料栽培を選択した。管内では、農協の下部組織である生産部会を利用した情報伝達によって初期動員数を確保したことにくわえ、特殊要因である冷害の発生によって環境保全米への取り組み面積は急激に拡大した。環境保全米は地域ブランド米として付加価値をもち、その経済的優位性は農協・地域農業者のどちらにとっても環境保全米の継続理由のひとつであったし、環境保全米の柔軟な制度設計によっても取り組みの継続しやすさが高められていた。こうした経済性や取り組みやすさが、環境保全米が高い普及率を維持できている理由であるが、環境保全米への取り組み理由はそれらだけでなく、農薬に感じる不健全さと一定の距離を保つ手段としての利用もみられた。なかには、環境改善がみられた水田に現れるとされている生物を待ち望むような態度もみられ、こうした環境配慮的な価値合理性も重要な継続理由となっていた。これらの合理性にくわえ、アンケート調査では地縁的な継続理由も確認され、多様な主観的合理性によって環境保全米が営まれていることがあきらかとなった。

第6章では、第3章から第5章で得られた知見を考察する。さいごに、終章ではこれまでに得られた知見を整理し、総括的な議論をおこなう。

第 1 章 農業環境公共財と知の不確かさ

1 問題領域の設定

1-1 先行研究

1990 年代に誕生した日本の環境社会学において、食と農に関する問題は当初から主要な領域のひとつであった（船戸 2012: 176）。環境社会学会の創設者のひとりである飯島伸子は、環境社会学が取り組む問題領域の 4 類型として、環境問題がつくりだされる社会的しくみや被害構造、被害克服の過程を研究対象とする〈環境問題の社会学研究〉と、自然環境と調和してきた社会の特徴を検討し地域社会の環境復元・環境再生といったテーマを対象とする〈環境共存の社会学研究〉という研究対象に関わる 2 類型、および行為やシステムに着目する〈環境行動の社会学研究〉と、内的な意味づけに着目する〈環境意識・環境文化の社会学研究〉という研究対象へのアプローチに関わる 2 類型を交差させた概念図を示したが（飯島 2001）、食と農の領域においては、この 4 類型を幅広くカバーする豊富な研究蓄積がその特徴といえる。

日本における食と農の環境社会学は、有機農業運動研究に始まった。1970 年代に隆盛した、有機農産物を媒介項とした生産者と消費者との集合行為である有機農業運動は、理念追求型の社会運動である「新しい社会運動」のひとつ（長谷川 2003）として、その意味内容が着目されてきた。とくに、生産者と消費者との直接的な売買形態である「提携」は、都市農村間での親密圏の形成過程であるとして評価（梶潟 2008: 284-285）され、こうした「提携」関係は、生産者と消費者がリスクと恵みをともに分かち合う「もろとも関係」（折戸 2014）であるとされた¹⁰。

農村における近代農業への抵抗運動でもあった有機農業運動は、農村社会的な観点からも研究対象とされた。とくに山形県高島町にて広がった有機農業運動では、集落内における有機農業者と慣行農業者との関係性や、有機農業者と消費者との関係性、有機農業の身体的負担など、有機農業に関する多様な論点が提示された（松村・青木編 1991）。その後、有機農業研究の対象範囲は、集合行為としての有機農業のみならず、自然と人間との関係性を回復する契機としての有機農業にも拡大していった（船戸 2004; 徳野 2011）。

その後は、『食・農・からだの社会学』（梶潟・松村・立川編 2002）にもみられるように、長らく有機農業（運動）を中心とした研究動向が続いていた。しかし近年では、欧米

¹⁰ 「提携」関係を消費者集団の側から分析した論考としては、谷口吉光（1988, 1989）がある。

での「農業・食料社会学」¹¹の形成（立川 2014）を受けつつ、日本においても農業のグローバル化や産業化と、それらに抗するローカル化の動きに着目する『食と農の社会学』（梶潟・谷口・立川編 2014）が議論されている。そこでは、食と農の問題が、産業化・市場化・グローバル化の進展と、それに対抗する反近代化・自然との共生・ローカル化の動きとのせめぎ合いとして捉えられている。こうした食と農の社会学の領域では、有機農業や「地域循環型農業」（谷口 2014）といった食と農に対する環境社会的な問題認識を継承しつつ、多国籍アグリビジネスや農村女性のエンパワメントのように、環境問題にとどまらない多様な視点から食と農の問題が提起されている。

しかし、「リスク社会」、そのなかでも資源の持続可能性といった観点から農業生産の現状を問い直そうとする試みは、日本の環境社会学あるいは食と農の社会学分野においては、これまでほとんどみられなかった。「リスク社会」の提唱者である U.ベックは、農薬や化学肥料の使用が拡大した集約農業では、農業の生産基盤が破壊されると同時に、住民全体の生活環境の基盤もまた蝕まれていると指摘した（Beck1986=1998: 52-54）。同じくリスク論を展開した N.ルーマンは、現代におけるリスク問題の典型例として、テクノロジー問題とエコロジー問題を想定した（Luhmann 1992=2003）。農薬・化学肥料を多投する農業生産のあり方は、農業のエコロジー問題として、現代において立ち現れている。

1-2 農業のエコロジー問題に特化する「農業環境公共財」

では、「リスク社会」における農業のエコロジー問題は、環境社会学においてどのように定位できるだろうか。ここでは、農業環境公共財（Agri-environmental Public Goods）という概念を用い、農業のエコロジー問題を公共財供給の問題と捉え直す。

農業環境公共財とは、OECD（経済協力開発機構）によって定義および使用されてきた概念である¹²。これまで OECD は、農業環境公共財の持続的な供給について、とくに

¹¹ アメリカ合衆国における「農業・食料社会学」の形成については、バトルほか（1990=2013）が詳しい。

¹² 農業生産活動が副次的に生産する公共財についての言及は、たとえば Cooper et al.（2009）や Schmidt et al.（2012）のようにその他の文献でもみられるが、「農業環境公共財（Agri-environmental Public Goods）」という呼称は、管見するかぎり 2012 年の OECD 報告書（OECD 2012）にて初めて術語化されたと考えられる。

集合行為 (collective action)¹³の観点から先進各国にて事例を収集、分析してきた (OECD 2013=2014)。経済学を専門とし、農業環境公共財関連の OECD 報告書の翻訳もおこなっている植竹哲也によると、農業環境公共財とは、①農業生産活動から生じる非農産物であり、②正負の環境外部性であって、公共財的性格 (非競合性および非排除性) を一定程度有している財のことである (植竹 2017)。ここでいう公共財的性格を一定程度有している財とは、おもに水、土壌、生物多様性といった自然環境を指す。

農地および農産物は、本来的には私財である。しかし、農地は自然環境への開放性が高いため、土壌、水、生物多様性といった公共財へと影響を与えうる。農業生産活動が環境へと与える影響には、水源涵養、土壌の保全、生物多様性の保全といった正の影響とともに、水質汚染、土壌の劣化、生物多様性の劣化など負の影響も存在する¹⁴。

先述したように、これまでの日本の環境社会学では、有機農業 (運動) 研究によって食と農の環境問題が取り組まれてきた。しかし、ここであえて食と農の環境問題を農業のエコロジー問題、ひいては農業環境公共財の供給問題として捉え直すのは、食の安全性の希求を契機とする集合行為の分析であった既存研究とは異なるパースペクティブから食と農の環境問題に切り込むためである。農業環境公共財の問題は、社会的ジレンマの一種である。社会的ジレンマとは、ある社会集団において、各人の合理的行為が集積した場合に、社会にとって不合理な事態が発生する事象をいう。これを集合財 (collective goods) 供給のジレンマとして描写したのが、オルソンの集合行為論 (Olson 1965=1996) である。オルソンによると、集団の規模が一定程度以上に大きくなると、集団内の個人はその集団における集合財の供給行動に参加しないほうが合理的となる。こうした個別最適と全体最適の解離によって、集団内には集合財を享受するだけでコストは負担しない存在であるフリーライダーがうまれるが、フリーライダーが増加すると最終的には集合財が供給されなくなってしまうため、集団内の全員が不利益を被ってしまう。こうした集合行為のジレンマの解決策としては、集団内にフリーライダーを相互に監視するような小集団をつくることと、賞罰のように正負の選択的誘因を提示して個人を集合財の獲得行動に向かわせることの 2 点が提案されてきた。農業環境公共財の問題では、現在世代がフリーライダ

¹³ 植竹哲也は collective action を「共同行動」と訳しているが、ここではあえて集合行為と訳した。これは、後述する M.オルソンの集合行為論 (Olson 1971=1996) と本論文の議論との接続性を示すためである。

¹⁴ このように、OECD による農業環境公共財の定義には、農業生産活動の負の外部性が明示されている点特徴的である。これと比較して、日本農政が農業生産活動に言及する際に用いる「農業・農村の多面的機能」(農林水産省 2018) という概念には、農業生産活動における負の外部性が想定されていない (作山 2006) とする批判がみられる。

一となり、将来世代が不利益を被るといった世代をまたいだ集合財供給のジレンマが想定されている。このとき、集合財である自然環境を享受する社会の成員が同一の時空間に存在しないという点、知の不定性によって本当にジレンマが起こりつつあるのかは立証できない点、ジレンマが起こっているとしても対策を取るべきかという次元で価値判断が伴う点によって、世代をまたぐ農業環境公共財のジレンマは世代内でのジレンマよりも解決が困難となる。

これまで、「有機農業（運動）は農業による自然生態系の働きを見つめ直し、生産者と消費者のつながりを創造することによって食と農における環境問題の解決や環境共存を図ろうとしてきた」（船戸 2012: 177）。しかし、消費者主導によって拡大してきた日本の有機農業運動では、残留農薬への懸念が主たる動機のひとつであった。残留農薬問題は公害と同様の被害・加害構造をもつ世代内での局所的な問題である。限定的な時空間内において引き起こされる残留農薬問題は、たしかにこんにちの重要なリスク問題のひとつではあるが、世代をまたぐ問題とは問題構造が異なる。これまでの有機農業（運動）研究では、残留農薬問題のように世代内で利害関係が閉じている問題と、農業環境公共財という世代間に利害関係が開いている問題は、異なる時空間の範囲で引き起こされているにもかかわらず、それらは連鎖的に解決されていくというシナリオが暗黙理に前提とされてきた。

だが、農業環境公共財という認知枠組み（フレーム）から問題の解決を志向することで、有機農業だけでなく、減農薬・減化学肥料栽培も問題解決に資する農法として浮上してくる¹⁵。これまで、日本の環境社会学においては、有機農業（運動）研究がさかんだったいっぽう、減農薬・減化学肥料栽培への着目は、青木辰司（2001）や徳野貞雄（2011）の一部にみられるだけであった¹⁶。しかし、根本的には公共財のジレンマの問題である農業環境公共財の問題においては、より多くの農業者によって採用される可能性

¹⁵ 公共財的観点から農業環境の保全を志向する論考においては、「農業生態的な、低投入と有機農法の方法（Agro-ecological, low-input and organic farming methods）」（Schmidt et al., 2012: 55）のように、減農薬・減化学肥料栽培と有機栽培を併記するものも少なくない。

¹⁶ 青木は、山形県高島町で起こった有機農業運動の一端として上和田有機米生産組合における「少農薬米」の生産および普及を取り上げている（青木 2001）。また、徳野は福岡県の農業普及員であった宇根豊が取り組んできた減農薬運動（宇根 1987）を「農民が田んぼに行く運動」だとして評価した。「少農薬米」の普及は、農業環境公共財の持続的な供給過程として捉えることができ、減農薬運動は、無農薬ではなく減農薬であったからこそ広範な支持者を獲得したという分析が可能であるが、こうした論点からの意義付けはおこなわれてこなかった。

のある減農薬・減化学肥料栽培は、ひとつの有力な選択肢となりうる¹⁷。

2 知の不確かさが引き起こす問題

農業環境公共財の解決を難しくしているのが、知の不定性および非知の問題である¹⁸。物理学者の A.ワインバーグは、原子力発電を事例として、「科学によって問うことはできるが、科学のみによっては解決できない」トランスサイエンスの領域があることを指摘した (Weinberg 1972)。トランスサイエンスの領域では、予測の困難さ、不可能性といった科学そのものの不確かさと、科学的事実をいかに解釈するかという価値判断の多様性といった問題が存在し、そのどちらもが少なくとも現状の科学的営為では解き明かすことができない。このトランスサイエンス問題は、現在ではおもに科学技術社会論の分野において論じられており、とくに近年では不定性 (Uncertainty もしくは Incertitude) という概念を用いた精緻化がはかられている。

イギリスで科学・技術関連政策にかかわる A.スターリングは、不定性 (Incertitude) を不確実性 (Uncertainty) の上位概念とし、ある事象に関する知を、その事象の発生確率が判っているかどうかという定量的側面と、その事象に対する見解が一義的に定まっているかどうかという定性的な側面との 2 軸によって 4 類型化した (Stirling 2007, 2010)¹⁹。スターリングは、この類型のうち、科学的知見にもとづく規制的行政が十分に機能するのは「リスク」の領域のみであるとし、それ以外の領域については科学的知見を判断材料のひとつとしながら価値判断にもとづく社会的合意を取り結ぶ必要があることを強調した。スターリングの用法では、「リスク」はむしろ確定的で計算可能な既知の領域であり、ベックやルーマンの論じる「リスク社会」を構成する要素ではない。4 類型には、「リスク」のほかに、事象に対する見解は一義的であるが発生確率が判っていない不確実性、発生確率についての見解は安定的だが事象に対する見解が多義的である多様性 (Ambiguity)、発生確率も事象に対する見解も定まっていない無知 (ignorance) の領域がある。

社会学においては、スターリングのいう多様性、不確実性、無知の領域は、まとめて非

¹⁷ 減農薬・減化学肥料栽培による普及の可能性については、有機農業研究者の中島紀一も、「これまで有機農業と非有機農業の境界は必ずしも明確ではない場合があり、そのことが結果として有機農業の発展に役立ったという面も否定できない」(中島 1998) という指摘をしているが、こうした先行研究が普及による農業環境公共財の持続的な供給の例として、体系立てて論じられることはなかった。

¹⁸ ベックの「リスク社会」論では、近代における個人化も「リスク社会」を構成する要因として取り上げられている (Beck 1986=1998) が、ここでは扱わないものとする。

¹⁹ 不定性の類型は、日本では山口治子 (2011) や吉澤剛 (2015) によっても論じられてきた。

知として捉えられている (Beck 1994=1997; Luhmann 1992=2003)。だが、非知の領域であっても、質的な不確定性と量的な不確実性では、それらが引き起こす問題の性質も異なってくる。

質的な不確定性である多様性は、現在世代内でのコミュニケーションの不可能性として立ち現れる。遺伝子組み換え食物の問題に代表されるように、多様な論点を含んだ問題は、どの論点に対してどの程度対応すべきかといった価値判断の領域での齟齬を起ししやすい。論争的になりやすい多様性の問題に対しては、「コンセンサス会議」のように、市民参加型の合意形成が望ましいとされる場合がある。しかし、非知の領域においては、合意や参加といった手続き的に望ましいとされるような手段によっては問題が解決されないこともある。非知の領域では、科学が発展するにつれてあらたに判明する科学的知見の存在が否定できない。だが、会議において取り結ばれた合意が正当な根拠とされることによって、あらたに判った情報にもとづいた再審がおこなわれれないという可能性がある。こうした危険性に対処するため、ルーマンは「了解という慎み深い社会的スタイル」を推奨する (Luhmann1992=2003)。ここでの了解とは、合意形成を求めないコミュニケーションのあり方である。利害対立が生じているなら休戦が必要とされ、もっとも重要なのは日々の平安である。強制や義務で他者を縛ろうとせず、ただどんな条件下で了解が通用するのかを特定するだけである (Luhmann1992=2003: 146-147)。

しかし、ここでもなお問題は存在する。ルーマンの提案するような了解とは、実際にはいかにして可能となるのだろうか。合意の締結による議論の収束が望まれるほど論争的な問題であるならば、そもそも了解すら不可能なのではないだろうか。この点については、現在世代内での利害の不均衡によって、了解の困難さがより増す。ノウラーらが整理している (図 2-1) ように、農業環境公共財の供給においては、その利益はグローバルもしくはナショナル/リージョナルといった比較的広範囲で享受されるのに対し、コストは農場といった限定された空間において負担される²⁰ (Knowler and Bradshaw 2007)。同一世

²⁰ 表を付記するにあたって、本論文では事例として日本における農業環境公共財の供給を扱うため、ノウラーの整理のなかでも日本では目立った影響がみられていない問題群についてはかっこで括弧という加筆をおこなった。欧米では早くから集約的農業による土壌流出や水質汚染が問題となっており、とくにヨーロッパでは「保全農業 (conservation agriculture)」を推進する農業施策が 1980 年代ごろから取り込まれてきた。いっぽう、日本では土壌流出や農業による水質汚染を喫緊の環境問題として政府が認識したという経緯はなく、社会的にも農業の環境問題としては有機農業運動のように食の安全性を求めた問題提起が主流であった。こうした事情の違いから、日本では食の安全性以外の農業の環境問題についての認識が社会的に希薄だった。それは学問的関心としても同様であったことは、序章にて紹介したとおりである。

利益とコスト	農場	リージョナル/ナショナル	グローバル
利益			
農地内投入コストの削減：時間、労働力、機械の節約	○		
土壌の肥沃さや水分の保持による長期的な収量の増加、収量変動の減少、さらなる食料安全保障 (土壌の安定化と下流への堆積を削減する浸食からの保護)	○	○	○
地表水および地下水汚染の削減 (洪水の削減、枯井戸の再興)		○	
(よりよい地表浸透による帯水層の再生)		○	
(機械を用いた耕耘による大気汚染の削減)		○	
CO2排出量の削減			○
陸棲・土壌生物多様性の保全			○
コスト			
特別な栽培設備の購入	○		
作物管理体系の変化による短期的な害虫問題	○		
あたらしい管理スキルの獲得	○		
追加の除草剤の適用	○	○	
農業者団体の組織づくりと運営	○	○	
技術的な不確実性による農業者へのハイリスク	○	○	
適切な技術パッケージの開発とプログラムの訓練		○	

図 2-1 農業の環境問題における利益とコストの配分

出処) Knowler and Bradshaw (2007) に一部筆者加筆

代内の市民（住民）同士での利害の不均衡が発生している農業環境公共財の供給問題は、エコロジー問題のなかでもきわめて了解不可能性が高い。また、了解の提案は、世代内での平等性を担保する倫理的な判断ではあるが、それによって将来世代が生態学的な破局を迎える可能性は高まっているともいえる。ルーマンは、「将来世代」といった定型句を用いた道徳的な先鋭化によってコミュニケーションを放棄してしまうことに対し、禁欲的態度をもつべきだと述べる。しかし、こうした禁欲的態度のみでは、非知の問題を解決することはできない。世代内倫理の担保が、世代間倫理のいくらかの犠牲の上に成り立っているかもしれない現状を、肯定することにもつながりかねない。

つぎに、不確実性や無知といった量的な不確実性をもつ領域では、世代間での利害の不均衡の可能性が、正当な根拠をもって立証あるいは否定できないことが問題となる。正当な根拠の不在は、道徳的な先鋭化をもたらす。それはともすると、全体管理の始まりであり、民主主義の崩壊でもある (Beck 1986=1998: 127)。すなわち、将来の潜在的被害者を想定して現在世代の責任を訴え、何かしらの規制を加えようとする行為が、世代内での人権侵害や全体主義的社会の萌芽となる危険性をはらむ。こうした危険性への対処として、自主行動の促進が考えられる。オルソンの言葉でいえば、選択的誘因の提供による公共財供給の促進である。しかし、多くのエコロジー問題は、生産過程の副次的結果として引き起こされるため、それを解決しようとする自主行動への誘因はかぎられており、多くの農業者を農業環境公共財の供給行動へと結びつける社会的要因はまだあきらかとなっていない。

3 分析枠組み

ここまでの議論を整理しよう。農業のエコロジー問題である農業環境公共財の持続的な

供給は、知の不定性から生まれる問題を抱えている。質的な不確定性である多様性によって、現在世代内でのコミュニケーション不可能性が立ち現れる。ルーマンは、了解による規制や義務を伴わないコミュニケーションの継続を提案するが、そもそもどんな条件が整えば了解が可能であるのか、また、了解だけでは実質的には世代間倫理の問題を先延ばしにしているだけではないのかといった疑問が生じる。つぎに、不確実性や無知の領域では、正当な根拠の不在が世代間の問題を引き起こしている。正当な根拠の不在は、解決に向けた取り組みを遅延させるともいえるが、いっぽうで正当な根拠がないままに規制を導入することが環境主義による全体主義的社会を生み出すことにもつながりかねないという解解決過程のジレンマが存在する。こうしたジレンマを解決するうえでは、選択的誘因による自主行動の促進が有力視されるが、エコロジー問題は経済活動の副次的結果として引き起こされるため、自主行動への動機は乏しく、ジレンマを解決しうる社会的条件はまだあきらかとなっていない。

こうした質的・量的な知の不確かさへいかに対処すべきか。本論文では、農業環境公共財の持続的な供給がなされている先進事例として、JA みやぎ登米における環境保全米の普及過程を分析し、不定性へ対処した持続的な公共財供給のあり方を考察していく。分析にあたっては、フレーム、信頼、合理性を観察点と設定し、これらがどのようにして不定性に起因する問題点を乗り越えるうえで影響を与えていたかをあきらかにする。

3-1 多様性への対処

質的な知の不確かさである多様性は、フレーム（認知の枠組み）の多様さによってうみだされている。E.ゴフマンによって提起されたフレーム分析では、個人の認識を規定する枠組みを指す言葉としてフレームが定義されていた（Goffman 1974）。いっぽう、環境学においては個人にかぎらずアクターごとの認識の多様さやズレを分析する手法としてフレーミング分析が用いられている（佐藤 2002）。自然環境を介した社会問題である環境問題においては、国家と地域、企業と市民、生産者と消費者といったアクター間で、ひとつの事象に対する認識の土台が異なることがままある。こうした認知基盤のズレを認めたいうえでのコミュニケーションがルーマンの了解の状態であるといえるが、アクター同士が認知基盤のズレを客観的に捉えたいうえでコミュニケーションを継続するというのは、相当に高度なコミュニケーションのあり方である。たとえば、多様なアクターの議論の場となるコンセンサス会議では、フレーミングの相違が確認できたこと自体が評価される（平川 2002: 135）ほど、会議における双方向的なコミュニケーションは困難さを呈している。

フレーミングが異なるアクター同士では、コンセンサス会議のように議論がまとまらないことがむしろ当たり前ともいえるが、環境保全米の普及過程においては生産者と消費者といった一般的には利害対立を引き起こしやすいアクター同士での協働が達成されてい

た。環境保全米を取り巻く言説空間では、どのようなフレーミングの推移が起こり、協働が達成されていたのだろうか。協働が達成された過程を分析し、その条件をあきらかにすることで、世代内での利害対立にもとづく多様性への対処法が導出される。

3-2 不確実性への対処

量的な知の不確かさには、不確実性と無知の領域がある。何がわかっていないのかもわからない無知（Unknown unknowns）の領域は、わかっていないことに対してどう対処すべきかといった価値判断がなされる場合には、質的な知の不確かさである多様性の領域であるともいえるが、ここではさしあたり未知の知見の存在の有無が不確実であるといった解釈から、無知も量的な知の不確かさとして議論する。

不確実性が公共財供給の問題と複合化したエコロジー問題では、集合行為のジレンマに対して負の選択的誘因（サンクション）を用いた解決を試みると、それが確実な根拠がないままの全体主義的な管理の推進に結びつきかねないという倫理的な課題を抱える。このとき、正の選択的誘因（インセンティブ）を提供し、自主行動による公共財供給といった解決の道筋が可能となる²¹が、エコロジー問題は意図せざる結果として引き起こされているため、インセンティブの供給源が乏しい。

これまでの先行研究では、おもに農業経済学の分野にて農業環境公共財へのインセンティブが検討されてきた。農業経済学では、環境配慮的な農産物の適正価格（買取価格・販売価格）を算出しようとする論考がみられ、そこでは環境配慮型農法の金銭的価値が高まれば環境配慮型農法は普及するといったシナリオが想定されてきた（黒澤・手塚 2005；堅田・田中 2008；田中ほか 2008；西村ほか 2012）。しかし、個人の行為選択を規定する要因は、経済合理性といった目的合理性だけではない。とくに環境配慮的な農業においては、有機農業運動にみられたような価値合理性も行為を正当化する主観的合理性のひとつである。また、合理性の多様さにくわえて、情報の認知過程が農法選択といった経済活動に影響を与える可能性についても考慮する必要がある。この点については、「新しい経済社会学」やイノベーション普及論が参考となる。「新しい経済社会学」は、相互に関係性をもたない「原子化された個人」を前提とする伝統的な経済学を批判し、社会的文脈から

²¹ たとえインセンティブを用いた誘導であっても、人びとを特定の方向へと導こうとする施策には一定程度のパターンリズムが内包されており、それは全体主義的な管理のひとつであるという解釈もありえる。しかし、非知の領域で引き起こされている問題である以上、対策を取らないという選択の妥当性もまた証明できないというジレンマが生じる。ここで重要なのは、取るべきとされる対策の内容について一定程度の了解が存在することや、対策すべきとされている問題の確かさが検証されていること、そして一度下された判断が再審される余地を残しておくことである。

の影響を重視する「埋め込み (embeddedness)」の議論を展開してきた。新しい経済社会学において、経済活動の「埋め込み」は多様な次元で解釈されてきた (Zukin and DiMaggio 1990) が、M.グラノヴェターや B.ウズィーがとくに着目したのが信頼 (trust) にもとづく経済活動の円滑化である (Uzzi 1997, 1999; Granovetter 1990)。

信頼が経済活動を円滑にするといった知見は、1990 年代初頭に新しい経済社会学が登場する以前から、イノベーション普及の社会学的・社会心理学的研究にて確認されてきた。合理的選択理論の提唱者のひとりである J.コールマンは、医師が新しい薬を採用する際に、自分だけでその薬の採否を判断するのではなく、信頼できる医師仲間がその薬を採用したという情報を入手してから採用するという信頼によるイノベーションの採用パターンを発見した (Coleman et al. 1966)。また、イノベーション普及論の提唱者である E.M.ロジャーズは、オピニオンリーダーを介した情報の伝播がイノベーション採用行為に影響を与えていることをあきらかにした (Rogers 1971=1981)。

以上の知見は、信頼によって情報の複雑性が縮減されたことで行為の選択が円滑化している例だと位置づけられる。つまり、信頼できる他者から得た情報は、その情報の真偽を精査する必要がなくなるため、一定程度のリスクが見込まれるイノベーションの採用行動が促進されたり、企業活動や起業における資源を優位に獲得できたりする。

また、準拠集団やバンドワゴン効果および閾値モデルといった他者の選択へ依存した行為選択も、広義には信頼を介した行為選択の例と位置づけられる。準拠集団とは、自身の行為の参照点となる社会集団であり、自身の帰属している集団と帰属したいと願う集団の 2 種類が存在する (Merton 1957=1961)。個人は準拠集団にて採用されている行動様式を内面化しようとするが、これは準拠集団に対する信頼によって特定の行為選択が促されている例であるといえる。こうした集団への自身の帰属を示すために、その集団における規範や行動様式を採用する。選挙の浮動票を説明するさいに用いられることの多いバンドワゴン効果は、個人がある選択に対して確固とした意見を持っていない場合、多くの他者が選択したものを選択するという集合的な現象である。グラノヴェターは集合行為の形成過程に「閾値」概念を導入し、バンドワゴン効果を数理社会的に説明したが、この閾値モデルにおいては個人の選好は行為選択における条件のひとつにすぎない。閾値モデルでは、個人には選好にくわえ「閾値」があると前提されており、集合行為への参加人数が「閾値」を超えたさいに個人は集合行為に参加するとされている (Granovetter 1978)。

1990 年代以降、信頼研究は膨大におこなわれてきた (小松 2003) が、ここでは信頼を、経験にもとづく安定性への期待と定義する。こんにちの信頼研究においては、信頼を定義するにあたって、相手の意図 (相手は自分を裏切らないか) と能力 (相手は自分が期待する利益をもたらす能力をもっているか) への言及が標準的となっている (山岸

1998; 小山編 2018) が、信頼が複雑性を縮減する役目を果たす (Luhmann 1973=1990) 心理状態であるとするならば、貨幣への信頼のようなシステム信頼も信頼の議論へと組み込まれる。また、信頼と経験との関連性については、「長期的関係」といった時間性への着目 (千葉 1997) があるが、ここではむしろ試行回数を重視して経験という言葉を用いた。社会心理学における信頼研究では、「囚人のジレンマ」²²の状況が繰り返された場合、または繰り返されることが前提とされる場合には、個人の合理的な解が異なってくるといった繰り返しゲーム理論 (Axelrod 1984=1998) が論じられており、複数回の試行回数にもとづく経験によって、相手のとる選択肢が予測しやすくなるといった複雑性の縮減が起こるといえる。

ここまでの議論を整理すると、多様性への対処として、了解は現実社会においていかにして可能であるのかといった課題があるが、本論文ではこの課題に対して、アクター間の認知枠組みの相違に着目するフレーミング分析を用いる。また、不確実性・無知への対処として、集合行為のジレンマ状況におけるインセンティブ提供の課題があるが、本論文では多様な合理性および信頼にもとづく普及過程へ着目する。

²² ゲーム理論における代表的な思考実験で、共犯者である 2 人が己の刑期が少なく済むよう、合理的思考にもとづいた意思決定をおこなった結果、両者とも最短の刑期とはならないという個別最適と全体最適の相違を説明したモデルのことである。

第 2 章 環境配慮型農法の歴史と現状

本章の目的は、事例研究に移る前段階として、環境配慮型農法の歴史と現状を整理することである。環境配慮型農法の歴史を語るうえでまず指摘しておかなければならないのが、戦後における化学農薬・化学肥料、農業機械²³であり、それらを利用した「慣行農業」の出現である。

第 1 節で殺虫剤や肥料の歴史を概観したのち、統計資料にもとづきながら、いかにして現行の農薬・化学肥料を用いた栽培手法が「慣行農業」となっていたのかをあきらかにする。次に第 2 節および第 3 節では、有機農業運動、有機農業政策の歴史をふりかえったのち、日本の環境配慮型農法の取り組みの現状と農業環境政策である直接支払制度を確認する。第 4 節では、事例調査の対象となる農協について、これまでの農協と米穀農政の相互依存関係を概観したのち、農協による環境配慮型農法の取り組みを概観する。

1 殺虫・除草技術と肥料の歴史

1-1 日本における農薬・化学肥料の普及

農学者であり、考古学的手法を用いて日本における稲作の起源を検証している佐藤洋一郎によると、日本列島では、縄文時代からすでに現在の焼畑農耕に近い方式で稲作が営まれていたという。焼畑農耕では、火を入れることで害虫や雑草といった稲作の阻害要因を一定程度抑えることができるうえに草木灰が肥料となるため、肥料供給の術としても効率的であった（佐藤 2008: 178-182）。その後、水田による定住型農耕が広がっていくと害虫による被害も増えていき、人口が増加するにつれて肥料による生産性向上への要望も高まった。また、科学史や環境史を専門とする歴史学者の瀬戸口明久によると、日本における最初の害虫の記録は、8 世紀に編纂された『続日本紀』に見出すことができ（瀬戸口 2009: 18-19）、定住型の水稲栽培の広がりと同時に、害虫の被害も確認されるようになった。肥料については、草木灰のような自給肥料は平安時代頃からすでに利用されていたが、鎌倉時代にはこれらの利用がさらに拡大して二毛作が可能となったことで、単位面積あたりの生産性が向上した。

江戸時代に入ると、備中ぐわや千歯こきといった農機具の発展により耕作や収穫にかかる労働力が大幅に減少し、作業効率が飛躍的に向上した。江戸時代の農業書である『除蝗録』では、「注油駆除法（水田に油を散布して油膜をつくり、箒などを使って稲を揺すっ

²³ 農業機械については本論文では特に扱わないが、化学農薬・化学肥料と農業機械は戦前から戦後にかけて輸入・開発され、近代化という国策のもとで共に発展してきたという経緯をもつ。こうした農業機械の歴史については、前田耕一（1994）や芦田裕介（2014）を別途参照してもらいたい。

て害虫を油の上に落とす方法)」という技術が推奨されており、こうした技術的な対処は江戸時代を通して徐々に普及していったとみられる。また、18世紀に入るとイワシや油かすなどが肥料として売買されるようになり、商品としての肥料、すなわち金肥が登場した。排泄物も貴重な肥料として、都市から農村へと売買されていた。

瀬戸口によると、明治時代に入り、近代化を推し進める日本政府は、すでに西洋科学の一分野として確立していた害虫防除の実学である「応用昆虫学」を日本に導入しようとした。1885年には各府県に「田圃虫害予防原則」の制定を求める省達を発したが、実効性が乏しかったため、1886年にはより強い拘束力をもつ法規として「害虫防除予防法」を制定した。この法律によって、害虫が発生するおそれがある場合には、農民たちに強制的に防除作業を命じることが可能となった（瀬戸口 2009: 64-65）。

1-2 統計からみる戦後日本における農薬・化学肥料の普及

明治期以降、国家による化学的防除の推進がおこなわれていたが、農薬の使用が多く農家にとって一般的に利用されるようになったのは戦後のことであった。『ポケット農林水産統計』によると、ヘリコプターによる農薬散布面積は、1959年には全国の水田で4,244haにすぎなかったが、その後は1969年からの減反政策によって水田面積が縮小し始めるまで、一貫して増大している。また、水田における除草剤使用農家数は、1961年には255万戸であったが、1967年には379万6000戸まで増加している。主要な肥料成分である窒素、リン、カリの国内需要も1961年以降、増加の一途をたどっており、減反政策開始後の1973年ごろにピークを迎えている。

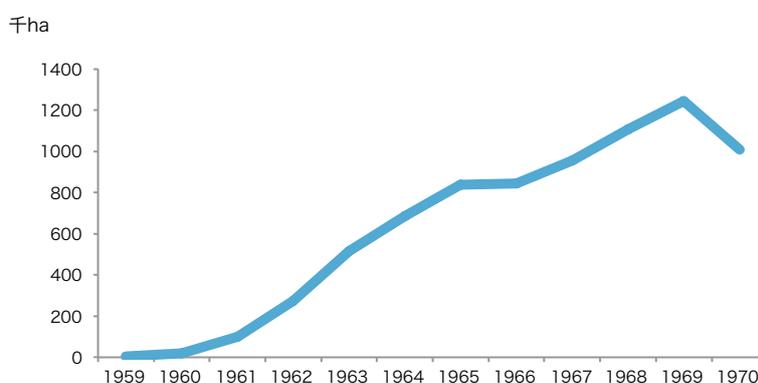


図 2-1 ヘリコプターによる農薬散布面積
(出処：ポケット農林水産統計より筆者作成)

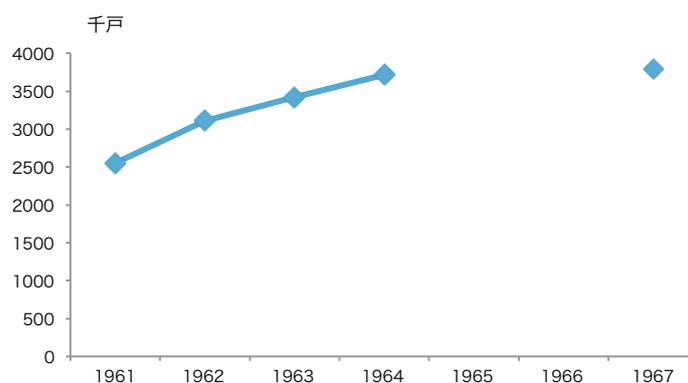


図 2-2 除草剤使用農家数の推移
(出処：ポケット農林水産統計より筆者作成)

1-3 「慣行農業」の成立

現在、農薬・化学肥料を使用する農業および農法は、一般的に「慣行農業」および「慣行農法」と呼称されることが多い。しかし、農薬・化学肥料の使用を前提とした栽培体系が一般の農業者まで普及し始めたのは第二次世界大戦以降であるため、農薬・化学肥料

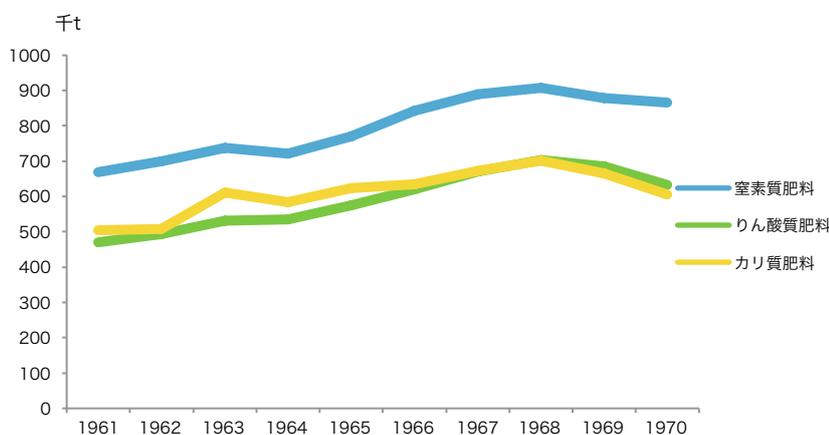


図 2-3 肥料の国内需要の推移

(出処：ポケット農林水産統計より筆者作成)

料の使用が「慣行」となったのは、農業の長い歴史からみれば比較のごく最近のことにはすぎない。では、いつから農薬・化学肥料を使用した農業が慣行農業／農法と呼ばれ始めるようになったのだろうか。ここでは、主要な全国紙のデータベース²⁴を用いて、農業における「慣行」の意味合いの変遷を確認していく。

「慣行」と「農業」という 2 つの語句が掲載されていたもっとも古い記事は、1885 年の小作慣行調査に関するものであった。記事内では、府県に対して、「各地方小作ニ関スル慣行左ノ條目ニ照準シ詳細調査シ来ル七月三十一日マデニ當省へ差出スベシ此旨相達シ候事 [下線は筆者による] (『読売新聞』1885.4.14)」とあった。また、その次に古い記事は 1888 年のもので、こちらも小作慣行調査についての記事であった (『朝日新聞』1888.4.14)。その後も、1960 年代ごろまで、農業の「慣行」が問われる記事は小作慣行調査以外の文脈ではみられなかった。

小作慣行調査以降に農業の「慣行」が問われたのは、1960 年代以降の慣行水利権についてであった。たとえば、「水利組合は全国に七万九千を数えるが、このうち六万九千がいわゆる『申し合わせ組合』である。これは自然発生的にできた組合で、その申し合わせが、慣行として組合員の水利利用を支配しているものだが... [下線は筆者による] (『読売新

²⁴ 新聞記事の閲覧には、朝日新聞の「聞蔵Ⅱビジュアル (1879 年～)」、毎日新聞の「毎索 (1872 年～)」、読売新聞の「ヨミダス歴史館 (1874 年～)」を利用した。

聞』1960.10.18)」というような記述である。記事内では、こうした旧来的な慣行水利が根強く農村を支配していることが農業の近代化を妨げているだけでなく、工業用水や生活用水としての水利用にも影響を与えているため、農林省が『水利白書』を発表することによっていちど現状を整理しようとしている、といった説明がなされていた。当時、近代化や産業化によって農業の水利権の見直しがおこなわれようとしていたことがわかる。こうした慣行水利権についての記事はその後も散見されたが、いっぽうで農薬・化学肥料を使用した農法を「慣行」と呼ぶ記事は1980年代後半までみられていない。

1980年代には、農薬や化学肥料の使用を問題視する世論が形成され、それらを使用しない農法として有機農業が注目され始めた。そして、近代以降の日本社会に再登場した無農薬・無化学肥料の農法を形容するにあたって、慣行農業／農法といった言葉で農薬・化学肥料の使用を前提とする農業を区別するにいたった。有機農業と比較として慣行農法が初めて紙面上で確認されたのは、1987年6月29日の山形県高島町についての記事であった。記事では、高島町で取り組まれている「少農薬米」について、「従来の有機農法では農薬をまったく使わない考え方もあるが、同組合〔上和田有機米生産組合〕では田植え直後に1回だけ除草剤を使うなど、慣行農法も一部採り入れている。〔朝日新聞、下線は筆者による〕」という説明がなされていた。ここでは、除草剤を使用する行為が慣行農法と表現されている。また、2年後の1989年6月22日には、宮崎県綾町での「低・無農薬」栽培の取り組みが取り上げられるさいに、「慣行」への言及があった。記事では、A・B・Cの3種類の認定基準を説明するさいに、「...毒性のある農薬は、Bで『慣行防除回数』の5分の1以下、Cで3分の1以下。〔朝日新聞、下線は筆者による〕」というように、「慣行防除回数」との比較によって、「低農薬」栽培の基準が設定されていることが説明された。

ここで着目したいのは、どちらの記事の文脈でも、「少農薬米」や「低農薬」栽培などの減農薬栽培を説明するために慣行農業／農法が用いられている点である。こうした減農薬・減化学肥料栽培を説明するために慣行農業／農法に言及する説明方式は、1992年9月29日に農林水産省によって作成され、翌年4月1日から利用が始まった「有機農産物等にかかる青果物等特別表示ガイドライン制度」にもみることができる。1993年4月1日の読売新聞での報道によると、ガイドラインは、「これまで一般的に有機農産物と呼ばれていたものを〈1〉有機農産物（たい肥を使って土づくりをし、農薬、化学肥料を三年以上使用せずに栽培）〈2〉転換期間中有機農産物（たい肥による土づくりをして農薬、化学肥料を六か月以上使用せず）〈3〉無農薬栽培農産物（前作の収穫後から農薬を使用せず）〈4〉減農薬栽培農産物（前作の収穫後から使用した農薬が周辺で慣行的に行われている使用量の半分以下で生産）の四種類に区分〔下線は筆者による〕」したという。したがって、ガイドラインの制定にあたり、農林水産省が「周辺で慣行的に行われている使用量」を減農薬・減化学肥料栽培の比較基準として設定したことで、逆説的に「慣行農

業」あるいは「慣行栽培」が農薬・化学肥料の節減を意図しない農法であるといった意味合いが付与されたといえる。

ガイドラインは、その後 5 回の改定を経て、現在では「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」という名称になっている。現行ガイドラインにおいては、特別栽培農産物の定義は、「当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの 5 割以下であること [下線は筆者による]」という農薬に関する要件と、「当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、慣行レベルの 5 割以下であること [下線は筆者による]」という化学肥料に関する要件の双方を満たす栽培方法によって生産された農産物をいう。

では、ここで言及されている「慣行レベル」を定めているのは一体どの主体なのか。ガイドラインでは、この点について、「慣行レベルは、地方公共団体が定めたもの（地域ごとに定めたものを含む。）又は地方公共団体がその内容を確認したものとし、使用実態が明確でない場合には特別栽培農産物の表示は行わないものとする。」という説明がなされており、「慣行レベル」を定めるのは地方公共団体だとされている。現在、すべての都道府県が「慣行レベル」をホームページ上で公開しており、農林水産省は「特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき地方公共団体が定めた慣行レベル等」として、各都道府県のホームページアドレスと問い合わせ先等を取りまとめて公開している。こうした地方公共団体による「慣行レベル」の策定は、2003 年 5 月 26 日のガイドライン改正によってあらたに追加された条項である。いくつかの都道府県は、「慣行レベル（慣行基準との表記もあり）」の策定要綱や策定方針を公開しており、これらの初回の策定期間はおおむね 2003 年～2004 年の時期であった²⁵。

つまり、有機農業につづいて減農薬栽培というカテゴリが登場したことで、完全無農薬ではない農法を説明するためには、比較対象を策定する必要性が生じた。そこで、減農薬栽培の説明用語として「慣行的に行われている使用量」という言及が生まれ、そうした使用量を表現する「慣行レベル」という用語が生まれた。そして、この「慣行レベル」に準拠した農業が次第に慣行農業／農法と呼ばれるようになっていったと考えられる。現在、慣行農業／農法、あるいは慣行栽培という言葉は、農薬や化学肥料の節減をとくに意図していない農法全般を指す用語として使用されるにいたっている。たとえば、農林水産省が 2018 年におこなった「環境保全に配慮した農業生産に資する技術の導入実態に関する意識・意向調査」では、栽培方法の選択肢として、慣行農業、エコファーマー、特別栽培、有機農業（有機 JAS 認証取得）、有機農業（有機 JAS 認証取得なし）という 5 種類が提

²⁵ ホームページ上で公開されていた策定要綱のうち、愛知県、高知県、徳島県、宮崎県のものを参照した。

示されている。

2 日本における環境配慮型農法の歴史

日本の農業は第二次世界大戦後、化学的な発展をとげ、農薬や化学肥料のような化学物質（アグロケミカル agro-chemical）の使用が一般農家にまで広がった。世界の農業情勢も同様な状況であり、第二次世界大戦後には全世界でアグロケミカルの使用が急速に広がった。こうした「農業の化学化」と同時に、農薬の危険性があやぶまれるようになってきた。1960年代のアメリカでは、レイチェル・カーソンが書籍にて農薬の危険性を告発し、安全性に疑義が持たれた農薬の全面使用禁止措置が取られた。また日本でも、1974年から朝日新聞にて連載されていた、有吉佐和子の『複合汚染』が社会現象を巻き起こし、アグロケミカルへの批判的な論調が高まった。

これらの告発によって、農薬が人体を含む生態系に与える影響、化学肥料の過剰多投による窒素成分の流出が一種の社会問題として認識された。また、こうした告発を待たなくとも、農業者の中には化学物質への過度な依存が農地を荒廃させているといった認識を持つ者が既に現れていた。こうしたアグロケミカルへの疑義が有機農業と有機農業を推進しようとする有機農業運動の誕生に結びついた。こうして、1971年に有機農業の探究、実践、普及啓発、交流等を目的に、生産者と消費者、研究者を中心として日本有機農業研究会（以下、有機研）が発足した。有機研は、消費者会員との直接的な結びつきによって売買を成立させる点に特徴があった。当時、有機農産物を市場に流通させることはほぼ不可能であり、有機農産物を購入したいと望む都市部の消費者は消費者団体を形成し、有機農業者から直接農産物を購入するルートを開拓した。また、消費者団体は農産物の購入だけでなく、生産者のもとへ赴いて除草作業なども手伝っていた。こうした「援農」を含む、消費者と生産者との直接的で人間的な付き合い方は「提携」と呼ばれ、日本の有機農業運動を特徴づける点となった。

2-1 食の安全性を求める消費者運動との共振

国民センター調査研究部が1979年に日本有機農業研究会に所属する生産者に対しておこなったアンケート調査（国民生活センター編 1981）によると、1964年までに有機農業²⁶を開始した者には「消費者への供給」という動機があまりみられない。初期参加者に

²⁶ ここでいう「有機農業」とは、現在のようにJAS法の基準に照らして生産された有機農産物ではない。当時は慣行農法に抗って農薬や化学肥料の使用を抑えていた農法やそうした農家を総じて有機農業・有機農家と呼んでいた。当時の「有機農業」には現在でいう減農薬・減化学肥料栽培が包括されているが、彼らはむしろそうした基準や区分に先立った実践者であり、現状変革的な精神性という共通性

あたるこれらの人びとは、「地力の低下を防ぐ」、「生活観・人生観」、「信仰・宗教の信念」といった動機によって有機農業を開始しており、消費者団体との連携以前から各地で有機農業を営んでいた者が一定数存在していたことが明らかとなっている。いっぽう、1965年以降は「消費者への供給」を動機として有機農業を開始した者が多い。

また、国民生活センター調査研究部が1980年におこなった消費者団体へのアンケート調査（国民生活センター編 1981）によると、消費者団体は1973年～1976年をピークとして組織されている。発生契機として「有機農業者との出会い」をあげる団体も全体（114 集団）のうち10%強をしめているが、多くの団体が「食品公害・環境汚染の学習・運動から」、「消費者問題の学習グループから」、「生協運動のなかで」と回答しており、食の安全性への疑念をもった主婦らによる組織化だったことがうかがえる。彼女らは全国に点在する有機農家を探し出し、農産物を分け与えてもらうかわりに謝金を支払い、農作業を手伝うという関係性を生み出していった。こうした消費者団体と有機農家との関係性は、「提携」「援農」と名付けられ、日本の有機農業運動の特徴とされた。また、同じく国民生活センター調査研究部による1990年の調査（榎潟 2008: 101-117）によると、消費者団体と有機農家の連携による提携集団は、1971～1980年にかけて組織化のピークを迎えている。しかし、その後の組織化率は減退傾向をたどり、1987年ごろには組織化の波は完全に収まっている。

2-2 有機農業の制度化と商業化による無農薬栽培への純化

日本における有機農業の登場は、消費者と生産者との提携による有機農業運動と歩みを共にしており、それは近代農業への批判的精神を含む集合行為であった。しかし、1980年代ごろには、以前から提携運動のひとつとして有機農産物の共同購入をおこなっていた生協のみならず、デパートやスーパーといった量販店でも「差別化商品」、「付加価値商品」として有機農産物を取り扱うところが増えてきた（榎潟 2008: 90）。こうした傾向は1980年代後半から強くなり、これまでの有機農業運動を牽引してきた農家とはまったく異なる層が有機農業をあらたな市場とみなし、参入を試みるようになった。「大地を守る会」や「ポラン広場」、「らでいっしゅぼ～や」などの専門流通事業体が急速に事業を拡大したのもこの時期である。

しかし、この時期には「有機農産物」の法的な規定が存在しなかった。統一された基準をもたない「有機農産物」市場は混乱をきたし、1988年には公正取引委員会が優良誤認を取り締まるに至った。この取り締まりの一環として、1992年にガイドラインが発表され、1999年には、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（通称 JAS

をもっていた。

法)の改正によって有機農産物の基準および認証制度が法制化された。同法では、「有機」と表示できる農産物は、その播種または定植前の最低2年間(多年生作物にあっては、その収穫前3年間)、その圃場において使用禁止資材が使用されていないことが要件とされた。ここでの使用禁止資材とは、基本的には農薬や化学肥料等の化学合成物質である。こうした有機農業の制度化を通じて、有機農産物が一般の流通ルートでも本格的に取り扱われる時代が到来し、有機農産物の商業化はより加速した。

有機農業における制度化と商業化の相互作用は、日本国内のみならず国際的に引き起こされた事象であった。とくに2000年代以降、先進国市場では有機農産物に対する需要の膨張傾向に応え、有機農業の商業化が加速した。米カリフォルニア州においては、“Big Organic”と形容される大規模有機農場が席捲するようになり、アメリカ国内の有機市場の大半を占めるようになった。また、ビッグオーガニックは国内需要とともに輸出を前提とした生産形態であり、空輸による有機農産物の越境が頻発するようになった(Back and Guthman1997)。

こうした大規模有機農場では、単一作物栽培や機械化、商品としての見栄えをよくするための洗浄、包装などが行われている。こうした有機農業の商品化に対し、そのような生産・流通手法は近代農業的手法そのものであり、近代農業への対抗運動として始まった有機農業において近代農業化が進展しているのではないかという「有機農業の慣行農業化」仮説が検討されている。バックらは、慣行農業化した有機農業には有機農業本来の精神性はもはや存在せず、それに代わってむしろ環境悪化を加速させていると指摘し、こうした単なる付加価値農業としての生産に警鐘を鳴らしている。

有機農業の制度化と商業化においては、商業的利用による不当表示の出現が契機となって有機農業が制度化されたが、制度化によって有機農業の商業化がさらに加速するという相互作用がみられた。しかしいっぽうで、初期有機農業者らが完全無農薬・完全無化学肥料栽培のみを「有機農業」とみなしていたわけではなかったことを確認しておかなければならない。本城昇によると、有機農業が制度化に向けて動き始めた1988年当時は、無農薬・化学肥料栽培による農産物が少ないころであり、それだけに、減農薬の努力をして作られた農産物については、その能力を評価して有機農産物とおおざっぱにとらえてもいいのではないかという雰囲気があったという。そして、当時の有機農業運動をささえていた当事者たちのあいだでは、無農薬・無科学肥料栽培の農産物のみを「有機」と特別視して付加価値のある農産物と見るのは、商業主義に毒された視点以外の何者でもないという捉え方も存在していた(本城2004:72)。

さらに、先の国民生活センター調査研究部による有機農業者への調査(国民生活センター編1981)では、農薬(殺虫剤・殺菌剤)を「使うべきではない、使う必要がない」と答えた者が全体の25.9%であり、その他の回答者は程度の差はあれ、農薬の使用を完全には否定していない。こうした考えは化学肥料・除草剤においても同様の傾向をみせてお

り、完全無農薬・完全無化学肥料栽培を志向していた有機農業者は全体の 2~3 割と推計される。有機農業者らは、近代農法に抗するという精神性から編み出された農法を「有機農業」と総括していた。しかし、そうした包括性は法律には反映されなかった。そもそも、有機農産物が商品として取引されているという実態が不当表示を誘発させており、こうした商品化の論理のなかに有機農業の精神性を反映することは不可能であった。商品としての有機農産物の基準を制定するという商品化の論理のなかで起こった有機農業の制度化が、有機農業を無農薬・無化学肥料栽培たらしめたという側面が少なからず存在したといえよう²⁷。

3 農政による環境配慮型農法への対応

3-1 「環境保全型農業」の登場

農林水産省は、1992 年 6 月に「新しい食料・農業・農村政策の方向」という新政策を打ち出し、「生産性の向上を図りつつ環境への負荷を低減した...環境保全型農業」の推進を掲げるようになった。こうした取り組みの後で、農林水産省は 1999 年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」を制定する。同年に新農業基本法である食料・農業・農村基本法も制定された。新農業基本法においては、日本の農業の持続的な発展を図るために農業の「自然循環機能が維持増進されること」（第 4 条）が不可欠であり、国は、そのために「農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる」（第 32 条）とされた。

持続農業法では、都道府県が「持続性の高い農業生産方式」の「導入指針」を定めるとした（第 3 条）。農業者は、「持続性の高い農業生産方式」を導入しようとする場合、「導入計画」を作成して都道府県知事の認定を受けることができ（第 4 条）、導入計画には、作物ごとにどのような技術を導入するのかという具体的な内容、導入にかかわる農業生産の目標（作付面積、収量および農業所得）および目標年（おおむね 5 年後）を記載することが求められる。また、目標達成に必要な堆肥等の有機資材の利用計画、機械・施設の整備計画および資金調達計画等も記載し、都道府県知事に提出することが求められる。こうした手続を経て都道府県知事による認定を受けた農業者（認定農業者）は、金融面や税制面の優遇措置を受けることができる。なお、認定農業者は 2000 年 8 月から「エコファ

²⁷ なお、日本有機農業研究会は、1988 年 8 月に有機農産物の定義を公表した。その定義は、「有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質と全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう」というものであった。公正取引委員会が、有機関連の不当な表示に対して警告する直前であった。

ーマー」という呼称でよばれるようになってきている。エコファーマー制度は、2011年までの13年間で着実に件数を伸ばしていた。しかし、2011年に過去最高の216,341件の認定件数を記録してからは、件数は減少傾向に転じている²⁸。

3-2 環境配慮型農法の現状

2018年現在、農林水産省が公表している環境配慮型農法関連資料のうち、もっとも新しいものは『環境保全型農業の推進について（2018年1月公表）』である。このなかでは、「オーガニック・エコ農業」として、有機農業、特別栽培、エコファーマーの取組数が発表されている。日本は現在、総農家数253万戸のうち、JAS法に基づいたJAS有機認証の取得農家が約4000戸（全体の0.15%）、JAS有機認証非取得の有機農家が約8000戸（全体の0.3%）とされている²⁹。

先にふれたように、現在、法的には有機農産物とは遺伝子組換え作物でない無化学農薬・無化学肥料栽培のうち、3年以上化学農薬・化学肥料を使用していない土壌にて栽培されたものである。いっぽう、特別栽培とは、節減対象農薬の使用成分と化学肥料の窒素成分量が地域慣行レベルの5割以下で栽培された作物をいう。特別栽培は1992年にはじめてガイドラインが制定されてから、5度の改定を経て、2007年の現行ガイドラインとなった。特別栽培に取り組む農家数は44,000戸（全体の1.7%）と発表されている。この数字の出处、取得時期は公表されていない。なお、2016年農林水産省公表資料『オーガニック・エコ農業の拡大に向けて（2016年2月公表）』では45,000戸だったため、2年のうちに1,000戸減少したともいえる。しかし、事例部で詳述するように、特別栽培は単年での圃場の認証制度であるため、少なくとも3年間の拘束が発生する有機農家に比べて、年ごとの微増・微減が起りやすい。

有機農産物、特別栽培と異なり、エコファーマーは農業者の認定制度である。前項でみたように、各都道府県が提示した環境配慮型農法の基準に沿った「導入計画」を提出した者が都道府県知事によってエコファーマーと認定され、融資・税制面で優遇される。また、「持続性の高い農業生産方式（農薬・化学肥料を地域慣行の2~3割程度削減した生産

²⁸ こうした傾向について、農林水産省は、「認定件数が減少した背景としては、平成29年度中に計画期間(5年間)が終了した者が高齢化による離農や價格的優位性に繋がらないことを理由に再認定申請を行わなかったことによるものと考えられ」としている（『持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況』2018年8月31日付、農林水産省ホームページより）。

²⁹ このデータは、2010年にNPO法人MOA自然農法文化事業団が、農林水産省の有機農業基礎データ作成事業に採択され調査をおこなったものであるため、厳密には2010年のデータである。その後、農林水産省による有機農家数の公表はおこなわれていない（2018年現在）。

方式とされている場合が多い)」で生産した農産物は、エコファーマーラベルをつけて出荷することができる。エコファーマーは約 15 万 5000 戸（全体の 6.1%）とされているが、前項で確認したように、認定農業者数は減少傾向に転じている。

そのほか、農業環境政策としては、農林水産省は 2011 年度から環境配慮型農法直接支払制度を開始した。これは、「農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合」に支援を実施するという制度である。全国での取組状況は、2016 年度で取組市町村数 888、実施面積は 84,566ha（全体の 1.9%）であり、年々増加傾向にある。

4 農協と米穀農政

4-1 日本における農協の起源と大戦による国策化

日本の農協は、産業組合と農会といった 2 つの起源をもつ点に特徴がある。産業組合は、1900 年の産業組合法によって法制化した。農会は、前年 1899 年の農会法によってである。太田原高昭によると、この時期に生産技術の向上すなわち農事改良を担当していたのは系統農会であり、したがってこの時期の日本を代表する農業団体は、産業組合ではなく農会であった（太田原 2016: 59）。農会の前身は、各地で自発的に発生していた農談会である。農談会は、地主や篤農家を中心として形成されていた自主研究会であり、農業新技術の習得に熱心に取り組み、地域を越えて広く交流する中で成果をあげていた。農政局『日本の農業団体と農業協同組合』によると、1878 年には、群馬で共農社が農家 14 戸によって組織されている。また、同年の福島では農家 74 戸による開農社が誕生した。その後、集落内での農家の組織化は全国的に拡大し、1881 年には農商務省（当時）が勸業農談会を開催、農談会の法制化に向けて動き始めた。

1910 年には帝国農会が成立し、全国的な系統農会体制が確立された。系統農会は、帝国農会を頂点として全ての都道府県、市町村に組織を持ち、農民を自作、小作を問わず全員加盟とされた。都道府県農会、市町村農会のトップは知事や市町村長が兼ねており、行政と一体となって農事改良の指導に当たった。農会は、農家小組合と呼ばれる自然発生的に存在した集落組織を町村農会の下部機構として組み込み、農事指導の基礎単位として位置づけた。帝国農会の調査によると、農家小組合は平均して 20 戸から 30 戸程度の規模であるが、大規模なものでは 66 戸の農家によって組織されていた。また、もっとも早い設立団体は、1891 年に群馬で組織された宮古共励組合および翌年に山形で組織された新屋敷農事実行組合である（帝国農会 1936: 4-8）。農家小組合は自発的な任意組合であったが、地域団体として一般的事象を行う小組合と事業団体として特殊事業を行う小組合という 2 つの性格を持っていた（全国農業協同組合中央会 1965: 143）。明治・大正期の農村は、農会と産業組合という 2 つの組織によって束ねられていたといえ、とくに全員加

盟型で都道府県を頂点とするヒエラルキー構造をもつ農会による指導が主だったといえる。

その後、1930年からはじまった長期的不況である昭和恐慌によって、任意加入だった産業組合も強制力を伴う組織へと変わった。政府による農村の経済立て直し施策である農産漁村経済更生運動が1932年から開始され、同年の産業組合全国大会では、農産漁村経済更生運動に対応する「産組拡充5ヵ年計画」が決定された。これによって、産業組合はすべての市町村に設置され、農家の全戸加入が求められるようになった³⁰。こうして、産業組合は全ての市町村に設置され、すべての農業者がその事業を利用する強大な経済団体となった。

1918年の米騒動を経て、政府は1921年に初めての市場統制として米穀法を制定した。米穀法の実施にあたっては政府が買入れた米を保管するための倉庫が必要となった。政府はそうした必要を満たすため、農業倉庫業者を産業組合、農会、地方公共団体に限って承認する農業倉庫業法を制定した。米穀法と農業倉庫業法の制定は一体であり、これが産業組合による米の共同販売の契機となった（太田原 2016: 76）。

間接統制であった国の米穀政策は、戦時統制が強化されるにつれて直接管理へと変化していった。1940年の米穀管理規則によって国による本格的な直接統制が始まり、1942年にはそれまでの食糧統制を整備統合した食糧管理法が制定された。食糧管理法では食糧の需給、価格および流通を国が一元的に統制管理した。この一元的国家管理体制のもと、農業生産については農会がその統制にあたり、流通過程の統制は産業組合が独占的に担当することになった。しかし、国家管理を確実なものとするためには、生産および流通についての命令系統を一元化する必要が生じてきた。そこで、食糧管理法制定の翌年である1943年に農業団体法が制定され、産業組合と農会を統合した農業会が誕生した。農業会は中央に全国農業会を設置し、都道府県に地方農業会、町村に町村農業会を設置した。農業会は、地域内において農業を営む者および農地を所有する者は全戸加入であり、産業組合自体には存在していた加入脱退の自由という協同組合として性格は失われた。

戦後の農地改革によって、それまでの地主制度は解体され、多くの自作農が誕生した。ここでも太田原によると、農地改革で誕生した自作農は、封建時代以来の小規模で分散した耕地基盤をほぼそのまま引き継いだ不安定な存在であった（太田原: 82）ため、それを安定させるための方策が準備された。連合軍最高司令官による「農地解放令覚書」では、「非農民敵勢力の支配を脱し、日本農民の経済的文化的向上に資する農業協同組合運動を助長し奨励する計画」を講ずべきだと記されており、農業協同組合の奨励は他4つの指

³⁰ 大正末年には40%にすぎなかった産業組合の組織率は、計画決定から3年後の1935年には75%に達した（太田原 2016: 62）。

示とともに体系的な農業保護政策の一部をなした。こうして、農業協同組合制度は、戦後自作農体制の核心と位置づけられ、1947年11月に農協法が制定された。

4-2 減反政策での農協の利用と食糧管理法の廃止

1961年に農業基本法が制定されてから、他産業との所得格差を解消するために、農業の近代化が奨励された。しかし、そのいっぽうでこの時期にはすでに過剰米が発生し始めており、財政赤字が引き起こされていた。こうした赤字農政を解決するため、1969年から減反政策が始まった。同年には自主流通米制度も開始され、食糧制度は転換の時期を迎えることとなる。太田原によると、「減反や転作のように農家一戸一戸の経営を大きく揺るがすような政策を、集落に立ち入って指導するような能力はそもそも行政には備わっていなかった」ため、減反政策では実質的に農協を介した生産調整配分がおこなわれたという。減反目標にしても、行政にできるのは全国目標を各都道府県に割り当て、それをさらに各市町村に割り当てるところまでであって、各市町村に割り当てられた数字を集落に割り当て、それをさらに農家一戸ずつに配分する作業は農協に頼らざるをえなかったとされている（同上：151）。自主流通米制度では、既存の流通ルートのうち、政府を通さずに販売するルートに関する整備が進められた。小池晴伴によると、その目的は政府の食糧赤字削減にくわえ、消費者の良食味米志向への対応でもあったという。自主流通米制度によって、農協による販売事業が本格的に開始され、米の系統共販体制が整えられた（小池2009：113-114）。

1993年に農業合意がはかられたガット・ウルグアイラウンドによって、日本政府は食糧管理法および農業基本法の廃止という義務を負った。貿易障壁をすべて関税に置き換え、価格形成は市場原理に委ねるという農業合意の基本からすれば、米を公定価格で政府が買い取るという食糧管理法およびそうした政策を政府に義務付けている農業基本法は、廃止するほかなかった。1994年12月には食糧管理法に代わる食糧法が制定され、長い間食糧制度を基盤としてきた農協は大きな岐路に立たされた（太田原：163）。

食糧法では、自主流通米による民間流通が基本とされ、生産調整の実施主体も民間が主であり政府は従であるとされた。販売については、政府への売り渡し義務がなくなり、多様な販売方法が容認された。農業基本法も1997年7月に廃止され、あらたに食糧・農業・農村基本法が制定された。

2004年に制定された改正食糧法では、食糧法が食糧管理法から引き継いでいた統制的な側面が廃止された。自主流通米という名称も消滅し、民間流通による自由な売買を基本とする姿勢がより鮮明になった。また、生産調整の方式が大きく転換し、減反目標面積ではなく生産目標数量の配分となった。過剰米については、個々の生産者の作況超過分を区分して出荷・隔離し、主食用以外として低価格で販売した。この時期、農協はマーケティング戦略を一層強化した。米の消費形態は多様化し、大手卸売業者も登場し始めた。有機

栽培米、特別栽培米などの環境配慮型農産物も差別化商品として一定の需要を形成した（小池 2009: 120）。

4-3 農協による環境配慮型農法の取り組み

全国農業協同組合中央会が 1987 年度に実施した調査（『有機』、『無農薬』等農産物供給状況調査）では、33 道府県 1,010 の単位農協のうち 185 農協がなんらかのかたちで有機農業に取り組んでいると回答していた。3 年後の 1990 年度の調査（「農協の活動に関する全国一斉調査」）では、回答があった 3,481 の単位農協のうち 949 農協が取り組んでおり、取組比率は上がっている。

農協は農政が「環境保全型農業」の推進に取り組み始めたさいには足並みを揃え、その推進に取り組む姿勢をみせている。1993 年以降には、全国農業協同組合中央会と日本生活協同組合連合会が事務局となって環境保全型農業推進会議が設置され、1998 年度末までに全国の市町村の約 3 割にあたる 1,003 市町村において地域環境保全型農業推進方針が策定された。

食糧法の施行に関連した農協の意向については、食糧法施行前である 1995 年 6 月に北出俊昭がおこなったアンケート調査³¹をみてみよう（北出 1995）。アンケート調査では、「新食糧法に対応した農協としての生産・集荷・販売上の対策はありますか」という設問（自由回答方式）に対し、14.9%³²の農協が「減農薬・有機米・特別栽培米の生産、消費者との提携と産直の推進 [自由回答の内容を北出が整理]」と回答していた。これは、食糧法施行前の意向調査であり、このうちのいくつの農協が実際に環境配慮型農法に取り組んだのかといった詳細は不明である。しかし、自由化する米市場のなかでの差別化戦略として環境配慮型農法へ取り組もうとする農協が一定程度存在していたことは指摘できる。

³¹ このアンケート調査は、生産量の多い順に、全国の生産量の 70%をカバーする 21 道県の全農協 1447 に対しておこなわれたもので、有効回答数は 505、回収率は 34.9%であった。

³² 自由回答欄に「計画なし、検討中」を含めてなんらかの記入をした農協が 242 農協であったため、これを母数として筆者が計算した。

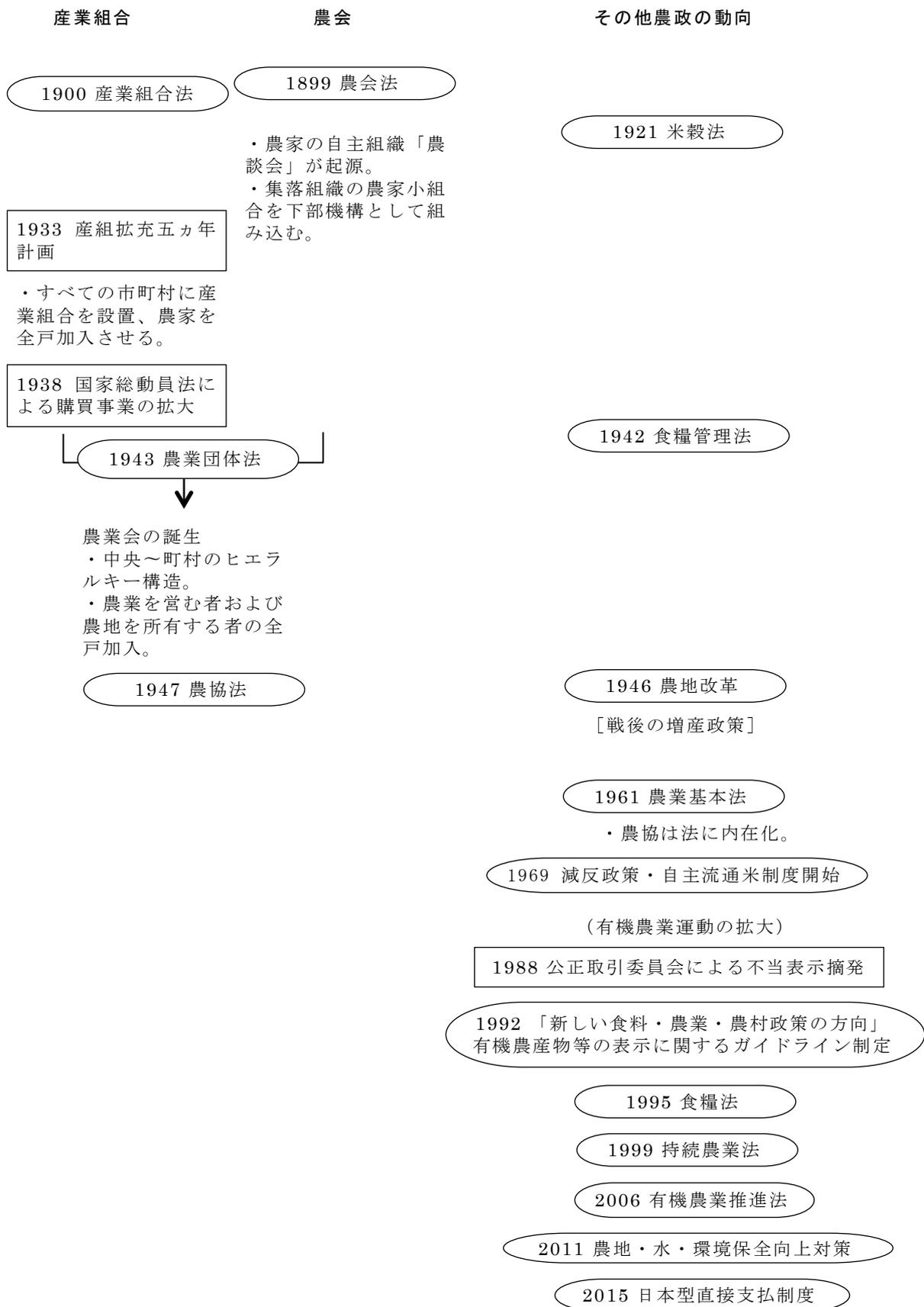


図 2-4 農協の成立過程および農政の動向

5 小括

農業環境公共財の観点から日本の農業の歴史をふりかえると、農薬および化学肥料が登場するまでは農業環境公共財の供給は円滑であったといえる。しかしその分、病虫害の防除や除草作業の身体的負担は重く、十分な肥料が手に入らないことから単位面積あたりの生産量にも限界が存在した。このことから、世代間での公共財供給における不平等は存在していなかったが、世代内では身分の低い農家（農民）に負担が集中していたことがわかる。

その後、農薬および化学肥料（および農業機械）の登場によって農家の身体的負担は大きく軽減され、生産効率も飛躍的に伸びた。高度経済成長期以降、農業労働の主な担い手である青年男性は都市へと流出したが、農薬および化学肥料（および農業機械）の使用による省力化によって農業生産は維持された。しかし、残された高齢者や女性によって担われるようになった農業は恒常的な労働力不足に陥り、農薬および化学肥料へさらに依存するようになっていった。また、農薬が普及するにつれて農薬中毒の事故が発生するようになり、毒物としての農薬の危険性は認識されるようになった。結果として、農薬取締法の制定以後、国家や都道府県による防除基準の制定が始まったが、この時点では農薬および化学肥料の過剰使用は問題とは認識されていなかったため、使用の上限を制定するような動きはなかった。

戦中戦後にかけては、農村を統率するために農協の設立や機能の強化が国家によっておこなわれた。このため、日本の農協は協同組合が持つべきボトムアップでの意思決定過程が希薄化し、国家や都道府県とのつながりをもつ全農や中央会によって統率されるトップダウン型の組織となった。こうした〈戦時体制としての農協システム〉は、食糧管理法が解除されなかったために戦後も維持され、減反政策を実施するさいにも利用された。こうして、農協は自治体と同様、地域農業を一定程度統率する存在となり、防除基準を制定・配布するようになった。そして、ここでも重視されたのは農家による安全な農薬使用であった。

有機農業運動以降は、食の安全性といったフレーミングによって有機農業が社会的な認知を受けるようになった。毒物として危険性が高いと判断された農薬は農薬取締法の対象となったが、いっぽうで、（少なくとも）当時の科学的知識では人体への直接的な影響は認められないと判断された農薬については使用が継続された。ここにおいて、農薬使用の是非に対する解釈は社会的な多様性を帯びるようになった。また、有機農業は食の安全性を守るといったフレーミングによって正当性を得ており、農業が自然環境に与える影響については、食の安全性ほどの危機意識は醸成されなかった。

1992年の環境保全型農業の登場以降、農業が自然環境に与える影響、すなわち農業環境公共財の供給問題が社会的な課題として認識されるようになった。エコファーマー制度の創設に代表されるように、この時期の農政には持続的な農業といったコンセプトが付け

加えられた。2011年には農地・水・環境保全向上対策、2015年には日本型直接支払制度が開始されたように、農業環境公共財の政策的な位置づけは近年高まりつつある。しかし、高齢者や兼業農家を中心とする日本農業の特質を鑑みると、助成金の申請ができない／しようと考えないような層は、実質的に政策の対象外となっている。一部の農協は付加価値農法として有機農業をはじめとする環境配慮型農法に取り組もうとしており、地域ぐるみの取り組みが目指されているが、こうした農協の動きを後押しするような政策的しくみは整備されていない。

次章からは、環境配慮型農法が農協単位で普及した事例として、JA みやぎ登米における環境保全米施策を取り上げる。環境保全米施策の特徴は、環境保全米という選択肢が市民的な協働によってうみだされた点にある。消費者と生産者が共創した選択肢だったからこそ、JA みやぎ登米でのブランド米としての利用にとどまらず、県単位での集合行為にまで発展した。また、JA みやぎ登米は地域ブランド米として環境保全米を強力に推進したが、その背景には自らが共創した選択肢であるがゆえの理念があったことも見逃せない。次章では、こうした選択肢の共創過程に着目し、どのようにして普及への推進力がうみだされたのかを明らかにする。

第3章 環境保全米運動のフレーム更新過程

本章では、JA みやぎ登米で環境配慮型農法が普及するきっかけとなった「環境保全米運動」の成立および発展について、とくにフレームの更新過程に着目しながら分析をおこなう。農薬の空中散布に対する抗議から始まった消費者と生産者による集合行為は、1996年には登米郡旧中田町および旧なかだ農協との協働を実現させた。その後、旧なかだ農協を含む広域合併によって生まれたJA みやぎ登米では、2003年からJA単位で環境保全米Cタイプが取り組まれ、2007年にはJA みやぎグループ全域で環境保全米生産に励むことを目指す「みやぎの環境保全米県民会議」が設立された。2016年現在、宮城県内37%の水田で環境保全米が生産されており、環境保全米運動は、環境配慮型農法の面的な拡大を達成した成功例として位置付けられる。

環境保全米運動が、面的な拡大を達成できた理由をあげるならば、次の3点が指摘できる。①運動初期の段階で、農薬否認派と農薬是認派の双方を呼び込み、さらに両者を架橋できるような研究者を調整役としておいたことで、両者が対話できる場をつくることに成功したから。これによって環境保全米運動は生産者に対する抗議運動ではなくなり、対話のプラットフォームとしての役割をはたす場となった。②1995年の食糧法施行時に「適正価格の実現」というJA 役員の言説を取り入れたから。①によって維持できてきたJAとのパイプがさらに活性化され、旧なかだ農協との連携というJAグループとの協働の初期段階にこぎつけることができた。③運動の衰退期には戦略的な妥協をはかり、運動性の希薄化と引き換えに地域的拡大を選択したから。この局面で創設された環境保全米CタイプはJA みやぎ登米管内で普及し、この普及が決め手となってJA みやぎグループとの協働が結実した。

以上の3点から、環境保全米運動は、社会運動というよりもさらに穏健で包括的な集合行為として拡張していったといえる。こういった拡大経緯が、食と農の対立構造を融解させ、JAグループを巻き込んだ環境保全米の普及を生んだといえる。

1 地域問題の解決を目指す地方新聞

環境保全米運動は、1991年6月20日朝刊での「宮城県仙台市内の浄水場から農薬成分検出」という報道から始まった。その後、同市内小学校プールからも同じ農薬成分が検出され、主婦グループや弁護士会は農薬の空中散布反対運動を展開し、農薬空中散布の是非は一気に地域社会問題と化した。この一連の流れを報道した河北新報は、仙台市に本社をおく、宮城県内で最も購読率の高い新聞社であった。同社は、同年7月から8月にかけて、「検証 農薬空中散布」という全5回の特集を組んだのちに、「農薬問題についてより深く検討する」といった目的のもと、一般市民3名と専門家、JA 役員の計5名からなる座談会「くろすと一く」を結成、同年10月21日から12月27日まで計5回の座談会

を開催、その内容を紙面上にて連載した。これが、環境保全米運動の始まりであった。

当時の紙面から、農薬の使用およびその空中散布をめぐっては消費者側と生産者側で真っ向から意見が対立していたことがわかる。その一例として、仙台市西農協の当時の組合長 A 氏と宮城県小牛田町の当時の行政区長の寄稿文を引用する。

...まず対応については前年比 25%を地上散布に切り替えました。当然、除外地域の農家から「なぜわれわれだけが犠牲になるのか」という悲痛な叫びと憤まんが爆発しました。しかし、水道水に微量たりとも農薬の混入は許されないという大義名分に涙をのみました。.....中略.....そもそも農薬は農薬取締法によって農水大臣の登録を受けないと製造、販売ができません。しかも、毒性、残留性、人間、環境に対する安全性の審査が世界一厳しい日本政府の検査をパスし、安全使用基準を守って使用している農薬の十億分の一、百億分の一の濃度はどういう意味をもっているのだろうか、と言わざるを得ません。.....中略.....今回の空散問題を機会に空散に頼らざるを得ない背景と農薬イコール悪・危険と言う考え方にちょっと待てよとブレーキをかけ、改めて農薬を再考していただきたいと思います。(以下略)

1991年8月16日河北新報「論壇 仙台市西農協組合長理事 A (記事では実名)」より

農薬の空中散布による水道水やプールの水の汚染が社会的な問題になっていますが、いささか遅過ぎた感じがしないでもありません。.....中略.....なぜ、農薬の空中散布にこだわったかという、安全と言われてきた殺菌、殺虫、除草剤による被害が起き、使用禁止や製造中止になった例を幾つも知っていたからです。.....中略.....8月16日の論壇で、仙台西農協の A 組合長が、空中散布に頼らざるを得ない農家の事情を説明していますが、確かに農家の実態は省力と米の多収穫のために空中散布が必要であることは理解できます。しかし、散布方法を見直ししない限り、賛成できません。.....中略.....今回検出されたフサライドが微量であることを理由に、A 氏は、問題にすることが常識のない行為であるかのように言い、「農薬イコール悪・危険は再考を」と言うに至っては、安全な米作りを進める農協の方針を逸脱した考えと言わざるを得ません。(以下略)

1991年9月5日河北新報「論壇 宮城県小牛田町行政区長 ○○³³」より

³³ 第3章、第5章を通して事例の主要人物ではなく、傍証の提示の際に一度きりしか登場しない人物の名前については、アルファベットではなく「○○」「△△」といった記号による匿名表記がしてある。

こうした対立構造が紙面を通じて徐々に明確化し、同時並行的に形成されていくなか、同年 10 月 21 日に「生産者・消費者・学識者討論の場」として「くろすと一く」が立ち上げられた。くわえて、読者の意見をすくい上げるために「農薬ホットライン」が設置され、投書だけでなく電話でも質問、意見、主張を受け付けることが発表された。

「くろすと一く」のメンバーには、先の「論壇」でも登場した仙台市西農協組合長（当時）の A 氏、宮城教育大助教授（当時）の B 氏、宮城県若柳町在住の専業農家の主婦 C 氏、仙台市在住の主婦 D 氏、仙台市在住で地域活性化委員会に所属している E 氏の 5 名が選定された。

河北新報は、「くろすと一く」立ち上げ段階から農村地理学が専門である B 氏のメンバー入りを検討しており、B 氏は当時企画の中心となっていた社員から 2 度の面接を受けたという。B 氏は生産と消費、そして流通の 3 地点から食と農を捉えるといった研究をおこなっていたため、その業績が評価され推薦されるに至った。面接では、現行の食と農のあり方をめぐって長時間にわたり議論したこともあったという。メンバー入りが決まったのちには、「中間的な位置に立って下さい」という指示を受けていた。

こうした人選、運動の方針決めがどのようにおこなわれていたかについては詳細が明らかになっていない部分もあるが、河北新報が宮城県を中心とした地方新聞であることが、運動の方針をいくぶん左右したのではないかと考えられる。東北地方の中核都市である仙台市を要する宮城県は、広大な平野部を利用した稲作がさかんな県でもあり、空中散布問題前夜の 1990 年当時、県の農業産出額 3,079 億円のうち半数以上の 1,647 億円を米が占めている。全国的にみても米の産出額は、毎年上位にランクインしている。こうした特徴を持つ宮城県は、都市と農村の双方を抱えた地域といえる。生産者と消費者の両方を顧客とする河北新報では、両者の共存をはかるような方向性での運動提起が妥当とされたと考えられる。

河北新報が地域問題の解決に向けてキャンペーンを張ったのは、環境保全米運動が最初ではない。河北新報は、農薬空中散布問題が噴出する 8 年前の 1983 年に、スパイクタイヤによる仙台市街での粉塵問題を「スパイクタイヤ追放キャンペーン」として取り上げていた。このスパイクタイヤ問題は、降雪量の多い北海道や北陸地方でも当時問題視されていたが、宮城県が全国で初めてスパイクタイヤ自粛条例を打ち出したことで一躍注目された。こうした宮城県議会の動きは、河北新報による報道、世論形成が原動力のひとつになっていたと考えられる。河北新報はスパイクタイヤ問題の際、既に県議会を動かすほどの社会のうねりを生み出すことに成功しており、こうした経験から、河北新報は地域の社会問題を表面化させ、具体的な実践を促すというプロセスを培ってきたといえる。この経験が活かされ、環境保全米運動もまた全県的な拡大をみせることとなったといえる。

2 | 期：1995 年食糧法以前

2-1 「くろすとーく」内での議論

「くろすとーく」のメンバーは、あえて意見が多様になるような選定がおこなわれていた。市民代表として、食物アレルギーの子どもを持つ仙台市在住の主婦 D 氏、漁業のさかんな気仙沼市で地域活性化委員会に所属（当時）している E 氏、専業農家の主婦 C 氏、仙台西農協組合長（当時）A 氏の 4 名が選定された。そして、先述のように、両者を繋ぐ中間的な役割として農村地理学者の B 氏が入り、B 氏は実質的には司会進行役を担った。「とーく」は、後述するみやぎフォーラムや国際シンポジウムを含めて、1991 年 10 月～1992 年 6 月までの 8 ヶ月の間に計 11 回の討論（うち 8 回は公開討論）をおこなった。

つづいて、結成当初の「くろすとーく」ではどのような意見が交わされていたのかを確認していこう。第 1 回目の座談会では、農薬否認派からは「必要以上に農薬に頼っているように思えてならない。安全性や効果についての思い込み、『農薬信仰』があるような気がする（専業主婦 D 氏）」という農家の態度を訝しがる発言や、「農薬などの化学物質が、川を伝って海に影響を与えているのではないか（地域活性化委員会 E 氏）」という農薬の周辺環境への影響を疑うような発言がみられた。これに対して農薬是認派からは、「消費者は、農薬の中身を知らずに、十把一絡げにして、すべて悪いと決めつけているように見える（農協組合長 A 氏）」という消費者の価値観を疑問視する発言や、「収入が限られている米作りにばかり人手をかけては、専業農家といえども経営は成り立たない。除草などは農薬に頼るしかない（専業農家主婦 C 氏）」といった、農薬に頼らざるをえない経営状況への理解を求める発言がみられた。

このように運動初期には、農薬は有害であるとする認識からその使用削減を求める農薬否認派と、農薬は必要であるとする認識からその使用継続への理解を求める農薬是認派との間には認識上の対立が生じていた。そのため、この時点では「くろすとーく」内での意見の衝突は不可避と思えるような状況だった。

ここで、起こりえる衝突を避けるために、実質的な司会進行役の B 氏を中心に、農薬使用の是非ではなく、農家の「農薬に頼らざるを得ない」という言い分を形成している構造的背景こそが着目されるべき問題点であるといった論点の「ずらし」が提起された。たとえば、B 氏は第 1 回の座談会にて次のような発言をしている。

農薬の危険性や健康・環境への影響を考えることは重要だが、何のために、誰のために使われているのか、についても考えてみたい。兼業化が進み、労働力不足の解消のために使われている農薬。低米価の中で少しでも収入を上げようと、病気に弱い消費者の好む、価格のよい米作りのために使われる農薬。農薬は野菜流通にとって欠かせない見栄えや規格のためにも使われている。（以下略）

この他にも、第 2 回討論での、「農薬使用量の増加は単なる収量増のためだけではなく、水田の除草剤のように過酷な労働からの解放や労働力不足を補うために使われたり、野菜の商品価値を高めるために使われるなど、多様な目的に使われていることも見逃せない」という発言や、第 3 回討論での、「事実を知ってどこまで互い（＝生産者と消費者）に努力できるか、というところから答えを見つけていくことになる。C さんからも出たが、その最たる問題が（農薬の）運用の問題だ。（かっこ内は筆者補足）」という発言、第 4 回討論の、「△△さん（外食チェーンの運営するフードサイエンス研究所所長、第 4 回討論のゲストスピーカー）から消費者の好みが変われば、みんな変わると指摘された。今の食生活が外食なり加工食品に依存している面が強いことを示している。消費の仕方がめちゃくちゃな側面がある。それが A さんや C さんのような生産者段階にいくと、農薬を使わないと対応できなくなり、一年中トマトを作れ、キュウリを作れと要求されて困っている。消費者の食生活の在り方が、農薬問題を見出している 1 つの原動力になっているのではないか。（かっこ内は筆者補足）」といった発言にみられるように、農薬使用の是非ではなく、そのメカニズム、たとえば農薬技術開発の不透明性や「めちゃくちゃな」消費による農薬使用の助長などによって、現在の消費者/生産者間での利害対立が生じていると B 氏は度々主張している。

B 氏のこうした発言を含めて農薬否認派・是認派の対話は進み、農薬否認派だった主婦 D 氏は、第 5 回討論では次のように意見を変容させている。

食卓の農薬問題には、流通が深くかかわっているのではないか。流通の仕組みは、消費者の要求とは関係のないところで作られている気もする。それを、生産者は消費者が要求していると思い込んでいる。これから複雑化している流通にもメスを入れて、その過程で農産物の規格化といった問題も考えていきたい。

また、同じく農薬否認派だった E 氏も、第 5 回討論では次のように述べている。

「くろすとーく」は空中散布をやめさせるキャンペーンではないことを、はっきり市民に分かってもらうようにしなければ。生産や消費、流通など全体構造をみていくことを、アピールすることが必要だ。

以上みてきたように、「くろすとーく」では第 1 回から第 5 回までの討論のなかで、農家は農薬を使わざるをえない状況に構造的に追いやられており、そのような農家の困窮構造を生み出している要因が、消費者と生産者の乖離による双方の情報不足、流通による過剰な規格化であるといった合意が形成されていた。農薬否認派と是認派との利害対立につ

いては直接的な言及は避けられ、〈消費者と生産者の乖離による双方の情報不足〉〈流通による過剰な規格化〉が問題点であるという、争点を「ずらし」た論理が正当性を持つようになっていった。

「くろすとーく」は、1992年4月に開催した第9回討論会「くらしと環境—減らそう農薬・見直そう食と農」を「みやぎフォーラム」と題して、議論の集大成を発表した。みやぎフォーラムには宮城県農協中央会会長、みやぎ生協専務理事、農水省職員、仙台市経済局長がゲストスピーカーとして招待され、B氏はコーディネーターという役割を担った。

第9回討論会では、これまでの議論を総括し、「私たちの七つの提案」が発表された。内容は、①農薬使用量の削減、②情報公開と監視強化、③環境保全と農村、④環境創造型農業の推進、⑤「浪費型」流通の改善、⑥「交流広場」の設置、⑦「環境」の担い手作り、である。この提案の特徴として、農薬使用を撤廃させるのではなく、使用量の削減を掲げたという点あげられる。この点は、提案の①にて直接的に明言されているのにくわえ、②の情報公開と監視強化では農薬の使用を前提とした安全基準等の情報公開と監視の強化が提言されており、④の環境創造型農業の推進のなかでも、「農薬を削減し、環境を保全、創造できる農業」が目指されている。生産者・消費者の双方向的で対等な議論や、農薬開発現場や流通現場といった第3の現場への着目が、農薬の是非という二項対立的な視点を超えた合意を生み出す要因となったと考えられる。なお、⑥で提案された消費者と生産者の「交流広場」は、次項で説明するEPFネットワーク時代に、「朝市・夕市ネットワーク」として実現された。

表 3-1 「くろすとーく」の座談会の概要

	年月日	タイトル	公開・ 非公開	参加 人数	備考
第 1 回	1993 年 10 月 21 日	私の視点	非		
第 2 回	1993 年 11 月 12 日	農業と環境・健康	公開	50	
第 3 回	1993 年 11 月 30 日	農業開発の現状	公開	70	
第 4 回	1993 年 12 月 14 日	食卓では何が起きているのか	公開	60	
第 5 回	1993 年 12 月 27 日	これからの論点	非		
第 6 回	1994 年 1 月 25 日	どうする農産物流通	公開	70	
緊急	1994 年 2 月 1 日	残留農薬と貿易摩擦	公開	50	
第 7 回	1994 年 2 月 22 日	岐路に立つ生産現場	公開	70	
第 8 回	1994 年 3 月 27 日	現代農法と農業	公開	70	
第 9 回	1994 年 4 月 16 日	くらしと環境—減らそう農業・ 見直そう食と農	公開	200	「みやぎフォーラム」として 議論の集大成
国際シンポジウム	1994 年 5 月 8 日, 9 日	環境・人間・食糧	公開	不明	
地球サミット	1994 年 6 月 8 日	クロストーク・イン・リオ	不明	不明	「くろすとーく」メンバーか らは B 氏のみ参加
第 10 回	1994 年 6 月 20 日	新たな出発	非		

2-2 論点を拡大させた E・P・F 情報ネットワーク

第 9 回討論会后、同年に開催された国連の環境開発会議（通称地球サミット）と連動した企画が 2 つ開催された。ひとつは、河北新報主催の国際シンポジウム「環境・人間・食糧—地域から地球へ」である。このシンポジウムは地球サミットの 1 ヶ月前、仙台市にて開催された。もうひとつは「クロストーク・イン・リオ」で、こちらは地球サミットが開催中のリオデジャネイロにて並行開催されたワークショップであり、「くろすとーく」メンバーからは B 氏のみが参加した。

仙台市にて開催された国際シンポジウムでは、のちの旧なかだ農協組合長、JA みやぎ登米組合長として、JA による環境保全米の取り組みを発展させた F 氏が登壇していた。F 氏は当時宮城県農協中央会の参事を務めており、かつ農薬空中散布問題が浮上する前から〇〇や〇〇といった議題を河北新報社員とともに議論してきたという経緯があったため、登壇する運びとなった。当時の F 氏の発言は以下のようなものであった。

食糧や水、空気、緑という自然環境は都市では再生産できない。……中略……しかし、農業・農村は今、高齢化、後継者難などから耕作放棄地が増え、その多面的機能を果たせなくなりつつある。そんな中で、都市と農業が共存するため、国民全体で農業、農産物のコストを負担していく「新農本主義運動」を都市で提唱したい。さらに、都市と農村の交流を拡大するとともに、地域の個性を生かした生産システム（集落農業）を推進する農業側の農業改革も提案したい。地域農業を守ることがグローバルな環境保全運動の入り口だ。

また、以下はフロアとのやりとりである。

（会場発言「農協の米価運動も値上げだけでなく、自然環境保全と並行して運動を展開すべきではないか。」に対して）農家は農業を維持しながら環境を守っているのだから、消費者米価³⁴が本当に高いのか、コスト概念について消費者と同じグラウンドでもっと議論しなければならない。それが私の提唱する「新農本主義運動」だ。

以上の発言からわかるように、当時 F 氏は「新農本主義運動」を提唱しており、そのなかで特に農業・農村における消費者のコスト負担を重視していた。この点が、のちの環境保全米運動立ち上げの際に、F 氏が合意できるポイントのひとつとなった。

全 10 回の「くろすとーく」は 1992 年 6 月に終わりを迎えたが、同月に発展組織

³⁴ 当時の食糧管理法下で政府が定めた消費者への米の提供価格のことである。

「E・P・F 情報ネットワーク」が発足した。「E・P・F」とは、結成のきっかけとなった国際シンポジウムのタイトル「環境・人間・食糧」の英訳（Environment, People, Food）の頭文字であり、組織の基本目標は（1）東北の生産者、消費者、行政、企業が環境・食糧問題の解決に向け情報提供する（2）世界の生産者、消費者にも東北の情報を発信し、相互に情報交流する、の 2 点とされた。メンバーには「くろすとーく」の 5 名が続投したほか、F 氏、東北大学理学部教授（当時）、みやぎ生協専務理事（当時）、弁護士、宮城の水辺を考える会代表（当時）、河北新報社編集局長（当時）があらたに加入した。

E・P・F 情報ネットワーク（以下、EPF と省略）は、初年度は食糧輸入と環境といったテーマで議論し、フォーラムを 2 度開催した。次年度は、国内の生産、流通、消費の現場へと「環境にやさしい暮らし」の萌芽を求め、メンバーが 4 回にわたって東北の現場取材した。3 年次には、これまで 2 年間の活動をふまえ、「これからの環境、食糧を考える上で、生産と消費をどうつなぐかが大きな課題との意見で一致（河北新報 1992 年 8 月 29 日付）」し、農産物などを中心とする食糧流通と食の現状をテーマとして取り上げた。こうした EPF の活動は、定期的に紙面にて連載された。

EPF 内の討論では、新メンバーである農協中央会参事（当時）F 氏からも「消費者と生産者の対立の構造に規格化が位置付けられているが、双方とも厳密化を望んでいるわけではない。流通機構が深くかかわっている気がする（河北新報 1993 年 3 月 10 日付）」といった発言がみられ、〈消費者と生産者の乖離による双方の情報不足〉〈流通による過剰な規格化〉という「くろすとーく」時代の問題認識が引き継がれていたことがわかる。

EPF では農薬削減だけでなく、環境問題や食糧問題全般への取り組みが必要であるとされ、活動の 3 年間を通して「農産物輸入」「担い手」「食をつなぐ」がテーマとされた。具体的な活動としては、農業大学校の学生、新規就農者といった担い手や、産直給食の実践校、あるいは他県 JA が行っている産直市（流通業者を介さずに生産者と消費者が直接取引を行う場）などへの取材を通して、農産物の地域流通のありかたなどが検討された。

活動 4 年目には、EPF 討論会参加者の「そこでは生産者との交流、情報交換もあるし、農産物の規格を整えたりきれいにパックする必要もない（河北新報 1995 年 2 月 27 日付）」という発言にみられるように、産直市の必要性が議論されるようになった。また、無農薬や減農薬で栽培された農産物を消費者へ直接届けている東北地方の産直グループへの取材も複数回、複数グループに対しておこなわれており、「産直農業（企画内での造語）」への注目が組織内で高まっていた。こうした産直グループへの取材の成果とし

て、1996年に結成された「朝市・夕市ネットワーク」があげられる³⁵。「朝市・夕市ネットワーク」は、県内に複数存在していた産直市の水平的連帯基盤として設立された組織であり、2018年現在まで活動を続けている。

以上のように、「くろすとーく」およびEPFでは、農薬使用の是非を直接的に議論することは避けられ、〈消費者と生産者の乖離による双方の情報不足〉や〈流通による過剰な規格化〉といった構造的背景が着目され、問題解決に向けた取り組みが行われた。具体的には、「朝市・夕市ネットワーク」のように、生産者と消費者を直接的に繋ぐことのできる組織の立ち上げがおこなわれた。

2-3 F氏と組織の間に存在した意図のズレ

しかし、I期では、F氏の意見とEPFメンバーの総意には一定程度のズレが確認できる。たとえば、次のように消費者の価値観転換を求める意見である。

これからの環境・食糧・農業問題を考えていく上でカギとなるキーワードは、2つあると思う。1つは農業・農村が本来果たす多面的機能を評価することであり、もう1つは消費者・国民が持っている価値観を足元から転換することである。

都市と農村が互いにパートナーとして共存できる交流を深め合うことが、食と農、環境問題で国民合意を達成する最大のカギであることを訴えたい。

(河北新報 1992年10月4日付)

ここでF氏がいう「価値観転換」とは、先の「農家は農業を維持しながら環境を守っているのだから、消費者米価が本当に高いのか、コスト概念について消費者と同じグラウンドでもっと議論しなければならない」という発言にもみられるように、消費者のコスト負担が農家のコスト負担に比べて過小であるという意識から発せられた発言であると考えられる。

また、EPF自体は米にかぎらず野菜や輸入農産物など、農産物一般における農薬使用について議論していたが、「日本の農業の組み立てはコメ、稲作がベースで、その上に地域の特徴ある農業がある。ベースが崩れると、農業全体の仕組みが壊れてしまう（河北新報 1992年11月6日付）」、「野菜の生産安定には、コメを忘れてはいけない。日本の農家は稲作が基盤にある。基本であるコメが揺らぐと、野菜農家まで減ってしまう。農業全

³⁵ 環境保全米ネットワークの現在の事務局員は、同ネットワークの産直市にてリクルートされたという経緯がある。同ネットワークは環境保全米ネットワークと同様にEPFから派生・発展した組織であり、共通メンバーも複数人存在する。

体を考えないと、野菜の供給力も保証されない（河北新報 1993 年 3 月 10 日付）」という発言にみられるように、F 氏にとっては稲作が最重要課題であることがうかがえる。

以上 2 点から、F 氏の問題認識では米が第一優先であり、〈米価への疑問〉が大きなトピックとなっていたことがわかる。しかし、EPF としては「地球規模の環境・食糧問題の解決には地域の持続的な取り組みが必要」という問題認識が優先されていたため、特別に〈米価への疑問〉だけがクローズアップされることはなく、野菜を含めた農産物一般の産直が議論されてきた。こうした F 氏の発言は、議論の中で単発的なものにとどまっていた。

3 II 期：1995 年食糧法施行後～2003 年 C タイプ設立以前

1991 年の運動開始以降、農薬否認派と是認派の衝突を回避するような「ずらし」のフレーミングが行われていたが、それゆえに直接的な農薬削減運動はなされていなかった。しかし、1995 年の食糧管理法の廃止およびそれに伴う食糧法の施行によって、当時旧なかだ農協組合長に就任していた F 氏の問題認識と農薬削減運動である「環境保全米運動」を架橋させるフレーミングが可能となり、旧なかだ農協との協働が成立した。

前項で確認したように、F 氏と EPF 内での問題認識は必ずしも一致しておらず、F 氏の米価に関する発言は議論の中で単発的なものにとどまっていた。しかし食糧法の施行によって、F 氏の問題認識と EPF の問題認識が架橋しうる状況が発生した。それは、食糧法の施行によって米価が政府管理ではなく、市場原理で定められるようになったことに由来する。

この時期の EPF では、食糧法の施行による市場原理の導入が低価格競争を巻き起こすことは必至であると認識されており、次の 4 点が懸念された。①低価格競争の中で、生き残りをかけた農家や米業者が付加価値米として、理念を伴わない「有機」米を販売し始めるのではないかと、②「有機」と表示しながら実際の生産工程では表示通りの栽培を行わない「手抜き」が横行するのではないかと、③米市場全体での価格下落がこれまでなんとか経営を成り立たせてきた小規模有機農家の経済的逼迫を招くのではないかと、④慣行農家であっても、低価格競争に負けた者が稲作経営を諦め、近年問題化している耕作放棄地の拡大をさらに加速させていくのではないかと。こうした問題認識は、安全性を求めた消費者が「手抜き」の「有機」米を誤って購入してしまうのではないかとという消費者サイドに対する懸念と、単なる付加価値米として「有機」というラベルを利用する生産者が増加するいっぽう、理念ある有機農家の経済状況が逼迫するのではないかと、さらには耕作を諦める者が続出し、耕作放棄地までもが拡大するのではないかとという生産者サイドに対する懸念の双方を含んでいた。

そこで EPF は以上の 4 点を解決する手段として、「環境保全米運動」を提唱、EPF の発展組織である「環境保全米“実験”ネットワーク」（以下、実験ネット）を 1996 年に設

立した。実験ネットの目的は、生産者会員が無農薬栽培、減農薬栽培で生産した米を「環境保全米」とし、それを消費者会員が購入することで両者を直接的に結び付け、消費者・生産者双方の懸念を払拭することであった。食糧法が施行された 1995 年当時、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（通称 JAS 法）」がまだ改正されておらず、「有機」や「減農薬」といった表示が農産物市場に氾濫していた（その後 1999 年の法改正により有機農産物認証制度が登場）。そのため、「手抜き」の「有機」米を消費者が購入させられないように、さらには理念ある農家を買って支えられるようにと、実験ネットが設立されたのである。実験ネットは、宮城教育大学から稲を専門とする作物学研究者を指導者に迎え、2 年間にわたる実証実験を行った。

実験ネット内では、食糧法施行によって発生しうる低価格競争への対抗措置として、生産者会員が再生産可能な価格で環境保全米を販売すべきではないかという議論が起こった。そしてこのような価格保証の論理によって、以前から〈米価への疑問〉を主問題としていた F 氏の問題認識と実験ネットの問題認識が一致した。F 氏は、『『環境保全米』の価格は、消費者と生産者が話し合って決める。『コメの値段は、だれがどこで決めているの』『価格は本当に適正なの』。今まで多くの人を感じていた、こんな疑問も解消される（河北新報 1995 年 11 月 14 日付）』というように、「適正」という表現を用いて米価へと直接的に言及するようになった。そして実験ネットとしても、低価格競争に対抗することが設立目的のひとつであるため、「適正」な価格の設定は必要条件であった。このような合致により、F 氏の用いていた「適正価格」という表現が保全ネット全体の議論の中でも採用されるようになっていった。

実験ネットでは「有機」の付加価値利用を避けるため、「環境保全米運動はブランド米作り運動ではない」として、生産工程の統一をあえてしなかった。活動初年度には、無農薬/減農薬および無化学肥料/減化学肥料の組み合わせで計 4 パターンの環境保全米が選択できるようになっており、のちに無農薬栽培が A タイプ、減農薬栽培が B タイプといった区分けがなされてからも、B タイプについては栽培技術が安定するまでは農家の取り組みに応じて柔軟性が確保されていた。実験ネットは実証実験期間を終えると「環境保全米ネットワーク」（以下、保全ネット）として名称を変更し、取り組みを継続した。また、JAS 法が改正されてからは、有機認証をおこなってほしいという会員の希望から 2001 年に NPO 法人化し、県内初の JAS 有機登録認定機関となった。

食糧法の施行によって、それまでズレていた F 氏の問題認識と実験ネットのフレーミングが〈米価への疑問＝農家の再生産可能な価格保証〉という点で一致した。その後 F 氏は、自身の問題認識が反映された環境保全米運動を積極的に拡大していった。環境保全米運動は、基本的には有志の農家を個人単位で動員していくリクルート手法だったが、当

時出身地である旧登米郡中田町にて旧なかだ農協組合長に就任していた F 氏は、1997 年に旧中田町行政と共になかだ環境保全米協議会³⁶を設立し、JA として運動に参加した。また、現登米市である旧南方町も同年、旧南方町農協³⁷を中心として環境保全米の生産を開始した。こうした旧登米郡での動きが、保全ネットと JA の協働の初発段階であった。

4 III 期：2003 年 C タイプ創設と 2004 年改正食糧法の施行

4-1 環境保全米のブランド米化

II 期において、保全ネットと JA は協働の初発段階を迎えたが、旧なかだ農協と旧南方町農協以外の JA とは協働の機会が得られず、環境保全米の拡大は一部にとどまっていた。また、なかだ環境保全米協議会には最大 25 名ほどの農家が在籍していたが、彼らは旧なかだ農協内の有志ある農家らであり、管内すべての農家が協議会へ在籍し、環境保全米を生産しているわけではなかった。この点は旧南方町農協でも同様であり、水稻部会に所属している一部の意欲的な農家が環境保全米を生産しているといった限定的な取組状況だった。

現在のように、県全体に環境保全米が拡大していったのは、2002 年に F 氏が JA みやぎ登米（1998 年に旧なかだ農協、旧南方町農協を含む 8 つの JA が広域合併）組合長に就任し、翌年から管内全域で環境保全米に取り組み始めたことがきっかけだった³⁸。この時、F 氏は保全ネットに対し、管内農家全員が環境保全米に取り組めるように、農薬・化学肥料をそれぞれ 5 割減という、A タイプ・B タイプの基準を大幅に緩和した C タイプの創設を打診した。A タイプは無農薬・無化学肥料栽培、B タイプは育苗時のみ農薬使用・無化学肥料栽培であるため、農薬・化学肥料をそれぞれ通常の半分程度使用する C タイプは、前者 2 つに比べ、圧倒的に基準が緩い。

この C タイプの設立は、保全ネットにとっては、無農薬・無化学肥料栽培を組織目標としていたならば、運動理念の希薄化とも捉えられる行為である。さらに JA みやぎ登米では、C タイプの農薬・肥料の種類や散布時期は「環境保全米栽培ごよみ（以下、栽培ごよみ）」によって統一された。保全ネットでは当初、「環境保全米運動はブランド米作り

³⁶ 個人で 15 名、法人・グループが 5 つにくわえ地元農業高校が加入していた。

³⁷ 旧南方町農協では、南方町水稻部会を中心として 1991 年ごろから減農薬栽培、無農薬栽培に取り組んでいた経緯があり、当時すでに「環境保全もっこり農業」という独自のラベリングで精力的な取り組みをおこなっていた。そのため、環境保全米運動にも初期から意欲的な参加があった。

³⁸ インタビュー調査によると、F 氏は JA みやぎ登米の初代組合長選挙では当選できなかったものの、理事として JA 単位での環境保全米の取り組みを進言していたという。そして、2 代目組合長選挙にて当選し、環境保全米の管内全域への取り組みを実現させた。

運動ではない」として、栽培基準の統一をあえてしなかったという経緯があった。そのため、栽培基準の統一は、保全ネットの当初の問題認識とは一致しない。しかし、保全ネットは C タイプを JA みやぎ登米独自の基準とし、「栽培ごよみ」による栽培基準の統一化を承認したうえで、農家個人を認証するのではなく、「栽培ごよみ」を用いる JA を認証するという団体認証制度を採用した。JA による基準緩和・画一化の動きと運動組織の理念との間にはズレが生じており、統一基準を用いた付加価値米の大規模な生産は運動組織の問題認識とはかけ離れた「ブランド米作り運動」といっても過言でないものであった。

そして、2004 年に施行された改正食糧法によって JA による環境保全米のブランド化は決定的に加速していった。改正食糧法では、減反に対する一律的な補助金は廃止され、昨年度の販売数量によって翌年度の生産目標数量が市町村ごとに配分される方式となった³⁹。生産目標数量を売り切れなかった産地は、その分来年度の生産目標数量を減らされる。次年度まで米が売れ残れば、その分生産目標数量を減らされる可能性があるため、減反を免れるために売り切る米作りが第一優先となる。

改正食糧法施行時のインタビューでは、F 氏は以下のように答えている。

赤トンボが舞うような水田を取り戻せれば、消費者へのアピールと農地の保全の一挙両得だ。良質米の安定生産は、将来的に減反削減にもつながる。

(河北新報 2004 年 1 月 1 日付)

(改正食糧法施行に伴い) 完全な産地間競争に突入する。安全なコメを提供する社会的使命を果たしながら、消費者に買ってもらえるコメ作りを目指すことが、これからは必要だ (カッコ内は記者による補足)。

(河北新報 2004 年 5 月 20 日付)

以上のように、JA みやぎ登米では、2004 年以降、生産調整対策のひとつとして環境

³⁹ 2004 年の米政改革については、小針美和 (2018) にて簡潔にまとめられている。「生産調整の目標の配分としては、『需要に応じた生産』にもとづくものとして、04 年産において、それまでの主食用米を作付けしてはいけない水田面積(削減面積目標)を配分する方式(いわゆるネガ配分)から、主食用米の生産可能な数量を示す『生産数量目標』を配分する方式(ポジ配分)に変更された。そして、04 年産から 06 年産までは時限的に、国や都道府県、市町村が各段階の農業者団体とともに生産数量目標の配分にあたることとされた。なお、市町村段階では、生産数量目標と生産数量目標の面積換算値を配分することとした」。こうした生産調整政策の変化によって、生産者の自主性がさらに重んじられるようになり、市場での生き残り戦略が加速化された。

保全米がフレーミングされるようになっていった。このフレーミングは保全ネットではなく、JA によって独自に行われたという点が、先の 2 つのフレーミングと異なっている。2004 年以降、JA みやぎ登米内の資料では、環境保全米運動は「売り切る米づくり運動」であるという明示的なフレーミングが散見されるようになっていく。環境保全米をブランド米化しようとするフレーミングは、運動を提唱した保全ネットの志向性とは別に、JA 独自の経済的論理によって形成されていった。

4-2 ブランド米フレーミングの許容

保全ネットは運動開始当初、付加価値を求めたブランド米づくりが加速した結果として「手抜き」の有機米が増えることを懸念し、ブランド化には否定的な態度を示していた。ブランド米という JA 独自のフレーミングは保全ネットの問題認識とは適合しないため、こうした認識のズレが齟齬や対立を引き起こす可能性があった。しかし、保全ネットは異議を唱えずに JA のフレーミングを許容した。この「譲歩」ともよべる行為によって、Ⅲ期では県下 JA グループと運動組織との協働が可能となった。

なぜ保全ネットは運動理念と異なる JA のフレーミングを受容し、「譲歩」をみせたのだろうか。「くろすと一く」時代から組織の中核的な役割をはたしていた B 氏は、環境保全米運動を提唱した当初から、ブランド米としての扱いに疑問を呈していた。ブランド化によって全県的な取り組みへと環境保全米が拡大した以降も、「(環境保全米運動が) コメの付加価値として、高く売る方法のように多くの生産者に理解されてしまった側面もあった」「環境保全米は単なる付加価値のブランドではなく、日本の環境を守り、安全・安心な食料を作る生産者と消費者の『合言葉』だ (どちらも河北新報 2007 年 12 月 22 日付)」というように、ブランド化を手放しで評価はしていない。

ではなぜ B 氏は、ブランド化する環境保全米に反対しなかったのだろうか。保全ネットや B 氏の問題認識から 3 つの理由を確認することができる。1 点目に、保全ネットは運動当初から、「農協ぐるみ」「地域ぐるみ」「町ぐるみ」の展開を重視していた。しかし、B 氏には、「環境の保全や安全・安心を求める消費者に支えられ、環境保全米は生産者を増やしたが、広がりには十分ではなかった (河北新報 2007 年 12 月 22 日付)」という認識があった。そのため、「農協ぐるみ」が展望できる C タイプの創設は保全ネットとしても魅力的であった。

2 点目に、環境保全米運動は、生産者会員のつくる無農薬米およびその段階的ステップである減農薬米を「適正価格」にて消費者会員が買い支えるというしくみであったが、それゆえに、高価格⁴⁰であることが運動の勢いの減退と共に徐々に問題となっていた。

⁴⁰ 1997 年当時の店頭価格では、減農薬米が 5 キロ 2280 円から 2500 円前後、無農薬米はササニシ

新聞での連載といった強力な広報活動も 1996 年をもって終了し、2004 年の消費者会員数は最盛期の半数以下である 120 人まで減少していた。JA が環境保全米のブランド化に動いた時には、環境保全米運動はすでに開始から 7 年が経過し、運動としては停滞・衰退期に入っていたといえる。そのため、運動理念を堅持して現状を維持することが組織にとって必ずしもメリットとなる状況ではなかった。

3 点目に、C タイプが構想される以前から B 氏は「現実的に環境負荷を減らすには減農薬・減化学肥料の普及も重要だ（河北新報 2000 年 5 月 29 日付）」という発言をしており、有機農業のような無農薬栽培のみを拡大していきたいという「有機農業至上主義」的な思想を持っているわけではなかった。また、“実験”ネット時代から技術指導にあたっている本田氏の専門は稲の疎植技術であり、通常よりも稲を植える間隔を広くとることで稲の生育を促し、過度に農薬・化学肥料に頼らない強い稲を作るという方針だった。環境保全米運動を実質的に牽引していた 2 名は、どちらも無農薬・無化学肥料栽培を確固たる目的と設定してはいなかった。以上から、運動衰退の打開策として、JA にとっても利益となるような条件への戦略的な「譲歩」が選ばれたのである。

保全ネットの「譲歩」によって、JA みやぎ登米では管内全域で環境保全米が取り組まれるようになった。また 2007 年には、登米産米の売れ行きをみた県下 JA グループが環境保全米に取り組む意思をみせ、「県農協中央会環境保全米づくり推進本部」を設立した。推進本部は 2010 年までに環境保全米の県内作付面積を 7 割に到達させるという目標を打ち出し、環境保全米を全県レベルで推進するようになった。2010 年には目標達成には至らなかったものの、環境保全米は県内作付面積の 40.8%まで拡大した。拡大した作付面積のほとんどが C タイプである。そして同年 10 月に設立された「みやぎ環境保全米県民会議」は、現在に至るまで環境保全米の普及広報活動に取り組み続けている。

栽培基準の緩和・統一化やブランド米のような商業化によって運動理念は希薄化したといえる。しかし、いっぽうでそのような方針の軟化によって、県下 JA グループが環境保全米への取り組み意欲を見せ、生産拡大の要となった「推進本部」や、県内の主要なメディアや生協、あるいはプロスポーツ団などの、宣伝効果が高く、財政基盤も安定した主体を巻き込んだ「県民会議」の組織が可能となった。

このように、保全ネットと JA との間にはブランド米化をめぐる認識のズレが存在していたが、環境保全米の生産拡大という点においては志向性の一致がみられた。そのため、保全ネットは JA のフレーミングを許容したうえで、JA が取り組みやすくなるように戦略的な「譲歩」を選択した。JA のフレーミングを許容したことによって、環境保全米運動は当初に比べると運動理念を軟化させたが、この軟化による JA みやぎ登米の動員を發

キ、ひとめぼれが 2800 円、コシヒカリが 2900 円であった。

端として、全県レベルでの JA との協働を成立させた。

5 2018 年現在のおもな活動

2018 年現在、環境保全米ネットワークは JAS 有機および環境保全米 A～D タイプの認証事業と県民への環境保全米普及・啓発事業を目的として活動しており、会員への情報発信として機関紙の『こめねっと』を年 4 回発行している。2007 年の「県農協中央会環境保全米づくり推進本部」設立以降、環境保全米は県内農協に普及し、2015 年時点で宮城県内の水稲作付面積の 37%を占めている（小金澤 2016）。

現在、環境保全米の種類は全部で 5 種類ある。まず、代表的なのが JAS 有機基準（3 年以上無農薬・無化学肥料の圃場での生産）の A タイプ、育苗時のみ農薬を使用・無化学肥料栽培の B タイプ、特別栽培基準（農薬・化学肥料を地域慣行レベルの半分以下に抑えた生産）の C タイプの 3 種類である。それらにくわえ、C タイプが農協を認証団体として認定する第 3 者認証（認証団体が取組農業者の栽培基準遵守を確認する認証方法）であるのに対し、C タイプと同基準だが個人認証（環境保全米ネットワークが取組農業者個人を認証する方法）を受けた農業者による取り組みは D タイプとされている。D タイプは、C タイプ相当の環境保全米に個人でも取り組みたいという生産者の要望を受けて創設された。また、2017 年度からは、消費者会員からの提案によって「赤とんぼ認証」というネオニコチノイド系農薬を使用しない栽培基準も新設された。2017 年度は 1 組の生産者団体会員による取り組みがあったが、2018 年には取り組まれていない。

認証事業においては、各種資材や農法の説明会、研修会もおこなっている⁴¹。事務局によると、農協が環境保全米に取り組む資材を「特定資材化」することによって、近年、大規模な農業者であるほど離脱者が増えているという。大規模農業者は、各作業工程にかかる日数が平均規模の農業者よりも長くなる。そのため、たとえば除草剤ひとつをとってみても、初期・中期・後期と各圃場ごとの雑草の生長段階に合わせた散布が適切となってくる。しかし、農協による C タイプ認証では、農協が作成した栽培暦によって一律に指定されている農薬を使用した圃場のみが環境保全米として認証される。すると、大規模農業者であるほど農協が「特定資材」として指定している農薬の効果と各圃場の状態が合わなくなってしまう、非効率的な生産となってしまう。こうして、大規模農業者であるほど、「特定資材化」によって環境保全米から離脱してしまうという現象が起こる。環境保全米ネットワークの基準としては、「農薬・化学肥料を地域慣行レベルの 5 割以上に削減」した栽培をおこなっていれば、使用農薬に多様性があったとしても C タイプとして認証さ

⁴¹ 環境保全米に関する説明だけでなく、グローバル GAP の取得など各種認証に関する説明会もおこなっている。

れる。しかし、実際には C タイプは農協を通した第 3 者認証であるため、農協の「特定資材」を使用しなければ認証を通らない。農協によるマニュアル化によって環境保全米は全県的に普及したが、近年の大規模経営化はそうしたマニュアル化とは相性が悪く、今後の環境保全米の普及率に影響を及ぼす可能性もある。

普及事業では、環境保全米や環境保全米で作った食品・酒を楽しんでもらうことを目的とした「赤とんぼ食堂」が毎年秋頃に開催されているほか、みやぎ生協やあいちコープと連携した体験イベントや、新米の試食会が開かれている。これら普及事業は、「みやぎの環境保全米県民会議」のイベントとして、県民会議発行の機関紙である『環境保全米通信』（年 4 回発行）にも掲載されている。県民会議の構成団体である、地元テレビ局や地元プロスポーツチームとの連携もみられる。例を挙げると、地元テレビ局では構内にあった小さな池を水田にした米作り企画を毎年おこなっている。また、地元プロスポーツチームでは、来場した観客に対して環境保全米に関するアンケートや普及イベントをおこなっている。

表 3-2 環境保全米運動の経緯

年月日	できごと
1991年6月	仙台市内の浄水場から農薬成分が検出、主婦団体による抗議
7月~8月	「検証 農薬空中散布」特集連載（全5回）
9月	仙台弁護士会が宮城県に農薬空中散布の全面中止を申し入れ
10月~翌年3月	「くろすとーく」発足。座談会開催・連載（全8回+「緊急くろすとーく」1回）
1992年4月	みやぎフォーラム「くらしと環境—減らそう農薬・見直そう食と農」開催、「私たちの7つの提案」発表
5月	国際シンポジウム「環境・人間・食糧」開催、「仙台宣言」および「農薬に関する仙台アピール」発表
6月	B氏が、地球サミットにて「仙台宣言」「農薬に関する仙台アピール」を事務局長に手渡す、「クロストークフォーラム・イン・リオ」開催 第10回くろすとーく「新たな出発」開催 「環境・人間・食糧（E・P・F）情報ネットワーク」発足
1995年10月	EPF情報ネットワークが「環境保全米」づくりに着手すると発表
11月	食糧管理法廃止→食糧法施行
1996年	「環境保全米“実験”ネットワーク」設立 「朝市・夕市ネットワーク」設立
1998年	「環境保全米ネットワーク」設立
1999年	JAS法改正
2000年	「環境保全米ネットワーク」NPO法人化、JAS有機登録認定機関に
2003年	JAみやぎ登米にて環境保全米Cタイプ創設、管内全面積転換を構想
2004年	県内10のJAに取り組み拡大、機関紙「こめねっと」創刊
2005年	食糧法改正
2007年	「県農協中央会環境保全米づくり推進本部」設立 「みやぎの環境保全米県民会議」設立

出処) 河北新報記事、環境保全米ネットワーク資料より筆者作成。

表 3-3 環境保全米ネットワークの会員数

	法人会員	生産者 個人会員	生産者 団体会員	消費者会員	賛助会員	合計
1996		15		—	—	—
1997		130			—	—
1998		183		120	—	—
1999		183		—	—	—
2000		180		120	—	300
2001		180		60	—	240
2002	2	180		36	17	—
2003	3	16	159	29	13	220
2004	3	—	—	—	—	120
2011	9	40	108	19	39	215
2012	9	41	92	20	41	203
2013	9	41	100	22	45	217
2014	16	155			42	213
2015	16	133			33	182

注 1 法人会員は 2002 年に創設。

注 2 生産者団体会員は 2003 年に創設。2002 年までの生産者個人会員は団体会員を含む。

注 3 生産者個人会員、生産者団体会員、消費者会員は 2014 年から個人会員として統合。

注 4 ダッシュはデータなし。2005～2010 年はデータなし。

出処) 1996～2004 年は河北新報記事、2011 年以降は保全ネット事務局資料より筆者作成。

6 小括

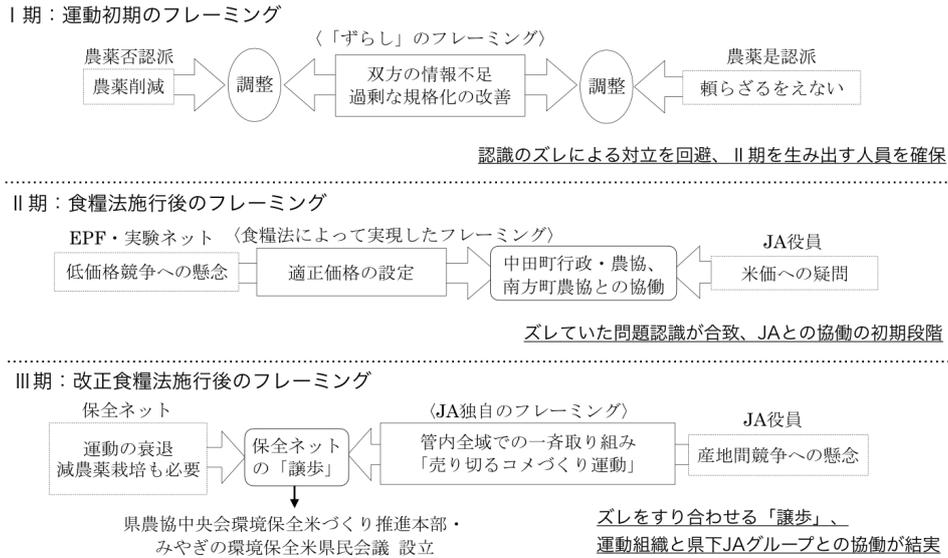


図 3-1 I 期～III 期までのフレーミングの流れ

6-1 対立構造を解きほぐす水平的なコミュニケーションの場

環境保全米運動では、2007年に「県農協中央会環境保全米づくり推進本部」が設立され、県下JAグループが公式に環境保全米に取り組む姿勢をみせた。運動初期の「くろすと一く」時代に、複数名のJA役員の参加を確保していたことから、JAを含んだ環境保全米の生産が発展していった。こうしたJA役員の参加を可能にしたのは、問題の発端が農薬空中散布だったからといって消費者の論理だけを汲み取るのではなく、生産者・消費者の双方向的で水平的なコミュニケーションを促そうとした河北新報の姿勢である。

「くろすと一く」では、農薬否認派と是認派が同数で揃えられていただけでなく、参加者の社会的属性が分散していたことで、多様な意見が行き交った。また、農薬否認派と是認派がそれぞれ男女1名ずつ選定されていたことも見逃せない。農薬問題については家事育児を任されていた主婦層の関心が高く、当時は主婦グループによる反対運動も展開されていた。こうした抗議者層の声を拾うことは必要だが、それにくわえ、農薬是認派として専業農家の主婦が加わったことで、議論がより多元的に構築された。

しかし、単に農薬否認派と是認派を同数揃えただけでは、議論が平行線をたどり、コミュニケーション不全に陥る可能性がある。「くろすと一く」の場合、「中間的な位置に立って下さい」と指示を受けていたB氏の役割が重要であったといえる。B氏は、視点の提供や議論の調整役をはたしており、議論の中で自身の立場を直接的に表明することはなかった。また、そうした調整者の役割を担うために招集されていた。B氏の専門上、元々中間的な位置に立ち得る研究をおこなっていたともいえるが、企画者である河北新報がこうした指示を出していたということは、当初から生産者と消費者の合意点を探る狙いがある

ったと考えられる。宮城県には仙台市といった都市部とその北部に広がる農村部とが共存しており、どちらか一方の言い分だけを取り上げるのは、新聞社という立場上、現実的に厳しかったとも予想できる。

農薬否認派と是認派が同比率であったこと、参加者の社会的属性の多様性が目指されていたこと、調整役をおくことで両者の合意点を探ったこと、または合意点の探求を議論の目的としていたこと、これらがコミュニケーションの場としての「くろすとーく」の特徴であった。こうした特徴を兼ね備えた「くろすとーく」は、対立構造を解きほぐす双方向的で水平的なコミュニケーションの場として機能していた。

6-2 「ズレ」と「ずらし」のフレーミング

I 期では、農薬否認派と農薬是認派との利害対立構造が明確だったが、討論会のなかで徐々に〈消費者と生産者の乖離による双方の情報不足〉〈流通による過剰な規格化〉が問題点とみなされるようになっていった。消費者と生産者間の社会的距離や流通業者による効率化に着目することによって、消費者と生産者との利害対立構造を「ずらし」、〈消費者と生産者の乖離による双方の情報不足〉〈流通による過剰な規格化〉という問題点へと両者の意見が収束していった。これによって、双方に負担感が生じずに組織としての一体感を保つことができた。また、度々ゲストスピーカーを招待し、彼らの見解を議論の糸口とし、疑問や意見を彼らにぶつけるといった討論形式をとったことで、「くろすとーく」メンバー内での直接的な言い合いは避けられた。疑問や意見をぶつける相手がずらされたことによって、メンバー内での一体感がより育みやすくなるしくみであったといえる。こうして、I 期では認識のズレによる対立が回避され、当初は明確だった JA 役員と消費者との対立も潜在化していった。とはいえ、JA 役員が幾度か主張していた〈米価への疑問〉については特にクローズアップされることなく、先の 2 つの問題について議論が進んでいた。

II 期では、食糧管理法が廃止されたことをきっかけに、これまで野菜を含めた農産物一般の議論が進んでいたメンバー内であっても米の低価格競争に関心が集中し、JA 役員の〈米価への疑問〉との整合性が見出された。米の競争激化という予測は、消費者側・生産者側メンバーのどちらにとっても危機感を感じさせるものであったため、安全・安心な米の「適正価格」を設定するという目的で環境保全米運動が提唱された。EPF からメンバーだった F 氏が組合長を務めていた旧なかだ農協や近隣の旧南方町農協管内では、食糧管理法の廃止に危機感を持った農家らを組織して環境保全米が取り組まれた。II 期では、食糧管理法の廃止といった農業情勢の変化をうけて、運動組織とメンバーの F 氏とのフレームが共鳴したといえる。

III 期では、F 氏が JA みやぎ登米組合長に就任し、管内全域で環境保全米に取り組む意向をみせた。F 氏は旧なかだ農協組合長時代から環境保全米生産に意欲をみせていたた

め、JA みやぎ登米として環境保全米に取り組もうとしたのも整合的である。管内全域で環境保全米に取り組むには栽培基準の緩和とマニュアル化が最も現実的であったため、保全ネットへ C タイプの創設を打診したと考えられる。こうした画一化による環境保全米のブランド化フレーミングは、保全ネットの当初の理念とは相反するものであったが、保全ネットは「地域ぐるみ」「農協ぐるみ」での普及も当初から目指していたため、この点については意見が一致した。くわえて、現行の運動スタイルでは会員数の増加に歯止めがかかっていたこともあり、画一化によるブランド化を許容した。翌年の食糧法改正によって、生産者側では「より産地間競争が激化するのではないか」という懸念が持ち上がり、JA は地域ブランド米としてより一層環境保全米に着目するようになった。こうして、県農協中央会環境保全米づくり推進本部が設立され、宮城県 JA グループのブランド米として環境保全米が利用されるようになった。この推進本部の設立は、JA による環境保全米の商業化として捉えられる。いっぽうで、同年にみやぎの環境保全米県民会議も設立されており、JA 以外の多様な主体を巻き込んだ環境保全米の支援体制も整備された。

6-3 運動からより包括的な集合行為へ

農薬空中散布問題を端緒として始まった「くろすとーく」は、消費者と生産者の直接的な農産物流通を目指した E・P・F 情報ネットワークの活動を経由し、食糧管理法の廃止をきっかけに環境保全米運動へと発展した。環境保全米運動は、生産者会員と消費者会員との閉じたネットワークの中での直接的な売買を目的としていた点では、有機農業運動でみられた「提携」と類似していたが、減農薬栽培も環境保全米の一類型として当初から正当化されていた点や、当初から市場流通が念頭におかれていた点で有機農業運動とは異なる方向性へと歩んでいった。こうした違いは、本節で論じてきたような、組織が水平的なコミュニケーションの場として機能したことや、「ズレ」や「ずらし」のフレーミングによって、生み出されたと考えられる。また、環境保全米運動は食糧法の施行や JAS 法の改正、食糧法の改正など、農業情勢が大きく変動し続けた時期と重なっており、こうした政治的機会構造の変容もまた、各時期でのフレーミングに影響を与えていた。

こうした変遷のなかで、環境保全米運動は社会運動としてはいくぶん脱色されながら、より包括的な集合行為へと拡張していったといえる。具体的には、2003 年の JA みやぎ登米による管内全域での環境保全米生産や、2007 年の県農協中央会環境保全米づくり推進本部の設立段階において、環境保全米は徐々に商業化されていき、その経済合理的側面が強調されるようになっていった。いっぽうで、同年のみやぎの環境保全米県民会議の設立や、現在の環境保全ネットワークの活動にみられるように、環境保全米の普及を通して市民の農業環境への価値観を変容させようとする志向性は失われていない。環境保全米運動は、経済合理的側面と理念志向的側面を併存させる多義的な集合行為へと拡張していったといえる。

第4章 JA みやぎ登米管内における環境保全米の普及

1 農協と生産部会を介した認知過程

1-1 環境保全米普及の経緯

本節では、生産部会員へのインタビュー調査から、環境保全米の初期動員がどのようにして可能となったのかを明らかにする。ここではまず、環境保全米がどのような経緯でJA みやぎ登米管内に普及していったのかを、時系列に沿って確認しておこう。

第3章でもふれたように、JA みやぎ登米の管内全域で環境保全米を展開することを決定したのは、E・P・F 情報ネットワーク時代から環境保全米運動のメンバーであり、JA みやぎ登米の第2代目組合長に就任したF氏である。F氏は筆者によるインタビューのなかで、環境保全米の導入について、「JA みやぎ登米として統一した何かが欲しかった」と回答しており、環境保全米を広域合併後のJA みやぎ登米を束ねるひとつの象徴として利用したかったという意図を話している。

環境保全米は2003年から管内全域で取り組まれているが、構想段階の2002年の時点で、後述する稲作連絡協議会を通して各町域生産部会の役員を中心に約50haの取り組みが始まっていた。1997年からすでに環境保全米に取り組んでいた、なかだ環境保全米協議会や南方町水稻部会が先進地域として技術共有にあたっていたため、技術的な障壁は特になかったという。そして翌2003年から、第3章でみたように、あらたに創設された環境保全米Cタイプの管内全域での導入施策が始まった。さらに、2003年夏に発生した冷害に対して環境保全米が耐性をみせた⁴²ことがきっかけとなって、一気に慣行栽培との取組比率が逆転した。以降、環境保全米は水稻作付面積の8割以上を常にキープしている。

⁴² 環境保全米の技術指導を担当してきた作物学者へのインタビューによると、環境保全米は有機質肥料を用いるため、稲の出穂時期が慣行栽培に比べ数日遅れる傾向にあり、2003年はその遅れによって穂が冷害のダメージを最も受けやすいタイミングを免れたということである。こうした見解にくわえ、JA みやぎ登米職員からはより単純に、環境保全米では冷害に強い品種であるひとめぼれがいち早く採用されていたため、結果だけ見ると環境保全米が冷害に強いように映ったとする声もきかれた。また、環境保全米の方が慣行栽培よりも疎植（稲を植える間隔を通常よりも広くとる手法）であるため風通しがよく、冷害で発生するいもち病が蔓延しにくかったのではないかという声もきかれた。

表 4-1 JA みやぎ登米管内（合併前含む）での環境保全米普及の経緯

	できごと
1991	南方町農協水稲部会が特別栽培に着手、環境配慮型農法の先進地域となる。
1997	なかだ環境保全米協議会と南方町水稲部会が環境保全米生産（A・B タイプ）に着手。
2002	稲作連絡協議会の役員を中心に環境保全米約 50ha を生産。
2003	JA みやぎ登米全域で環境保全米施策（C タイプ）開始。 冷害の発生。
2004	環境保全米と慣行栽培の取組比率が逆転。 以降、環境保全米が水稲作付面積の 8 割以上を維持。

出処) インタビューおよび JA みやぎ登米提供資料より筆者作成。

1-2 情報の伝播を容易にした農家組織

管内多数の農家へと環境保全米が拡大していった経緯では、2003 年夏の冷害がターニングポイントとなっていたことがわかる。JA 職員への聞き取り調査でも、環境保全米普及の主要因は冷害で間違いないという意見が度々聞かれ、環境保全米施策の初年度に冷害が当たってラッキーだった、もし冷害がなかったらこんなにも数多くの農家が環境保全米に取り組むことはなかったかもしれないと、冷害こそが環境保全米を普及させたという見解がある程度正当性をもつものとして語られている。

しかし、本論文では、冷害は環境保全米を一気に拡大させはしたが、それは普及の根本的な要因ではないと考える。つまり、冷害は起爆剤的な役割をはたしただけであり、本質的には異なる要因が普及の根本を支えたのではないか。具体的にいえば、すでに地域内で環境保全米に取り組んでいる農家が存在していたから、後追的にいくぶん容易に環境保全米を採用できたのではないだろうか。たとえば、冷害で不作だった地域に見知らぬ人物がやってきて、「環境保全米が冷害に強い」と主張したからといって、翌年いきなり爆発的な普及が見込めるだろうか。我々は、入手した情報のすべてに均一な重みを与えているわけではない。情報を手に入れた経路によって、その情報がどれほど信じるに値するかという認識は変わる。すなわち、「環境保全米が冷害に強い」という情報が、近隣ですでに環境保全米に取り組んでいた農家から（あるいは環境保全米の圃場から視覚的に）伝わってきたため、手に入れた情報が正しいかどうかといった情報精査のリスクを負わずに環境保全米へと移行できたのではないか。同一地域内で環境保全米に成功しているという事例は、新しい農法を採用する際に生じる不安をいくらか抑えてくれるだろう。究極的には土壌の条件は各圃場で異なるものの、同一地域であれば気象条件等は似通っているため、実証実験は済んでいるようなものである。

すなわち、着目すべきは冷害以前の 2002 年および 2003 年に、どのような経緯で、誰

が環境保全米に着手していたかという点である。この点について、聞き取り調査から、生産部会や稲作連絡協議会内での情報伝播・集合的意思決定によって、部会員が先駆者となって環境保全米に取り組んでいたということが明らかとなった。以下で具体的に確認していこう。

1-3 調査事例の概要

まず、今回の主な調査対象である JA みやぎ登米および生産部会の概要を述べる。

JA みやぎ登米は、1998年に旧登米郡 8 町域の JA が合併してできた広域 JA である。登米市の中心エリアである迫地区に本店をおきつつ、旧 8 町域の JA も支店という扱いで営業を継続している。旧登米郡 8 町域は仙台平野まで続く広大な平野部の最北に位置しており、北上川とその支流の迫川から取水する、旧来から米作りが盛んな穀倉地帯であった。そのため、合併前の旧 8 町域の各 JA はそれぞれの販売網を独自に発達させており、それぞれが別の卸業者を通し、別の都道府県へと米を販売していた。こうした個別の販売経路は JA 合併後も維持すべきだと判断され、現在に至るまで、町域ごとの生産・販売が継続されている⁴³。

各町域には、生産部会という農業者組織が残っている⁴⁴。生産部会とは、JA 青年部を卒業したのちに有志の農家が加入する組織である。生産部会は作物ごとに組織され、JA 職員と協力してさまざまな営農活動をおこなう。主な活動は、卸業者の視察やスーパーでの店頭販売、JA 主催イベントへの参加といった販売促進活動の他に、農協職員と共同で除草剤の試験的導入や害虫の生育調査といった農業技術関連の研究活動などもしている。

ここで、生産部会としての活動が最も盛んな南方地区の資料を例として、生産部会の組織的概要を確認しておく。南方町水稻部会の目的は、「部会員のコミュニケーションと農業経営向上を図るとともに、環境創造型の農業・農村社会づくりを積極的に推進する」ことであり、部会員資格は「みやぎ登米農業協同組合員かその家族」である。事務局は、JA みやぎ登米 南方支店営農経済センター内に置かれている。事業内容は、「1.稲作経営、稲作技術に関する事項、2.環境創造型農業に関する事項、3.生産者と消費者の交流に関する事項、4.食農教育に関する事項、5.その他目的達成に必要な事項」である。

⁴³ たとえば、南方地区は京都生協や大手外食チェーン、米山地区は大手加工食品メーカー、豊里地区は北海道帯広のスーパーとの提携など、8 町域すべてに個別の卸売先が存在する。

⁴⁴ 生産部会は、「南方町水稻部会（南方地区）」「石越水稻研究会（石越地区）」というように各町域で微妙に名称が異なっているが、ここでは「生産部会」という呼称で統一する。

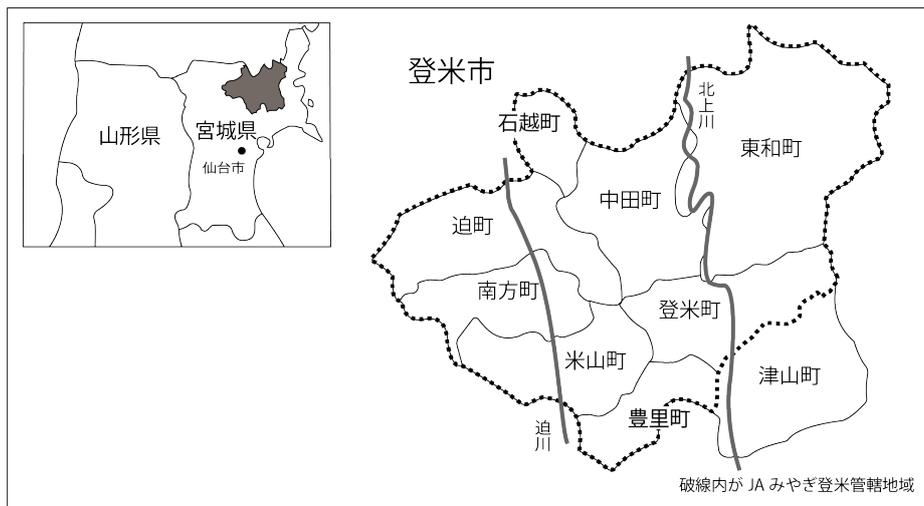


図 4-1 登米市および登米市内旧 8 町域の位置
 (出処：JA みやぎ登米提供資料より筆者作成)

規約からもわかるように、生産部会は農協組合員の組織である。各町域支店には生産部会担当の職員が存在し、部会員と連携して事業を進めている。なお、南方地区は環境配慮型農法の先進地域であり、JA みやぎ登米の施策として環境保全米を生産しているのとは別に、「登米市みなみかた町産めだかのおたより」米や、大手外食チェーンとの契約栽培である「少農薬栽培（除草剤のみ使用）」にも精力的に取り組んでいるため、総則や事業に「環境創造型農業」の文言が含まれている。ほかの地区でも、農業技術の研究を中心的におこなうという設立目的をもつ「石越水稻研究会」、生産部門でなく経営部門に重点をおくべきだとする「迫水稻経営部会」など、設立目的は多様に存在する。各地区の生産部会の名称や規約には、設立当時の理念が表れているが、現在ではどの生産部会もおもに環境保全米施策への取り組みを重視している。

つづいて、同資料「平成 26 年度水稻部会事業実施報告」から、南方町水稻部会の取り組みをみていく。これをみると年間 97 回の取り組み記録があるが、この取り組み回数は他地区の生産部会とくらべても非常に多い。石越水稻研究会では、部会での集まりは 2 ヶ月に 1 回程度であり、こちらの頻度が JA みやぎ登米管内では標準的である。

南方水稻部会では、部会員は地域ごとに 8 つのブロックに分けられている。このブロック単位での生き物調査が年に 2 回義務付けられているため、全 16 回おこなわれている。また、食農教育の一環として、2012 年頃から仙台市内の 10 小学校で環境保全米や田んぼの生き物についての授業をおこなっている。こうした活動が最も盛んなのは南方地区だが、他地区の生産部会でも地域の子供達に稲の害虫をみせるなどの環境教育的な取り組みがおこなわれている。

こうした活動は、JA の予算の他に、水稻部会の年会費でも賄われている。南方町水稻部会では、年会費は 1 人 2000 円 + 1 俵あたり 100 円を徴収している。さらに、環境対

策費として 1 俵 30 円徴収しており、「環境創造型農業」の各施策（水田魚道材料費、冬水田んぼ揚水電力代、めだかの学校用農地賃貸料）にあてられている。

以上、南方町水稻部会を例として、生産部会の具体的活動を概観してきた。南方地区は部会活動が最も盛んな地区であるため、その他の地区でも同様の頻度で活動がおこなわれているわけではないが、どの生産部会も日頃の会合にくわえ、販売促進活動や生き物調査をおこなっている。しかし、重点箇所は各町域によって異なる。南方地区やなかだ地区では環境保全米を含む環境配慮型農業に重点が置かれているが、豊里地区では環境保全米でのササニシキ生産が活発におこなわれている。

生産部会に所属する部会員の傾向としては、生産部会は青年部卒業後に任意で加入する組織であるため、生産意欲であることが多い。部会の会員数は、米価の低迷・兼業農家の増加に伴い長期的な減少傾向にあるが、JA による環境保全米施策が始まった 2003 年当初は約 500 名の部会員が在籍したという。現在ではみやぎ登米管内 6845 名の正組合員中、312 名が各町域の稲作生産部会に所属している。

表 4-2 旧町域別生産部会員数

旧町域名	2015 年度部会員数
迫町	28
登米町	16
東和町	22
中田町	42
豊里町	22
米山町	43
石越町	28
南方町	111
合計	312

JA みやぎ登米では、8 町域の稲作生産部会の上位組織として、稲作連絡協議会が存在する。稲作連絡協議会は、JA 合併後の 2000 年に組織された。JA 合併直後（1998 年～2000 年）は旧町域 JA 単位での稲作施策が行われていたが、それでは JA みやぎ登米単位での意思決定が困難であるとして、各町域単位でのまとまりを保持しながらも統一した意思決定がおこなえるように組織された、という経緯がある。稲作連絡協議会には、各町域の稲作生産部会から部会長と部会員 2 名の合計 3 名が在籍し、8 町域で 24 名の協議会員が集まる。稲作連絡協議会では、稲作施策や生産部会の活動方針について、JA 職員を交えながら意思決定がおこなわれる。環境保全米施策も協議会で決定され、その後各町域部会へと伝達された。

1-3 生産部会員による環境保全米の伝播と受容

JA みやぎ登米管内において、農家はどのような経路を通して環境保全米施策を知り、取り組みを決心したのだろうか。ここでは、各部会員のインタビュー内容を環境保全米が

普及した時系列順にみていこう。

〈ケース 1〉 旧中田町、旧南方町農協時代から取り組んでいる先駆者

1997 年からなかだ環境保全米協議会に所属し、先駆者として環境保全米 B タイプに取り組んできたケースとして、中田地区の G 氏があげられる。G 氏は、JA 職員である H 氏に依頼されたこと自体を環境保全米への取り組み理由のひとつとして考えている。

例えば今回のあなたの紹介のように、彼（JA 職員 H 氏）が事務局やったもんですから。やっぱり自分（が頼む側だった）としても頼みやすいところに頼むよね。そういう取り組みなの。ある意味では。

もうひとつの先進地域である旧南方町農協では、1991 年からいち早く特別栽培米に取り組んできた経緯があり、旧中田農協と同時期に環境保全米に取り組み始めた。旧中田町農協のような環境保全米に特化した組織づくりはなかったものの、元々環境配慮型農法の先進地域であるという地域内での評判があったため、周辺地域に先がけて農協を通した声かけがおこなわれた。その頃から生産部会に所属しており、現在は部会長を務めている T 氏によると、農協の指導を中心とする農業者の連帯は産地形成としても合理的な手法であるという。

まあうちの方はなにもない、ただ農協の指導の中で生きてきた。農協中心にどういう農業を展開していくかという。何もありませんよ。我々が生きるのには地域がゆたかになることが大前提。それには個人個人が取り組むやり方もあるんだけど、地域ぐるみで取り組むことが産地としても、将来的にずっと永続的に続けるためにも、徒党を組んだ方がいいのかなという部分ですね。

〈ケース 2〉 稲作連絡協議会の構成員だったため取り組み始めた先駆者

つぎに、環境保全米施策の導入時期に稲作連絡協議会の会長を務めていた東和地区 I 氏である。彼は、当時の組合長だった F 氏に直談判されたことをきっかけに、経過措置米として JA 単位での環境保全米施策が始まる以前から環境保全米に取り組んでいたという。

で、(F 氏が) 来たんだべや。協議会の会議に。「環境保全米やっべ」っていう話でさ。で、「職員は俺が説得すっから、農家はあんたたち頼む」。おれたち簡単さ、部会 500 人にまず協力してもらおう。まず各町域で、部会の幹部たちで、役員たちで取り組みよう。

経過措置米としての取り組みは、JA 単位での取り組みが始まる前年度から始められた。各生産部会の役員層が一部の水田にて試験的に環境保全米を導入し始め、全体で約 50ha の面積で取り組みが始まった。

〈ケース 3〉 部会長を通して勧誘された者

石越地区の J 氏の場合、稲作連絡協議会での経過措置米の導入以前から、部会長を通じた勧誘があったという。

いざその全体で取り組む前からなんか試験的にやってあったから。別に何も変わらないしかえって農薬も半分になるし、農薬代かからないからいいのかなって、最初単純なアレだけど。本格的になる前から俺たち 2 年ぐらいやってたね。その時はまだ少人数でやってたから面積も大したことなかった。結局最初（に環境保全米の）話がきたのは部会の中にきたね。最初部会の中で、当時の部会長さん、名前ちょっと忘れましたが、「(他の町域で) やってるから石越でもどうですか」っていう話で。それから各町域に広がっていった。どうせならば農協全体でってなったのが、その 2 年後だったか 3 年後だったか。その頃からずっと環境保全米は取り組んでいる。反対はなかったね。

東和地区の V 氏も部会長から勧誘されたというが、V 氏の場合は農協単位での環境保全米施策が決定した決まった後で協力を依頼されていた。

その当時部会長だった人 (I 氏) の勧めで。... (中略) ...今回、この減農薬、環境保全米をこういうかたちでやるんだと。まず全部の面積のちょっとでもいいから協力してほしいと。そういうふうにして始まったんです。俺の場合は 5 反の田んぼそれ 1 枚協力するからってことで、5 反でスタート。

生産部会を通じた普及の時期については、I 氏のように公式に施策化される前年の 2002 年だとする意見や、J 氏のように 2~3 年前、つまり 2000 年ごろからすでに取り組んでいたという意見もある。2000 年から 2003 年にかけての普及過程については厳密な切り分けはできないが、この時期には部会長を通じた情報の伝播によって環境保全米が普及していたといえる。

〈ケース 4〉 農協から施策の説明を受け初年度から転換した者

環境保全米施策が始まる以前から現在に至るまで部会に在籍している迫地区の L 氏によれば、当時、迫地区の生産部会では、「農協さんがこうだと言うならって感じだった。いくら高く売れるんじゃないの」という様子で環境保全米に対する反対意見は出ず、L 氏を含めて大半の部会員が初年度から一気に環境保全米に全面積を転換したという。L 氏は、「いやいやながら。だって薬半分に減らせてっていうんだもん」として、環境保全米の導入に際してはいくらか葛藤があったというものの、それでも初年度からすべての水田を環境保全米に転換した。

米山地区の M 氏は、「環境保全米ってなんや？完全有機でもないし」と思いながらも、「農協の方でそういう方針を出したんで、まあとりあえず環境保全米っていう形で、そういった指針通りに作って出荷すれば、まあ悪いようにはしないだろう」と考えて転換したという。

豊里地区の N 氏によると、豊里地区の生産部会では、まずは一部の水田で様子をみようという話になり、計 4ha で生産を始めた。なかには、「だめだ、自信ない」と初年度の導入は見送った部会員もいたという。農協からの提案だったため、有利な販売が見込めるだろうという予想もあった。

うちらも温湯消毒やってみて、増やしていこうというのはありましたよ、部会の中では。「先駆者になった方がいいんじゃないの？」って。農協の方ではね、そういう環境保全米っていうような作付けをするならば、やっぱり環境保全米という名前で有利な販売をするという、どうしても、そっちの方にうつりながら、ええ。

〈ケース 5〉先駆的取り組みから影響を受けた普及、部会員による勧誘

部会員らは普及以前から環境保全米に取り組んでいたため、周囲の農業者が環境保全米を物珍しがり、それがきっかけで集落単位での取り組みに発展した例もあった。環境保全米の圃場には、認証作業の一環として赤やオレンジなど、比較的目立つ色の認証旗が立てられる。東和地区 I 氏は、「あの旗はなんなの」と周辺農家に度々聞かれることがあったため、JA 職員に依頼して研修会を開いたところ、「ほんで部落でやっぺや」と翌年度から集落内の多くの農業者が環境保全米に取り組み始めたという。

また、先駆的な取り組みをしていた部会員からの情報提供や身近な農業者同士での情報交換が普及を後押ししたとする声もあった。環境保全米では、種子消毒の方法が薬剤消毒から温湯消毒へと切り替えられた。温湯消毒は専用の機器を使うのだが、豊里地区では部会員が持ち回りで農業者に対して機器の使用方法や消毒後の種子の扱いについて説明していた。そのさい、温湯消毒は 10 分ほどの待ち時間があり、一度に 4~5 人が居合わせるため、そこで環境保全米の情報交換をする機会があった。こうした機会が環境保全米の普及に繋がったのかもしれない、と話す部会員もいた。豊里地区の K 氏は、「その頃（=環

環境保全米が始まった頃)ね、私その前に農協青年部の役員してたんで、むしろ当時組合長と一緒に『こいつはやんなくてはなんねえんだよ』って言ってる方だったんで」と自身は環境保全米を勧誘する側だったと答えている。

〈ケース 6〉冷害後の爆発的普及

環境保全米施策は 2003 年以前から生産部会員を中心とした導入がすでに始まっていたが、取り組み面積が爆発的に拡大したのは初年度の夏に起こった冷害がきっかけだった。次の N 氏のような認識は、多くの部会員や環境保全米施策に携わる農協職員によって一定程度共有されている。

やっぱりそれから (=冷害から)は一気に増えましたね。それは豊里でも同じ状況。やっぱりみなさん結果がいいとすぐ飛びつく。それまでうちはね、失敗っちゅうか、おっかなびっくりしながらやってたんですけど、やっぱりその成果がね、一般 (=部会員ではない農家)のみなさんも、「ああ部会のみなさんがやったの良かったんだな」と認められれば。

以上の語りやその他聞き取り調査によって得られた情報から、環境保全米の普及は次のような時系列で起こったと整理できる。

1997 年から旧中田町のなかだ環境保全米推進協議会、旧南方町水稻部会による環境保全米 A タイプおよび B タイプへの先行的な取り組みがあった。

農協合併後の 2000~2002 年にかけて、農協組合長や職員らの呼びかけが稲作連絡協議会を通じて各部会へ伝達され、部会内で話し合ったのちに全体施策に先んじた「経過措置米」として環境保全米 C タイプに着手した。

先駆的に環境保全米に取り組んでいる部会員の圃場をみて、管内農業者全体の施策として広がる前から集落単位で取り組み始めた地域もあった。

こうした初期採用が各地に点在する状態で、2003 年に管内農業者全体に対する施策として公式に取り組みが開始され、同年夏に冷害が発生。初期採用者の圃場が冷害に強いことが各地で確認され、翌年には地域内の半数以上の面積で環境保全米が取り組まれるようになった。こうした普及過程をたどった環境保全米は、その後 15 年以上にわたって地域の水稲作付面積 (主食米部門)において 8 割以上の面積を維持し続けている。

〈ケース 7〉跡継ぎ世代による継承

この 15 年間に、親から受け継いだ田んぼで環境保全米の生産を続けているという「第二世代」が登場し始めている。たとえば、とよま地区の 40 代 O 氏は、父親の体調不良から 5 年前に本格的に田んぼを継いだ「第二世代」である。米作りの「右も左も分から

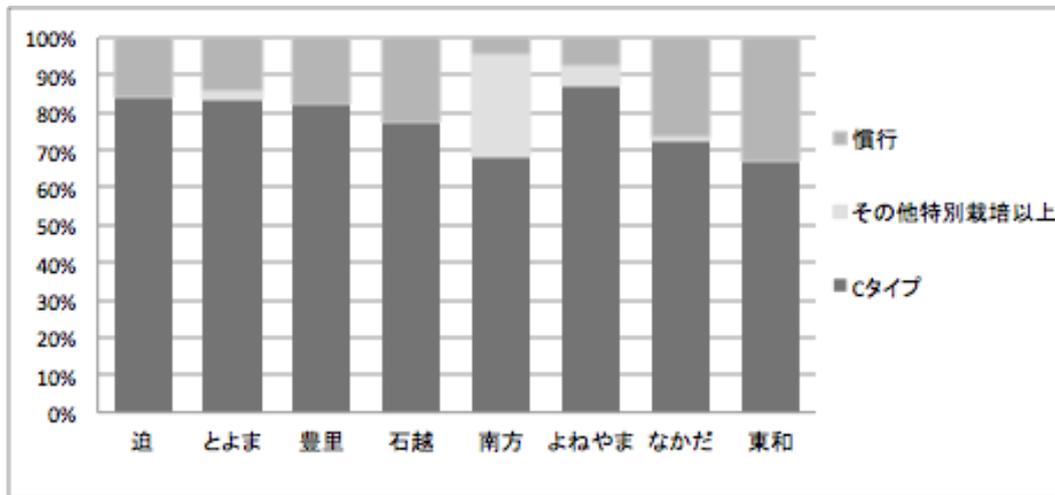


図 4-2 旧町域別 2015 年度産米の環境保全米の割合
出処) JA みやぎ登米提供資料より筆者作成

ない」状態の自分に対して、生産部会の「先輩」たちは「お前んとこの田んぼ水ねえっちゃ」というようにアドバイスをくれるという。親から継いだ田んぼで環境保全米を継承している理由について、O氏は以下のように語っている。

ずっと（父の代以前から）牛をやってきて、それを俺の代でどうしようとは思わん。朝起きて、顔洗ってご飯食べて牛にもご飯やる。そういう風に小さい頃から育ってきたから。それと一緒に。（環境保全米は）もう生活の一部なの。それを辞めるとか辞めないとかそういう選択肢はないの。そういう風に父ちゃんが作ってたんだから。（...中略...）みんなじいちゃん父ちゃんがやってたからその通りじゃないと米作りじゃないっていう。もう根付いてる。なのさ⁴⁵。

もうひとりの「第二世代」として、20代にして地域の生産組合の代表を務めている米山地区のP氏の例をみてみよう。P氏の生産組合では、農協に出荷する米はごく一部であり、集落内で食べる飯米や親族に贈与する縁故米の生産がメインである。こうした米は市場に出荷しないため、基本的には環境保全米の認証は取っていない。とはいえ、もし余ったときには環境保全米として農協に出荷したいという考えから毎年環境保全米と同基準で栽培しており、認証圃場に立てることが義務付けられている認証旗もきちんと立てている。P氏は、環境保全米に取り組む理由として、余剰米を農協出荷に回すという合理性に付け加えて、環境保全米の贈与物としての価値をあげている。

親戚とかに送ってあげるにしても、やっぱりただの宮城米よりはJAみやぎ登米っていう袋に入って環境保全米って書いてあった方が、こだわりのお米なんだなあって

⁴⁵ 2016年12月14日、かっこ内は筆者補足。

思ってもらえるのかなっていうのもあって、環境保全米の通りに栽培はやってますね。後はこの辺、別に田んぼも荒れてないので、環境保全米の規格で全然できるし、荒れていけば除草剤とか使いたくなって戻すかもしれないですけど、そういうのもないので、環境保全米のまんまでやってますね。

P氏によると、集落内の縁故米だけで300袋以上の注文が入るといいます。経済的合理性だけでなく、こうした贈与的価値も環境保全米への取り組み動機として機能している。

環境保全米「第二世代」の人たちにとっては、O氏がいうように、環境保全米は元からそのようにして存在していたもの、つまり与件となっている。「第二世代」にとって、環境保全米は農法転換に伴う不安との葛藤のなかで覚悟を決めて選びとった農法ではなく、覚悟の経験の有無は「第一世代」と「第二世代」を質的に分かつ大きな要因である。こうした「第二世代」における「覚悟の経験のなさ」は、今後の環境保全米の継続に一定程度の影響を与えうると考えられるが、この点については第5章にて詳述する。

2 環境保全米の経済性と制度的柔軟性

ここまで、2003年の管内全域での取り組み以前に、生産部会や稲作連絡協議会が部会内での環境保全米の普及について、一定程度の役割をはたしていたことを指摘してきた。2003年夏の冷害によって、翌年から環境保全米の作付面積は慣行栽培と逆転し、それ以降8割をこえる作付面積比率を15年にわたって維持している。こうしたデータは、農協みやぎ登米で取り組まれている環境保全米が、一度転換してしまえばその後は継続しやすいしくみになっていることを表している。ここでは農協の施策に着目し、どんな施策が環境保全米の継続しやすさを支えているのかを検証していこう。

2-1 環境保全米の経済的付加価値

まず、農協が得た経済的付加価値についてみていこう。第3章でも指摘したように、JAみやぎ登米では環境保全米施策を「売り切るコメ作り運動」と位置づけ、食糧管理法廃止以降の米価低下への対応策として利用してきた。その結果、全農を通じた委託販売における契約栽培⁴⁶の数が、環境保全米施策がはじまる前年の2002年には2社だったのに対し、施策9年目の2011年には21社と大きく伸びた。くわえて、集荷量あたりの直接販売米の割合も、2002年の5%から2011年には30%まで成長した。地域の農協が集荷した農産物は、集荷した農協が直接業者と取引する直接販売と全農（各都道府県にひとつ

⁴⁶ 実質的な取引はJAみやぎ登米と卸業者との契約栽培であるが、「全農を通じた委託販売」というかたちをとっている。

ずつおかれている、宮城県の場合は JA 全農みやぎ）への出荷とに分かれる。直接販売が増えると全農を通じた委託販売分の掛かり増し経費が削減されるため、その分を地域農協の利益としたり、農家へ還元したりすることができる。このように考えると、経済合理的には直接販売の割合を増やしていったほうが、地域の農協や農家にとっては得のように感じられる。しかし、農協職員によると、全農との良好な関係性を維持するためといった社会関係的理由や、より安定した販売網というリスク管理的理由から、全農への出荷を減らすことも一概に合理的とはいえない。いっぽうで、地域ブランド米としての付加価値を認めてくれるのは市場原理に即した卸業者であるため、農家への利益還元を重視するならば、必然的に直接販売の割合は高くなっていく。

JA みやぎ登米では環境保全米 C タイプに対して、慣行栽培に比べ 1 俵 60kg あたり 100 円～300 円の加算額が設けられている。食糧管理法の廃止以降、米価の低迷には歯止めがかかっていない状態である。こうした加算金は、農家のモチベーション維持につながる。しかし、他の先進地域に比べ登米での加算額が特別に高いというわけではない。行政による助成金制度はないため、加算金というのも、慣行栽培より早めに売り切れた分や、業者が倉庫まで受け取りに来た分の在庫管理コストや輸送費の削減分を農家に還元しているのであって、環境保全米が高単価で取引されているというわけではない。一部、環境保全米の価値を理解してくれる業者は慣行栽培よりはいくぶん高値で取引してくれるが、そのような業者は決して多くはない。過去には一度、予想外に環境保全米が売れ残り、農家にすでに支払っていた加算金を回収したこともある。

当時、環境保全米施策を告知する座談会を担当していた農協職員 H 氏によると、農協側からは付加価値についての言及は避けるようにしていたという。座談会に参加していた農業者 L 氏は筆者の聞き取りに対して、「説明といってもですね、マニュアルにある話だけだったと思いますよ。田植えの時期とか…。除草剤は決まった薬剤しか使えない、という説明くらいだった気がしますね」と答えている。いっぽうで農家からは加算額についての質問がよく出ており、そのような農家に対して農協では「付加価値はあとからついてくる」をキャッチフレーズとして、まずは取り組んでみることを勧め、加算額が実際にいくらであるのかという具体的な金額は提示しないようにしていたという。経済合理性による動員政策は避けられていたものの、環境保全米施策を軸とした企業的努力の結果、農協職員によると JA みやぎ登米は 1 俵あたりの農家手取り額が県内で最も高いという。

農協としては、高単価での取引はほとんど実現していないものの、慣行栽培に比べれば差別化はできるため、早期に在庫処理ができるという経済合理性がある。卸業者はある程度のロット数が確保されている米の方が販売しやすいため、JA みやぎ登米単位で生産し、数量を確保すること自体が環境保全米の経済合理性を高めている。

ロット数の確保の他にも、農協単位での環境保全米施策は農協にとって 2 つの利点があった。ひとつは、「組合員離れ」の食い止めである。JA みやぎ登米では、組合員と農

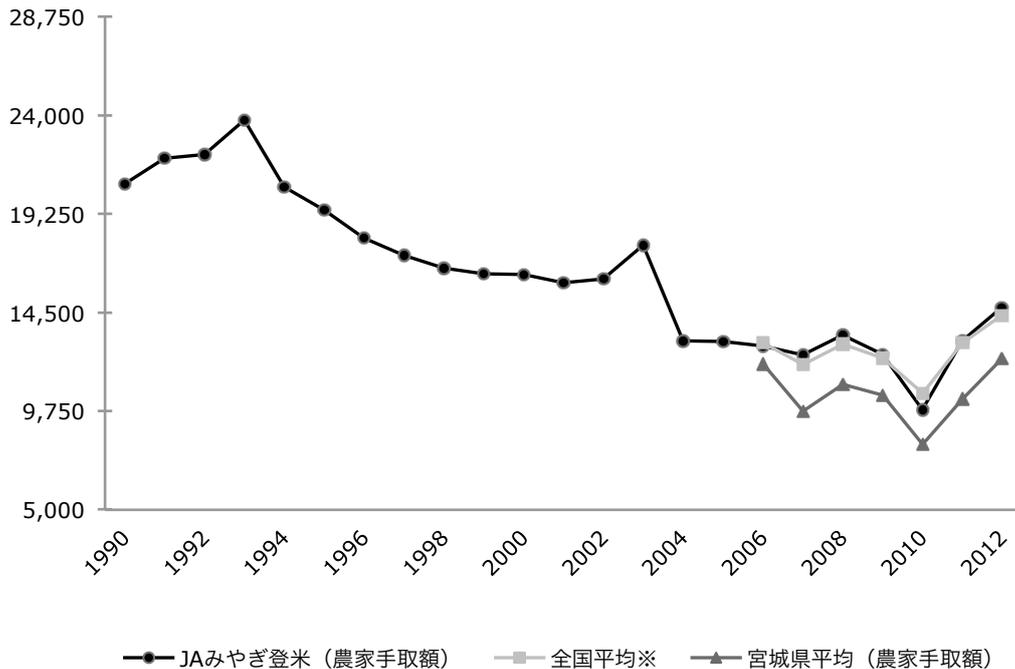


図 4-3 米価の推移

出処) JA みやぎ登米提供資料等から筆者作成

協との精神的距離が開いていき、その結果として農協への農産物出荷や農協からの農業資材の購入が減るという「組合員離れ」が問題視されていた。具体的には、農産物を農協には出荷せず、買い取りに来た卸業者に直接販売したり、ホームセンター等で農薬や肥料を購入したりする農家が相対的に増加していたという。しかし、環境保全米 C タイプは農協による第三者認証を受けなければならないため、農協が策定した生産工程のもと、農協が指定した農薬・肥料を用いて生産した米を農協へ出荷することによって公式に環境保全米だと認可される。そのため、環境保全米施策が始まってからは組合員の農業資材購入率が上昇し、出荷率の低下にも歯止めがかかった。また、JA 職員への聞き取り調査によると、生産工程や使用する農薬・肥料が農協単位で統一されたことで、卸業者からは味や品質のバラつきが少なくなったという評価を受けているという。卸業者としては、品質にバラつきがある産地からの買入れはリスクを伴うので、より均質な米が取れる産地の方が好ま

れる傾向にある。こうした均質化も、農協施策としての環境保全米のもつ利点のひとつである。

2-2 可逆性をもたせた柔軟な制度設計

繰り返しになるが、JA みやぎ登米では管内すべての農家が環境保全米に取り組めるよう、旧来の A・B タイプと比較して基準の緩い C タイプを創設したという経緯がある。

まず、C タイプという比較的緩い栽培基準であったからこそ、管内の多数の農家を取り組んでいるという点は指摘しておくべきだろう。こうした地域の農家にとって取り組みやすい環境保全米を生み出していこうとする行為は、C タイプの創設以降も継続して行われている。例えば、最も頻繁に、そして細やかに行われているのが、来年度の使用農薬を決定する策定委員会である。策定委員会は、県行政なども関わるオフィシャルな会合であるが、どの農薬を来年度の使用農薬として推薦するかという決定権は、おもに部会員と担当農協職員にある。というのも、農協は農薬メーカーらと共に部会員の圃場の一部を借りて毎年実証実験をおこない、その結果や圃場を貸し出してくれた部会員の意見を参考に翌年度の使用農薬を決めるからである。策定委員会で農家や農協側の意見が採用されなかったことはこれまで一度もないため、農薬選択の決定権は実質的に農家および農協にあるといえる。

減農薬栽培を行ううえで、最も障害となるのは除草作業である。JA みやぎ登米では、近年の雑草の傾向に合わせて使用する農薬を2年に1度ほどの頻度で変更している。雑草の種類には変遷があり、また同じ農薬を使用し続けるとその農薬に対して抵抗性を持った雑草が生まれてくるので、使用する農薬を変更していくことが環境保全米の継続しやすさにつながっていく。また、害虫であるカメムシの動向も15年のうちに刻々と変化している⁴⁷ため、毎年の実証実験による農薬の再審査は重要となっている。農家による実証実験の結果を策定委員会で承認するというプロセスによって、環境保全米 C タイプの基準を守りながらその年ごとに取り組みやすい環境保全米が生み出されている。

こうした農薬選定プロセスのほかに、近年では部会員からも環境保全米を継続しやすいかたちへ組み替えようとする主体的な動きが出てきている。それが、畦畔への除草剤散布の要望である。近年、環境保全米に取り組む農家の間で課題となっているのが、畦畔の除草作業である。高齢化によって耕地の委託が増えてきており、意欲的な農家へと集約されつつある。しかし農地集積はまだ進んでいないため、あちこちに耕地が散らばっており、耕地が増えれば増えるほど畦畔も長さを増していく⁴⁸。現在の環境保全米の定義では畦畔への除草剤散布は禁止されているが、大規模農家ほど畦畔も増えるため、環境保全米の継続が難しくなっている現状がある。

畦畔への使用認可を要請する除草剤の種類は、環境保全米の圃場に使用しているものと同種であり、稲刈り後、生き物が見られなくなった冬場に、圃場使用时よりも倍の希釈で一度だけ散布を行うということを予定しているため稲や環境への影響はないはずだ、と農

⁴⁷ この15年のうちにカメムシが増えた、というのがJA職員や部会員農家の共通の意見である。

⁴⁸ 農地集積が進み、100ha単位の大規模な圃場を作れば効率的なのだが、現在の登米市ではそこまでの大規模集積はまだ進んでいないため飛び地的に自分の耕地が増え、面積が増えるほど畦畔も増える。

家は主張する。彼らは省力化のために除草剤散布の容認を要求しているが、環境保全という理念には背かないように配慮した提案をしており、自分たちにとって最適な環境保全米を生み出そうとしている⁴⁹。

継続性に寄与しているしくみとしては、その柔軟な制度設計が指摘できる。環境保全米の登録方法は、①春先にどの圃場を環境保全米の圃場とするのかを農協に申告する、②その後 2 回の途中経過報告を提出し、③収穫後に最終報告を提出することで、その圃場で収穫された米を環境保全米として農協に出荷できる、というものである。この手法によって、1 年ごとにどの圃場を環境保全米として登録し、どの圃場を外すのかということを選択でき、また栽培途中であっても任意に慣行圃場へ戻すことができるという柔軟性が確保されている。部会員によると、「とりあえず最初は環境保全米」というように、まずはすべての圃場を環境保全米の基準で栽培し、雑草や病害虫などで追加の農薬が必要になった圃場だけを慣行栽培とするパターンが多いという。また、一度雑草が出てしまった圃場は雑草を根絶やしにするために、次の年は慣行栽培として除草剤を 2 回（環境保全米の場合は 1 回）使用するのが理想的だという。そして、その翌年から再び環境保全米の圃場として利用する。

また、大規模農家ほど慣行栽培品種⁵⁰も生産しているため、彼らは雑草が増えてきた圃場に慣行栽培品種を作付するという効率的な栽培をおこなっている。転作作物として生産されている大豆は堆肥にもなるため、土の養分が少なくなってきた頃合いで大豆の生産をはさむ農家もいる。

農家は、環境保全米を効率的に生産し続けるためにこうしたローテーション技術を編み出し、それを「おやすみ」といった言葉で表現している。このローテーション技術は、農家の間で集合知として認識されているわけではなく、各農家が自発的に編み出した技術であるが、各地区の農家は揃って「おやすみ」という呼称を使う。環境保全米が主であって、その間にはさむ慣行栽培や転作はサブであるという共通認識が存在すると考えられる。

⁴⁹ 環境保全米ネットワークの総会では、毎年のように畦畔への除草剤散布問題が農家や JA から提起されるが、事務局の T 氏は、「今の所折れるつもりはない。そこを折れたら環境保全米ではなくなってしまふ気がする。他県が畦畔に撒いているからといってうちも撒いていいというわけではないと思う

（2018 年 3 月 23 日）」という。あるべき環境保全米像ともいうべき理念を追求する姿勢は失われておらず、ここに社会運動としての環境保全米運動をみることができる。

⁵⁰ 環境保全米は原則ひとめぼれ、次点でササニシキが多い。その他の少量品種は慣行栽培がメイン。近年では飼料米や輸出米の生産もさかんであり、これらも慣行栽培である。

2-3 その他有利な条件

以上、JA みやぎ登米での環境保全米の普及・継続について、生産部会による情報の伝播や施策の経済性、制度的設計について確認してきた。ここでは、その他にJA みやぎ登米が環境保全米に適していたと考えられる条件について、手短に述べる。

まず、登米市は圃場の基盤整備事業が進んでいるため、作業のしやすい大きく四角い田んぼ、かつ水管理のしやすい田んぼが多い。水管理のしやすさは除草剤の効き目を大きく左右するため、圃場整備の進んだ田んぼほど除草剤を減らしやすいともいえる。地理的にも登米市は広大な平野部であるため、山林からの雑草や害虫の流入が少ないのではないかと考えられている。というのも、JA みやぎ登米管内 8 町域のなかで最も環境保全米の割合が少ない（6 割程度）とある地区は、管内で唯一中山間地域に指定されており、林業も営んでいる。山あいに位置する小さな田んぼも少なくなく、平野部に面している田んぼに比べて、環境保全米の栽培基準を守りながら生産を続けることは難しいという。また、JA みやぎ登米近隣の農協では、一時期は環境保全米施策にかなり注力していたが、高原地帯である関係上、同じく環境保全米の基準を守りながらの生産は厳しく、ここ数年は別の名前でより基準を緩和した減農薬栽培を稲作の中心的な施策と位置づけて推し進めている。

こうした地理的な条件の有利さにくわえ、畜産がさかんな地域であることも堆肥供給の面で有利な特徴である。登米市では肉牛の繁殖・肥育がさかんであり、特に仔牛は県のブランドである仙台牛として肥育されるため、数多く出荷されている。登米市では、牛農家と稲作農家が糞と稲わらを物々交換する習慣が伝統的に残っており、環境保全米施策が始まる前から堆肥の利用は日常的に行われていた。

くわえて、県内で最も生産規模が大きな農協であることも、有利な条件として働いた。JA みやぎ登米では、収穫した米を貯蔵するカントリーエレベーターという施設を合計 7 つ所持しており、施設ごとの貯蔵庫の数も多い。カントリーエレベーターでは、出荷に備えて品種や生産タイプごとに米を分けて貯蔵しなければならないのだが、環境保全米施策を始めると慣行栽培用と環境保全米用の貯蔵庫がそれぞれ必要とされるため、従来の 2 倍の数の貯蔵庫を必要とする。そのため、元々多くの貯蔵庫を持っている地域であれば問題ないが、そうでなければ生産品種や生産タイプを増やすためにカントリーエレベーターを増設しなければならなくなる。しかし、JA みやぎ登米の場合、元々生産量が多かった地域なのでカントリーエレベーターの数が確保されており、施策を始める初期投資が不要だった⁵¹。

⁵¹ こうしたカントリーエレベーターの規模によって生産品種が制限されるという話は、県の施策とし

て「環境こだわり農業」を推進している滋賀県への聞き取り調査でも聞くことができた。県担当者に

3 慣行栽培と有機栽培のはざま

3-1 環境保全米と慣行栽培の違い

本章では、農家がどのように環境保全米を認知しているのかに迫る。つまり、環境保全米は農家たちから主観的にどのような存在であるとみなされているのかを明らかにしていく。前章では、動員構造や農協による制度設計といった構造的な部分に着目したが、本章では、農家の主観的な認知に焦点をおく。

こうした分析に入る前に、環境保全米と慣行栽培が栽培方法としてどれほど異なっているのかを確認しておく必要があるだろう。資料としては、2016 年産環境保全米の栽培基準をもとにする。なお、ここでは環境保全米 C タイプを取り上げる。環境保全米には他にも A タイプ（JAS 有機に準拠）と B タイプ（育苗時のみ農薬使用）が存在するが、これらは JA みやぎ登米としての施策が始まる以前から町域ごとに取り組みられていたため、傍証として登場することはあるが、基幹的な分析部分では除外している。

JA みやぎ登米管内では、毎年秋頃に「水稻種子購入申込書 肥料・温床資材共同購入申込書」と「農薬共同購入申込書」が配布され、これに記入するかたちで資材の共同購入がおこなわれている。どちらにも「環境保全米 C タイプ専用農薬/肥料申込書」がついており、申込書としては環境保全米も慣行栽培も同一のものを使用する。冊子内の種子のページでは、環境保全米用の温湯消毒済み種子と温湯消毒をしない種子の選択制となっている。温湯消毒をしない種子の場合、消毒料分 160 円/4kg 安くなる。肥料のページは環境保全米と一般栽培米兼用の土づくり肥料と、環境保全米専用肥料、一般栽培米用・野菜等共同購入用の 3 種類に分かれている。土づくり肥料（土壌改良剤）は共通のものを使用できるが、稲生育用の肥料は化学肥料の含有量に制限があるため、環境保全米専用ページが作られている。なお、専用ページには JA みやぎ登米の環境保全米施策専用に調合された肥料も 3 種類掲載されている。

肥料は化学肥料の含有量に制限がかけられる方式だが、農薬は成分数に制限がかかる。また、肥料は土壌に応じて必要な成分や量が異なってくるが、農薬は病害虫と雑草の予防措置であるため、肥料ほどには各圃場でのバラつきが少ない。そのため、農薬の方が肥料よりもさらに環境保全米と慣行栽培での差が明確化する。図 5-1 は環境保全米と慣行栽培で使用される農薬体系の違いを示したものである。環境保全米では、中・後期除草剤と

よると、県内でも「環境こだわり農業」があまりすすんでいない地域の JA はカンントリーエレベーターの規模が小さい傾向にあり、慣行栽培と異なる米を栽培してもそれを貯蔵するスペースが限られているという。環境配慮型農法の普及を阻害する構造的要因としてはまだ仮説の域を出ないため、今後の課題としたい。

カメムシ防除（2回目）が使用不可となっている。こうした使用可／不可にくわえて注目したいのが、使用が認められている用途であっても、初中期一発除草剤や紋枯剤のように、環境保全米と慣行栽培で異なる種類の薬剤が使われているという点である。それにくわえ、慣行栽培では慣行基準に則っていれば基本的にどんな薬剤を使っても構わないので、すべての用途で最後に「等」がつけられており、この表に載っていない薬剤でも使用が可能である。しかし、環境保全米ではすべての用途の薬剤が定められているため、「等」という表記はない。

小括すると、環境保全米と慣行栽培では、土づくり肥料（土壌改良剤）は共通であるが、種子、肥料、農薬の種類は異なっている。環境保全米を生産するためには前年秋の時点で専用の種子、肥料、農薬を購入する必要がある。栽培方法としては「減農薬・減化学肥料栽培」に位置づけられるが、単に農薬と肥料の量を減らしているわけではなく、稲の生育に影響が出ないように、農薬や肥料の選定から再スタートしなければならない。さらに、農薬は使用成分数を減らさなければならないため、慣行栽培で使用している薬剤の転用は実質的に難しい。そのため、結果的には農薬の使用体系を全面的に見直さなくてはならない。

以上から、環境保全米と慣行栽培は、栽培体系として連続性をもつ農法ではないといえるだろう。次節以降で取り上げる語りからも、農家の認識上、環境保全米と慣行栽培は異なる存在であることがうかがえる。

3-2 「慣行栽培」の理由

一般的に「慣行栽培」とは、都道府県や地域の農協が指定する農薬・化学肥料の使用量の基準に則った栽培をいう。先にもみたように、JA みやぎ登米管内では主食用水稲作付面積の約 8 割が環境保全米であるが、2016 年あたりから慣行栽培の微増もみられている。近年、慣行栽培が微増している背景にはどのような要因があるのだろうか。

慣行栽培の圃場には、①環境保全米として登録していたが生産途中で慣行栽培に切り替わった圃場、②最初から慣行栽培として登録されていた圃場の 2 種類があるが、①については JA みやぎ登米による統計資料「(名称要確認)」がある。それによると、①の年度途中での変更理由として最も多いのは、雑草対策として追加で除草剤を使用したというものだ。農業者の間では、雑草が繁茂した圃場には多くの種が残ってしまうため、今年の雑草を放置すれば来年はさらに多くの雑草が出るという認識がある。そのため、雑草を抑制しきれなかった圃場では環境保全米基準外の除草剤を追加で使用し、翌年に雑草が残らないように管理する。雑草については、同じ農業者が同じ栽培工程で管理していても、雑草の繁茂しやすい圃場とそうでない圃場に分かれることもある。日光のあたり方や風向きといった自然条件によって、雑草の生育スピードや種の飛来率が左右される。また、雑草剤の効きと圃場の水持ちの良さは比例するため、水持ちの良くない圃場では追加の除草剤が

必要になることもある。このように雑草が繁茂する条件は多様だが、雑草の生育状況が環境保全米と慣行栽培を分かちもつとも大きな理由である。また、除草剤の使用ほどではないが、追加の殺菌剤や殺虫剤、肥料の使用なども慣行栽培への変更理由である。

つぎに、②最初から慣行栽培として登録されていた圃場の理由である。こちらは統計データが存在しないため聞き取り調査の内容に依存するが、もっとも多く聞かれたのはやはり雑草である。とくに、高齢になってくると、以前は除草できていた量でも除草作業の身体的負担が相対的に増すため、どこかのタイミングで環境保全米の面積を縮小せざるをえなくなる。たとえば、旧中田農協の生産部会員として、なかだ環境保全米協議会の設立当初から環境保全米 B タイプを生産していた Q 氏（インタビュー当時 74 歳）は、高齢化によって環境保全米を縮小したひとりである。Q 氏は、現在でも難度の高い B タイプ基準でササニシキを 1.1ha 栽培しており、こうした事情からも Q 氏が環境保全米および米作り全般に対して意欲的であることが伺われる⁵²。しかし、Q 氏の現在のひとめぼれの栽培面積 7.2ha のうち 7ha は慣行栽培である。こうした慣行栽培の増加について、Q 氏は「しかたない」と感じており、「現状維持していきたい」と話す。Q 氏は乳牛 9 頭を抱える畜産農家でもあるが、今いる牛がいなくなったとしても、あたらしい牛を追加するのは労働力的に厳しいと感じている。Q 氏は身体的限界によって環境保全米を縮小せざるを得なかった例だが、立地条件によっては、除草剤・殺菌剤・殺虫剤の量や追肥量が環境保全米の基準では足りないと判断される圃場も存在する。こうした圃場は、最初から慣行栽培として登録される。

そのほかに、栽培方法が環境保全米基準と異なる場合には慣行栽培としてみなされる。たとえば、近年大規模農業者のなかでは、稚苗を本田に移植するのではなく、本田に種子を直接播くというコスト削減手法「直播栽培」に取り組む者が増えている。この直播栽培は、移植を前提とした通常の栽培工程とは異なっているため、環境保全米として取り組むための基準が確立されていない。そのため、直播栽培については環境保全米としての集荷はない。

3-2 農法転換に伴った不安

先述したように、JA みやぎ登米管内で環境保全米が普及した背景には、生産部会を通じた集合的動員が存在したが、部会員は当初、環境保全米というあたらしい農法に対して

⁵² 登米市を含む宮城県一帯の主要品種はひとめぼれであり、環境保全米も基本的にはひとめぼれの栽培が主流であるが、部会員のみササニシキを栽培することができる。ササニシキ栽培を部会員に限定するという明確な規定はないが、「部会員にしかササニシキの栽培は認められない、ササニシキをつくりたいなら部会に入る」という慣習的な決まりがある。

どのような反応をしたのだろうか。たとえば、N氏によれば、豊里地区の部会員は、5aから10aという小規模な面積を持ち寄って環境保全米を始めたという。しかしなかには、「だめだよっば自信ない」と言って、初年度の採用を見送った者もいたといい、全員が一斉に全面積を転換したわけではなかった。当時の様子について、N氏はつぎのようにいう。

最初はこちらも、右も左もわかんない状況なんで、各皆さんは面積持っているんですけども、最初は小さい面積でやってみよう。...（中略）...お湯で消毒して、窒素成分の少ない肥料で、除草剤1回で、田んぼに結構草が出たりするんじゃないかなという思いはありましたねみんな。種子消毒自体がねえ...、お湯ですよだって（笑）。完全にそういうの（＝お湯で消毒するという方針）なかったから。本当に芽が出るのかというのが心配だったんですけどね。

L氏によると、迫地区では、当初ほとんどの部会員が一気に全面積で環境保全米に取り組み始めたという。もちろんL氏も初年度から全面積を環境保全米に転換している。当時の決断について、L氏は「冒険」だったと回想する。

あ、やる時は全部。だって種もみが一気にそうなっちゃったからやる時は全部。結構守ってましたね私は。部会の方で肥料農薬の試験やってくれていうの以外は全部ですね。（筆者：「全部でどれくらい？」）私はほんとに少ないので、5,6町歩くらいですね。（筆者：「結構それはチャレンジというか、」）うん、冒険だよ冒険。ほんとに冒険、ほんとに冒険ですよ。

米山地区のM氏は、農協の施策だったために「悪いようにはしないだろう」と見越して環境保全米に取り組み始めた。ただし、農協の施策として取り組み始めたという経緯だったため、環境保全米がどのようなものであるのかが明確にはわからないまま、栽培を始めていた。

んー、農協の方でそういう方針を出したんで、まあとりあえず、うん、まあ農協、環境保全米っていう形で、そういった指針通りに作って出荷すれば、まあ悪いようにはしないだろうと（笑）。だから、最初のうちはね、「環境保全米ってなんや？」っていう話だったね（笑）。完全有機でもないし。

これらの語りから、農法転換には不安や疑問がつきまとったということがわかる。環境保全米をおこなうにあたって、農家が懸念したのは農薬の削減による雑草・害虫・病気の

発生や窒素肥料分の不足による収穫量の減少である。とくに重労働である除草作業が伴ってくるため、雑草は最大の懸念事項である。当初、環境保全米とは「右も左もわかんない」農法であり、とくにお湯で種子を消毒するという手法は、説明を聞いても実際に「芽が出る」までは種子への悪影響への疑念は払拭されてはいなかった。また、そもそも環境保全米が何を目的としているのか腑に落ちず、明確な目的意識を持ってない M 氏のような農家も存在していた。しかし、これら不安や疑問を抱えながらも、「指針通りに作って出荷すれば、まあ悪いようにはしないだろう」という判断のもと、彼らは環境保全米を始めている。それまで当たり前のように使用していた農薬・化学肥料を減らすという試みは、農業者にとっては「冒険」であり、リスクを認識しながらの決断であったことがうかがえる。

3-3 環境保全米の合理性

経済合理性と価値合理性の共存

環境保全米の合理性について、最初に言及しておくべき点は商品としての付加価値である。JA みやぎ登米によるブランド米フレーミングが功を奏し、環境保全米は 1 俵あたりの農家手取額が 200 円ほど高い傾向にある。こうした経済合理性から、環境保全に興味がなかったとしても環境保全米に取り組む理由が生まれる。つぎの発言は、JA みやぎ登米管内のある農業者によるものである。

環境保全米は好かん。(筆者「環境保全米にはあんまり興味ない?」) 興味ない、興味ないつつうか、だって最初から生き物いるとこで育ってきてんだもん、それがあたりめえだと思ってるから。ホタル飛んであるいとるとかさ。山と川があるところで育ってきたからさ。川があってその横に田んぼあるつつうさ。...(中略)...前はもっとトンボいたのに今全然いねえっちゃ。

(筆者「不思議に思うのは、R さん環境保全米に興味ない感じだけど、でも今やられてるんですよね?」) だって環境保全米で売んねえと全然安いんだもん。(小さい声で) 正直なとこ、農協さ米出荷してないのさ。農協安い。別の会社さ来る。...(中略)... (筆者「じゃあもうほとんど農協には出してない?」) ちょっとだけ。お金借りてっから。しょうがねえっちゃ、付き合いあるもん。あんまり大きな声では言わねえけど。

このように、環境保全といった目的には賛同していないものの、付加価値を目的として環境保全米に取り組む農業者は地域にいくらか存在する。彼らの中には「環境保全米は高く売れるからやってる。それだけ。」というようにして、自身は環境保全のために環境保全米に取り組んでいるわけではないことを主張する者もいる。

しかし、環境保全米の加算額は、利益追求の側面からみれば手放しで満足できるほど高額ではない。農家手取額比で 2%ほどの利益しかもたらさない環境保全米は、利益追求の手段としては弱い。平均 20%ほどの加算額が期待できる有機農産物に比べれば、経済的誘因は相当に低いといえる。そのため、環境保全米の普及を経済合理性のみから解釈することは難しい。

ここで着目したいのは、環境保全米は経済合理性と価値合理性とを並立させることができるゆえに、多様な価値観を持つ農業者を取り込むことに成功しているという点である。この 2 つの方向性は、各農業者によってどちらが強いのかといった濃淡が存在するが、並立して語る者は多い。

例えば、中田地区 Y 氏は、環境保全米の経済合理性と価値合理性を並列させながらつぎのように語る。

環境っていうか一時期は農薬は使い放題だったけど、いろんなものが少なくなっていくのはうまくないんでないかなというのは自分自身も思ってたし、あとはやっぱり売る方としては現実的に差別化つつうかさ。米も余ってて厳しくなる中で、農薬とか減らせば自分たちで食べてもいいし、消費者にとってもいいわけだし。

こうした 2 つの合理性を並立させることができるという特徴によって、環境保全米は多くの農家に取り組みれ続けている。

有機農業に対する多様な態度

中田地区の S 氏は、周囲の農家が誰も有機農業に取り組んでいない昭和中期から、一貫して有機農業に取り組んできた方である。父から農地を受け継いだ後、すべての圃場を有機農業に切り替え、自宅の庭で肥料を作るようになった。当時は自治体にも農協にも有機農業だからといって高く買い取ってくれるような支援システムはなかったため、S 氏の有機栽培の米はすべて慣行米として農協に出荷された。現在は、農協の環境保全米の認証は取っていないが、宮城県の認証制度である「みやぎの環境保全米」の認証を受けている。S 氏はあたらしい品種を独自に開発・認定した経歴もあり、米作りへの徹底的な追究姿勢を持つ。そんな S 氏のもとには、S 氏から有機農業の技術を学びたいという地域の農業者が集っている。

S 氏は、1997 年に旧中田町が登米全域での環境保全米施策に先がけて、なかだ環境保全米推進協議会を設立したさい、おもな技術指導を担当した農業者である。当時、S 氏の協議会加入を説得した職員によると、S 氏や S 氏の仲間は農協の呼びかけに応じて全面的な協力をしてくれたという。協議会が発足した当初は、農業者の間で環境保全米の経済合理性を気にかける様子もみられたが、S 氏は、利益だけを追求するような発言に対して

は、農協と農業者の間を仲裁するようにして、農協による環境保全米の取り組みを支援した。こうした有機農業者の協力によって、こんにちまで続く環境保全米施策の土台が生み出された側面もある。

なかだ環境保全米推進協議会が発足した同年には、南方水稻部会でも環境保全米への取り組みが始まった。南方地区は、環境保全米に取り組む以前から京都生協との提携によって有機農業を始めていた地区であったが、中田地区の S 氏のケースとは異なり、農協を通じて京都生協から依頼を受けて組織的に有機農業に取り組み始めた。南方地区の T 氏は生協から有機農業を依頼されたときのことを次のように回想する。

やっぱり農家としては「こういうの作れないのか」と言われたら、「何十年もやってるプロだぞ」と、「できねえわけねえだろ」という気持ちもあったし、米がどんどん安くなっている時代でいくらかでも経済的に豊かになりたいという気持ちもあったので、逆に当時はお米を買い支えてもらったんですね、そういう値段で買いますよと。生協の方でね。

農薬自体が危ないと気付くのはその後ですよ。こんなに便利なものはない。これはやっぱり我々にとっては本当に助っ人だったんですね。国土の狭い日本が生産性を上げられたのは農薬メーカーがたゆまぬ技術開発をしてその努力が日本の農業の反収をあげて世界負けないくらいの産物を作ってきた。そこで気付いたのが環境ということと健康ということで、気付き始めて減らす努力をしてきた。食べる側からはそういうアレルギーだとかが言われ始めました。それに応えていくというかたちで作ったのが確かにありますね⁵³。

T 氏にとっては、米作りへのプロ意識や経済合理性が有機農業への初期の参入動機であったが、次第に農薬の危険性を感じ始め、それもひとつの有機農業への動機として形成されていった。

南方水稻部会は、有機農業での提携から派生し、慣行米も京都生協へ出荷するようになり、さらにその後は外食チェーンとの提携も始まった。こうした実績が、他地区の農業者からは環境保全米による成功事例として認識されており、JA みやぎ登米による環境保全米施策が始まったときには、他地区の部会員の決断を後押しする要因のひとつとなった。

しかし、S 氏や T 氏のように有機農業に取り組んできた者は、地域の中では圧倒的に少数である。ほとんどの農業者は JA みやぎ登米の施策として環境保全米 C タイプに取

⁵³ 両方とも 2016 年 3 月 23 日の聞き取り調査より。

り組んでおり、有機農業にはチャレンジしていない。では、Cタイプに取り組んでいる者にとって有機農業とはどのような存在なのだろうか。

石越地区 J 氏は、環境保全米施策が始まる以前に有機農業に取り組んだ時期があったが、雑草に悩まされ、環境保全米は C タイプのみの栽培となっている。

有機農業もやったことあるんです。堆肥だけでやったことはあるんです。1年目はよかった。2年目からは草だらけになってダメで。30代半ばごろに。30代はいろんなことやった。不耕起栽培やってみたり、いろいろ。そのころ、まだ基盤整備してなくて田んぼが小さかったから実験ができた。結局最後に環境保全米が出てきたから、これに取り組んだ方がいいのかなって⁵⁴。

豊里地区 K 氏は、無農薬ではない環境保全米 C タイプへの疑問を感じつつも、無農薬では継続していけないと考え、「バランスがちょうどいい状態」の現状に一定程度納得している。

あの...このままの環境保全米でいいのかなっていう。何がその環境に優しいんだかっていう視点？ただ単に農薬をこのくらい減らしました、それで、どれくらいが環境に対しての優しさになってんだかはね、ある程度はあるんですけど。でもこれ以上自分で楽ができない農業もしたくないという。薬によってだいぶ助かってるところがありますんで。

その、バランスなんだべっけども、こだわりすぎるとバランスも崩れてしまう。完全な無農薬作れって言われても面積こなせないだの、1年は良くとも来年からは無理だなんて継続ができなくなる。そのバランスがちょうどいい状態⁵⁵。

一般的に、有機農業は慣行栽培に比べて労働量が大幅に増加する傾向にある。こうした特性をもつ有機農業に対して、有機農業という行為そのものに価値合理性を見出し追究していく S 氏や、経済合理性と価値合理性の双方を見出して取り組みを続ける T 氏のような農業者がいるいっぽう、J 氏や K 氏のように有機農業は継続できないと考える農業者も存在する。むしろ、こう考える農業者のほうが地域の中では多数であろう。

⁵⁴ 2018年3月26日の聞き取り調査より。

⁵⁵ 両方とも2018年8月31日の聞き取り調査より。

自省を含めた環境配慮的取り組み

JA みやぎ登米管内においては、現状では有機農業は一部の気鋭な農業者にしか取り組まれていない。しかし、それは多くの農業者が農薬や肥料を減らす環境配慮型農法に興味がないということではない。彼らは、貨幣との交換価値からのみ農業労働を捉えているのではない。農業者の農薬に対する複雑な心情からその意味づけを検討していきたい。

先にみた K 氏は、「環境保全米を始めてよかったなと思うことはありますか」という筆者の問いかけに対して、これまでの農薬使用への態度を自省しながら、次のように話した。

米に対してこだわっている部分つつうの？それが具体的に見えてきた。その前だと草だらけになればじゃあ農薬使えばいいんだって、簡単に思っていたんですけども、でも、そうではないんだなって。根底ではそういうことが変わってますね。

K 氏は、作業場が狭くて環境保全米と慣行栽培を選別するのが面倒だという理由で、ひとめぼれについては環境保全米基準で生産したものもすべて慣行栽培として出荷している。つまり、K 氏にとっては経済合理性ではなく、農薬使用への自省が取り組みの動機となっている。K 氏は、冬場の維持管理作業を増やしたことで圃場の水持ちを改善させ、少ない除草剤でも効果が得られるようにしているという。

迫地区で妻、息子夫婦、孫 3 人の 7 人世帯で暮らしている U 氏は、子どもや孫といった「後々の人」のことを考えて環境保全米を作っているという。

（筆者「追加払いが出るのも環境保全米を続けている理由のひとつですか？」）そうは思っていないね。米の単価っていうのは別に、あの、こういう作りしたからメリットくださいって語るよりは、もう高齢化時代だから。自分の体にいいもの作ろうっていう、作った方がいいんでは。環境保全米作りして薬剤を少なくするのは後々の人のためにいいんでないのかって。年取ってきたから丸くなってきたね俺は（笑）。辺りを見るようになってきたんだね。子どもたち、孫たちが害のないやつ食べていった方がいいんでないのかなっていうのは思うね。...（中略）...年取ってくるいろいろなこと考えるね。なんのためにこういうことして作ってるのかなって。もっと安く作って海外に負けない米っていうって、余ったら海外に輸出してっていうけども...。どうなんだべね。...（中略）...俺が一番嫌なのは消費圏の人。安いものをどんどん（国内に）

入れて「食べてください」って。なんの心配もなしに口に入れてしまう⁵⁶。

U氏は環境保全米について、「本当は苦しいんです、やってて。」というが、それでも環境保全米を継続するのは、追加払いといった経済合理性からではなく、子どもたちや孫たちに「害のない」農産物を提供したいという思いからである。しかし、U氏は完全に経済合理性を度外視しているわけではない。去年からは「利益を考えて」農協以外にも米を卸すようになった。取り組んでいる環境保全米の種類もCタイプであり、完全無農薬ではない。

米山地区M氏は、農薬は人体に目立った影響は与えないとしながらも、農薬を減らした米は「安心できる」と話す。

まあ農薬は規定通りに使っていれば人体への影響はあまりない。ただそれをある程度、できる限り減らした米を自分たちも食べるわけですよ。自分たちの家族も食べるわけだし。それについては安心できるもんだなって。なるべくだったらやっぱり農薬は減らしたいし。

M氏は、「農薬は規定通りに使っていれば人体への影響はあまりない」として、一定程度の農薬の安全性を認識している。しかしそうした認識がありながら、農薬を減らした米の消費に対して安心も感じており、手放しで農薬の使用を肯定しているわけではない。

以上のように、環境保全米に取り組む農業者のなかには、農薬に対するある種の不安や不健全さを感じている者が一定数存在する。彼らのような農業者にとって、環境保全米に取り組むという行為には、たとえそれが完全無農薬ではなかったとしても、農薬に対して感じる不安や不健全さから一歩抜け出そうとする主体的な取り組みであるといえないだろうか。

迫地区L氏は、「私たちは環境うんぬんっていうよりも米いくらで売れるかどうかだけ。生活のためなんですよ」と、自身の動機は利益追求にあると答えているが、いっぽうで環境保全米に不自由さを感じているという。

いずれにしても自由にできないってところがね。1俵200円とかさ、100円の差いで自由にできないのは。一回（追加の薬剤を）やってしまっ、「ああCタイプでやろうと思って頑張ってきたのに、ああ〜」ってなるのがアレなんだよね。

⁵⁶ 2018年3月27日の聞き取り調査より。

利益追求のための環境保全米に不自由を感じているというのは、いくぶん不可解でもある。環境保全米は農協への出荷規定として強制されているわけでないし、実際に環境保全米と慣行栽培を並立させている農業者は多い。環境保全米の基準での生産が厳しいと判断された圃場については、最初から慣行栽培として登録する、あるいは追加の薬剤を使用しなくなったタイミングで環境保全米から外すというような対処がごく一般的におこなわれている。しかし、L氏は自身の圃場すべてを環境保全米として生産し続けることにこだわっている。K氏は、こうしたこだわりの理由について明言はしていないものの、環境保全米の栽培工程から外れた時期に農薬を撒いていると、『『何やってんだべ』ってなっちゃうもんねえ。何十年も一緒にやってるから』と、周辺農業者の視線を気にしている様子を見せる。

石越地区 J氏によると、地域には「少々荒れた圃場でも環境保全米にこだわっている人」がいるという。J氏は、雑草が出たらすぐに追加の除草剤を使用して来年度の環境保全米に備えるという考えを持っているので、そうした「こだわり」をもつ人が J氏にはいささか非合理的に映るようだ。「こだわっている人」は、農協から「あれは 1 回環境保全米から外したほうがいいんじゃないか」と提案されているのに、それでも「取り組んでいる人は取り組んでいる」という。

M氏もまた、「環境保全米にしなきゃダメなんだ」という農業者の存在を指摘する。M氏は、そういう人たちを思い出しながら、環境保全米を辞めることは農業者にとっては複雑な心境を伴うことを主張する。

環境保全米に取り組むっていうふうにした時に、段々、環境保全米にしなきゃダメなんだっていう、なんかすごい真面目な農家さんがいて。田んぼの中の雑草、ヒエとかホタルイとか多く出てる農家の人、いるんですよ。そういう人にはこのままにしたらば、来年もっと草出っから、環境保全米は今年は諦めて、除草剤振りましょっていう話をね、するんですよ。（…中略…）環境保全米から一般米にするっていうのはね、農家にとっては抵抗がある。俺ってもしかしたら、（農協職員 H氏「悪いことしてんのかなって」）そうそうそう、そんな感じになってきてる。「米作り下手なのかなあ」なんてさあ。「米作り農家として失格なの？」みたいな話になる。別にそんなこと言っていないし、米は買うし、加算金がないだけだからねって。

彼らにとって環境保全米を辞めるという行為は、加算金といった付加価値の取りこぼしとして片付けられるような行為ではなくなっている。兼業農家として自身も環境保全米に取り組む H氏が実感を持って言葉を繋いだように、環境保全米を辞めるということは、彼らにとっては「悪いことしてんのかな」と感じさせる行為となりつつある。

彼らは環境保全米に取り組むことによって、農薬使用に対して感じていた負い目から一

歩距離を保ち、「米作り農家として」あるべき姿を目指そうとしているのではないだろうか。農薬使用への負い目を払拭するために、彼らは環境保全米へと「真面目」に取り組んでおり、たとえ雑草という障害が発生したとしても、「諦め」ずに環境保全米を栽培し続けているのではないか。ここに、農家による主体的な実践としての環境保全米がみてとれる。

また、第4章でみたローテーション技術でも、農家は「おやすみ」といった言葉で転作作物や慣行栽培を指し示すことによって、〈本来、この圃場は環境保全米の圃場である〉といったニュアンスを付与していた。このような行為からも、農家の中には慣行栽培に戻すことへ抵抗感を感じる者が一定数存在するということが想定できる。

彼らは、農薬使用に感じる負い目から距離を保とうとしているが、同時に、現状を上回る負担が伴ってくる有機農業には転換できないという実感も抱えている。「でもこれ以上自分で楽ができない農業もしたくないという。薬によってだいぶ助かっているところがありますんで」という確かな現状認識も存在する。環境保全米は、そのような現実的な現状認識を持つ農家から、「まあ JAS 有機とかはできないんですけどなるべくなら…。減農薬っていうことでそういう取り組みをおこなっています」というように、ある種の折衷案のようなかたちで採用されている。

環境保全米は、有機農業は選択しないとする彼らが、「なるべく」農薬を減らすという「バランスがちょうどいい状態」を保ちながら、農薬に感じる不健全さから一步距離を取れることを可能にしてきた。環境保全米は、近代農法が生んだ効率性と不健全さの隘路から、農家たちが一步抜け出すための主体的な実践でもある。

「環境改善の験」であるカブトエビ

前章で確認したように、管内の多くの農業者は、農協施策として受動的に環境保全米に取り組み始めた。しかし、前節でみたとおり、たとえ初発の動機が受動的だったとしても、15年にわたる取り組みのなかで環境保全米に取り組む農業者は一定程度の主体性を獲得してきた。こうした主体性を支える要因として、圃場に棲み始めたある特徴的な生きものが環境改善の「証拠」として農業者に認識されていることが指摘できる。ヨーロッパカブトエビというこの生きものが自身の圃場に棲みついたことに対し、農業者は喜びを感じている。

たとえば、石越地区 J 氏は、自分の圃場に出たカブトエビを側溝に流したときに起こったエピソードと、カブトエビを農協に何度も持って行っていること、そしてカブトエビの生態について、次のように話す。

カブトエビなんか初めて見た。俺は田んぼにいたの側溝に流したんだけど、そしたら他の人たちがみんな寄ってるから何してんのかなって見たらカブトエビ流れてきた

って騒いでた。あいつはうちの圃場から流してやったやつなんだけど（笑）。あまりにも増えすぎたから、水入れて流しちゃったんだよ。...（中略）...農協にも 2、3 回持って行ったことあるけど、やっぱり初めて見たつう人が多かった。綺麗な水で育てると 1 週間くらいしか生きられねえのさ。泥水じゃねえと。綺麗な水に変えたら 1 週間も生きなかった。（農協職員〇〇「何回脱皮するんだっけ？」）何回だっけ？結構するだろ。皮も浮いてるし。上から見る分にはいいけど下から見ると気持ち悪くて（笑）。いや、うちのところには必ずいるんだよ。

J 氏は、「他の人たちが」「カブトエビ流れてきたって騒いで」しまうほど地域にとっては珍しいカブトエビが、自身の圃場で「あまりにも増えすぎ」てしまったことを誇らしく感じており、農協にも何度も自分のカブトエビを持ち込んでいる。「きれいな水に変えたら 1 週間も生きなかった」、「上から見分にはいいけど下から見ると気持ち悪くて」、「うちのところには必ずいる」といった発言から読み取れるように、ちばさんは自分のカブトエビに愛着を持ち、日々圃場を観察している。カブトエビに関しては、毎年 JA みやぎ登米が南方地区でおこなっている生き物調査で大量に見つかるため、環境保全米施策に親しんでいる農協職員や部会員であれば一定程度の知識を有している。そのため、自身の圃場でのカブトエビの出現は、農協職員や地域農業者のあいだでの共通の話題となる。

東和地区 V 氏は、自身の圃場に待望のカブトエビがやってきたことをこう語った。

毎年の生き物調査、協議会の役員もやってますんでもう 10 年以上おこなってます。南方の方はもう先駆者なんで環境保全米の、あの古代生物...なんだっけな、カブトエビ？カブトエビだな、いっぱいいるんですよ。それが、3、4 年前くらいからかな、そっちこっちで出てきたんですよ。（農協職員△△「結構出てきたね。」）それでね、去年、一昨年辺りからうちの田んぼも怪しいなと思ってたんですよ。「この抜け殻、なんかそれっぽいなあ」と思って。それで去年やっと思つて。田んぼにいたんですよウヨウヨと。いよいよ来たかと。やっぱそこまでなるのに（時間が）かかるよね、やっぱり。（農協職員△△「え、出たの？来たの？」）あれ、言わなかったけ？この 5 月だか 6 月に出たよ。言ったと思うけど。

V 氏は自身の田んぼでカブトエビを見つけた日、知り合いの農業者に SNS のメッセージ機能を使って自分のカブトエビの写真を送付していた。「先駆者」である南方地区でみられるカブトエビが自身の圃場にもやってきたという喜びや、地域農業者のあいだでその喜びを共有できるほど、「カブトエビの出現＝ポジティブな出来事」として一定の共通認識を得ていることがわかる。

ヨーロッパカブトエビは、その名の通り、日本の固有種ではない。国立環境研究所によ

る「侵入生物データベース」によると、ヨーロッパカブトエビは 1948 年に日本で初めて確認されており、侵入経路は不明だが、農産物などに付着して非意図的に持ち込まれたと考えられている。カブトエビ一般は、雑草を食べたり、泥を掻き回して雑草の生長を阻害することから「田の草取り虫」とも呼ばれているが、JA みやぎ登米管内において、ヨーロッパカブトエビが何らかの用途を目的として導入されたという記録は存在しない。管内では南方地区での発見ののちに、近年徐々に他地区でもみられるようになってきている。

管内農業者のあいだでは、環境保全米生産の先駆者である南方地区で大量発生していることから、環境が改善されるとカブトエビがやってくるという物語が共有されている。こうした「環境改善→カブトエビの発生」という図式は、その因果関係が明確になっているわけではない⁵⁷。しかし、管内農業者のあいだでは、環境保全米施策に携わる農協職員（その多くは兼業農業者）を含め、カブトエビの到来が環境改善を示すものとして好意的に捉えられている。環境改善とカブトエビの到来とのあいだに科学的因果関係は認められないが、カブトエビは「環境改善の験」として、環境保全米を継続する農業者の楽しみや誇らしさを生み出している。カブトエビの到来が、環境保全米の正当性をより強化しているといえる。

4 減農薬栽培の特殊性

ここまで、JA みやぎ登米ではなぜ環境保全米が地域的に拡大し、高い普及率を保ってきたのかという観点から、環境保全米の初期普及において生産部会がはたした役割や、環境保全米への取り組みを成立させるための柔軟な制度設計、彼らが環境保全米に対して感じている合理性をあきらかにしてきた。JA みやぎ登米では、管内農業者全体で環境保全米に取り組めるよう、基準の緩い C タイプでの普及が目指された。冷害という特殊要因が直接的な契機となって多数の農業者によって取り組まれるようになった C タイプだが、その後 15 年にわたって高い普及率を維持しており、C タイプの新設は普及戦略として一定程度は有効だったといえるだろう。

しかし、そのいっぽうで、「このままの環境保全米でいいのかな」という迷いがみられたように、「完全無農薬」ではない C タイプがどれほど環境保全的であるのかということについては、農業者のあいだでも問われ続けている。なかには、環境保全米にしてからア

⁵⁷ 浜崎健児によるアメリカカブトエビの研究によれば、慣行農法水田にくらべて有機農法水田ではアメリカカブトエビが発生しにくいという研究報告もある（浜崎 1999）。浜崎は、水田を用いた実証実験の結果から、田面水の pH の低さから有機農法水田ではアメリカカブトエビが生存できないのではないかと結論している。浜崎の見解に拠るならば、むしろ有機農法の水田のほうがカブトエビの発生確率は低く、「環境改善→カブトエビの発生」という因果関係は否定されてしまう。

メンボ／トンボが減ったなど、特定の生物が減少しているのではないかという懸念を示す者もみられた。そして、こうした懸念はあながち間違っているともいえない。なぜなら、JA みやぎ登米では、現代の日本を含む先進諸国でのトレンドと同様に、特定の昆虫に悪影響を与えているとして反対運動の対象となっているネオニコチノイド系農薬の使用が継続されている。現代農法が使用農薬の成分数を減らせた背景には、ネオニコチノイド系農薬の強い有効性がある。現状の農業技術、農業構造、農産物価格では、ネオニコチノイド系農薬を使用しない減農薬栽培を広域展開することはできない。

それでは、環境保全米は結局のところ、農薬の不健全さと効率性の隘路から抜け出せないのだろうか。環境保全米は、かつて高畠町の上和田有機米生産組合が自嘲したように、有機農業には取り組めない「二軍」の農業者による、有機農業を矮小化した実践なのだろうか。

本論文の観点からいえば、JA みやぎ登米による環境保全米施策には、減農薬栽培だからこそ発現した特殊な機能がある。その機能とは、慣行栽培や飼料米生産といった環境保全米以外の生産部門での減農薬の達成である。

管内では、環境保全米の大々的な生産の結果として、慣行栽培の圃場まで減農薬化するという副次的効果が現れている。この現象は、「ほんとに（米が）取れるもんだね。土と水なんだべなあ。そんな強くない除草剤でも草出ないしさ…。取れるもんなんだなあって」というような農業者の気付きから引き起こされている。最初は半信半疑で始めた環境保全米であったが、取り組んでいるうちに、県の慣行基準の半分以下の農薬成分数であっても、十分に米作りが可能であるということが学習されていったのである。

このような学習によって、登米では慣行栽培という登録であっても、環境保全米に準ずる基準にまで農薬を減らすという栽培方法が普及している。たとえば迫地区 L 氏は、宮城県の慣行栽培基準である 16 成分の農薬数をすべて使うのではなく、「基本的に最初から 16 成分使おうとしてるんじゃないんで、C タイプのやつちょっとだめだったから 1 剤とか 2 剤余計に使ってるだけ」という「慣行栽培」に取り組む農家が少なくないという。豊里地区 D 氏に取り組む「慣行栽培」も、3 分の 2 は C タイプと同一基準、残りは C タイプから除草剤を 1 剤足したものであった。米山地区のしょうたさんの「慣行栽培」も環境保全米として登録していないだけで、栽培過程は環境保全米と同一だった。また、畜産農家の多い登米では、転作作物として飼料米の栽培が近年増加しており、この飼料米も C タイプと同基準で栽培しているという農家が存在する。南方地区 T 氏によると、飼料米のほうが食味やカメムシの被害などを気にしなくてよいから、むしろコスト削減手法として環境保全米の基準でやってしまった方が効率的だという。

着目すべきは、このような学習効果は、有機農業ではなく減農薬栽培だからこそ生まれたという点である。有機農業は圧倒的な労働量を伴ってくるため、その基準を慣行栽培に適用しようというような考えは生まれにくい。しかし登米の場合、その柔軟な制度設計に

よって、環境保全米 C タイプの基準がこの地域で無理なく米作りができる農薬量と合致している。そのため、C タイプを慣行栽培の基準としても適用し、そこから圃場の状況に合わせて農薬を追加していくという選択がとられている。不必要な量の農薬は農家にとっては削減すべきコストでもある。たとえば、農協職員である兼業農家 H 氏の場合、C タイプに切り替えたことで、農薬の直接経費は 10a あたりで 15%程度削減できたという（環境保全米の経費的側面については次章で詳述）。結果的に、環境保全米は当該地域における農薬の「適量」について、農業者に問い直しを迫る存在となったのである。

5 小括

JA みやぎ登米の環境保全米施策は、環境保全米運動に携わっていた F 氏が組合長に着任し、環境保全米 C タイプによる管内全体での統一した米作りの方針を掲げたところから始まった。組合長の発案は稲作連絡協議会を通じて各町域の生産部会へと伝わり、生産部会内での話し合いをもとに部会員が地域に先行して環境保全米に取り組み始めた。こうした集合的決定によって、初期の動員が確保されていた。農協の施策に対して各人が個人的に採用／非採用を判断していたのではなく、稲作連絡協議会や生産部会といった農業者組織によって集合的な意思決定がおこなわれていたということが、本事例を農業技術の普及論的観点からみたまの重要な知見のひとつである。農業者は、農薬を減らす農法に抵抗感を感じていたが、集荷および出荷を担当する農協の施策であるという安心感や、部会でのまとまったとりくみであるという意識から、環境保全米の採用を決断した。

農協は、管内全体での施策として機能するよう、基準の緩い環境保全米 C タイプでの取り組みを奨励した。くわえて、施策に柔軟性をもたせ、単年単位での採用・取りやめを可能とした。大規模農業者は、転作や慣行栽培用の品種と合わせてローテーション技術を編み出し、環境保全米の効率的な継続を図っていた。しかし、現行の環境保全米の基準では、大規模農業者ほど畦の除草作業の負担を重く感じており、認証元である環境保全米ネットワークに対してより取り組みやすい基準への改定を求めている。こうした効率性を追究した改定要請ではあるものの、農業者は水田周辺に棲む生きものへ配慮した除草剤の利用方法を主体的に考案してもいる。

農業者は、環境保全米に対してさまざまな合理性を感じていた。販売戦略のひとつとして環境保全米に取り組んでいる者、経済合理性にはあまり重きをおかずに価値合理的な実践として環境保全米に取り組んでいる者の双方が存在し、ふたつの合理性を並立的に語る者も存在する。環境保全米では、経済合理性と環境合理性がトレードオフではなく、一定程度共存しているということが明らかとなった。いっぽうで、完全無農薬の有機農業には取り組めないという確かな現状認識も存在していた。有機農業に取り組んでいる者は、環境保全米施策が始まる前から有機農業に取り組んでいた気鋭な農業者にかぎられ、環境保全米 C タイプから有機農業へと参入する例は、ほとんどみられなかった。

しかし、有機農業は選択しない／できないとする農業者が、まったく環境配慮意識をもたないというわけではない。彼らはできる範囲でなるべく農薬を減らしたいと考えており、農薬に対してある種の不健全さを抱えている。環境保全米は、こうした農業者によるできる範囲での自省的な取り組みという意味付けをもっている。彼らの一部は、環境保全米の圃場に出現する水生生物を「環境改善の験」として受け止めており、「験」の顕出を待ち望んでいる。こうした田んぼの生物相の変化が、環境保全米の正当性をより強化していた。

環境保全米は農薬を使用しているため真に環境保全的とは言い切れないが、減農薬栽培だからこそ、地域の「慣行基準」の正当性を揺るがせ、慣行栽培や飼料米といった他部門での減農薬も達成していた。こうした機能は、有機農業とは異なった減農薬栽培の特殊性といえる。

第5章 「弱い個人」の属性的傾向および参入と継続要因

1 回答者の基本的属性

本章は、質的調査によって得られた知見（第4章）をもとに、2017年2月に生産部会員に対して実施したアンケート調査の分析結果である。アンケート調査は、各町域支店の生産部会担当職員を通じて配布し、有効回答数81、回収率25.9%だった。ここでは最初に属性の記述統計量を確認する。

まず、JAみやぎ登米正組合員の統計データ⁵⁸および農業センサスから、回答者と回答者の母集団である登米地域の農業者を比較し、回答者の特徴を確認しておこう。

回答者の性別は男性に大きく偏っており、女性は有効回答77名中4名のみであった。JAみやぎ登米正組合員の男女比率は男性80%、女性20%であるため、回答者の方がより男性比率が高い。年齢では、JAみやぎ登米正組合員の統計データと本調査とで年齢層の区切り方が異なっていたため正確な比較はできなかったが、JAみやぎ登米正組合員では49歳以下が7%であるのに対し、回答者では20%を占めていた⁵⁹。また、JAみやぎ登米正組合員では75歳以上が15%を占めているのに対し、回答者では70歳以上という区切り方でも11%にとどまっている。以上から、回答者のほうがより若い農業従事者に偏っているといえる。

家計に占める農業収入の割合を尋ねた農業収入割合では、有効回答の77%が農業収入割合が家計の半分以上を占めると回答している。2015年農業センサス⁶⁰によれば、登米市では農業収入割合が家計の半分以上を占める農業従事者の割合は35%⁶¹であるため、回答者の方がより農業収入に依存しているといえる⁶²。最終学歴の項目では、有効回答77名中59名が高校・専修学校・専門学校を選択しているが、学歴に関する母集団の統計データは存在しないため、比較はおこなっていない。

⁵⁸ 全国農業協同組合中央会と宮城県農業協同組合中央会によって実施された「JAみやぎ登米組合員アンケート調査」（2017年9月）より。

⁵⁹ 本調査では、年齢層を10年ごとに区切っていたが、統計データでは～49歳、50歳～64歳、65歳～74歳、75歳以上といった15年ごとの区切り方になっていた。そのため、正確な比較は49歳以下でしかおこなえなかった。

⁶⁰ 登米市に含まれる旧津山町がJAみやぎ登米の管轄地域ではないため正確な母集団とはいえないが、母集団に最も近い統計データであるため、これを利用した。

⁶¹ 専業農家と第1種兼業農家の回答を足し合わせた比率である。

⁶² 農業収入割合については、JAの統計では調査されていなかったため、2015年農業センサスと比較することで、回答者の偏りの程度を確認した。

表 5-1 属性等の記述統計量

	最小値	最大値	平均値	標準偏差	n
性別※1	1	2	1.05	0.221	77
年齢※2	2	6	4.43	1.021	77
農業従事年数※3	1	7	4.63	1.46	76
農業収入割合※4	1	4	3.08	1.095	77
最終学歴※5	1	4	2.14	0.615	77
総耕作面積※6	3	180	52.35	42.377	79
慣行耕作面積	0	110	5.04	15.934	70
Cタイプ耕作面積	0	180	35.37	39.533	71
Bタイプ耕作面積	0	76	3.9	12.393	72
Aタイプ耕作面積	0	113	5.4	18.651	72
少農薬耕作面積	0	80	3.64	12.91	72

※1 男性=1、女性=2

※2 ~29歳=1、30~39歳=2、40~49歳=3、50~59歳=4、60~69歳=5、70~79歳=6、80歳以上=7

※3 5年以下=1、5~10年=2、10~20年=3、20~30年=4、30~40年=5、40~50年=6、51年以上=7

※4 全収入の4分の1以下が農業=1、全収入の半分以下~4分の1が農業=2、全収入の半分以上が農業=3、全収入の4分の3以上が農業=4

※5 中学校=1、高校・専修学校・専門学校=2、短期大学・高等専門学校=3、大学・大学院=4、その他の旧制学校=5

※6 各面積の単位は反、総面積が300反を越す2名（うち1名は生産組合としての回答）は外れ値として除外。

つぎに、総面積の項目（300反以上と極端に耕作面積が大きかった2名は外れ値として除外）では、最小面積が3反、最大面積が180反とバラつきが大きく、平均値は52.3反（≒5.23ha）であった。ここでも農業センサスと比較すると、登米市において5ha以上の経営面積を持つ農業経営体⁶³は4%にすぎないが、回答者は主食米の耕作面積のみで平均5haを超えているため、登米市内でも4%以内の大規模経営体に位置付けられる。

母集団との比較の結果、回答者の方が男性が多く、49歳以下という農業従事者としては若年層にあたる者が多く、農業収入への依存度が高く、耕作面積が大きいという特徴をもつことがわかった。

各生産タイプ別耕作面積では、Cタイプの耕作面積が最大値、平均値ともに最大だった。慣行栽培の耕作面積は有効回答70名中56名が面積0と回答しており、回答者の中には慣行栽培に取り組んでいない者が多数存在することが明らかとなった。また、Cタイプに取り組んでいない者も有効回答71名のうち15名存在していた。こうした慣行栽培やCタイプに取り組んでいない者は、技術的により難しいBタイプ（有効回答72名中12名）やAタイプ（有効回答72名中12名10名）、少農薬栽培（有効回答72名中7名）に従事している。なお、少農薬栽培とはJAみやぎ登米単位での取り組みではな

⁶³ 農業経営体には、農家のような個人経営体と生産組合や法人のような組織経営体の双方が含まれる。

く、南方地区が個別に大手外食チェーンと契約栽培をおこなっている生産タイプである。JA みやぎ登米単位での取り組みではないため、配布した調査票には少農薬栽培の回答欄は設けなかったが、複数名が加筆していたため記述統計量欄に記した。

2 環境保全米を始めたきっかけ

環境保全米を始めたきっかけについて、質的調査で得られた知見は、①稲作連絡協議会（部会長と部会員 2 名が出席）に農協が声がけし、部会長による情報伝達を経て部会員は環境保全米に取り組み始めた、②初期の普及にはこうした伝達経路を用いていたため、部会員は普及の特殊要因である冷害に先んじて環境保全米に取り組み始めていた、の 2 点である。

表 5-2 環境保全米を始めたきっかけ（複数回答）

環境保全米を始めたきっかけ	%	n
農協からの声がけがあったから	37.0	30
部会内での話し合いの結果に従ったから	33.3	27
加算金が魅力的だと思ったから	18.5	15
環境保全米が冷害に強い事を知ったから	9.9	8
まわりの農家が始めていたから	13.6	11
コスト削減として農薬を減らしたかったから	33.3	27
登米のブランド米として位置付けたかったから	39.5	32
田んぼの生きものが減っている気がしたから	23.5	19
親から継いだから	16.0	13
その他	6.2	5

表 5-2 は環境保全米を始めたきっかけを複数回答にて尋ねた結果である。「農協からの声がけがあったから」「部会内での話し合いの結果に従ったから」「コスト削減として農薬を減らしたかったから」「登米のブランド米として位置づけたかったから」の 4 項目が 30%以上の回答を集めている。特に、「部会内での話し合いの結果に従ったから」という回答は、生産部会での意思決定が一定程度の拘束力を持っていたことを示している。なお、「コスト削減として農薬を減らしたかったから」という回答が多かったものの、後述する項目で、主観的にそこまで費用は変化しなかったという結果が得られている。「環境保全米が冷害に強い事を知ったから」や「まわりの農家が始めていたから」という回答が相対的に少数であるのは、部会員が冷害によって地域の農業者が一斉に環境保全米を採用する前から環境保全米に取り組んでいた層であることを示しており、彼らの先進的な実践があったからこそ、冷害へのリスク管理といった理由付けを含めて、地域の多数の農業者へと環境保全米が普及していったのだと考えられる。

環境保全米をはじめたきっかけのうち、「農協の声がけがあったから」「部会内での話し合いに従ったから」「まわりの農家が始めていたから」「親から継いだから」の 4 つは、環境保全米を始めるに至った経緯を尋ねた項目である。この 4 つをフローチャートの形式にまとめたものが、図 5-1 である。81 の回答のうち、農協からの声がけのみによって環境保全米を始めたという回答は 18 件だった。部会の話し合いのみ、もしくは部会と農

協によって始めたとする回答は、合計で 24 件あった。また、まわりの農家のみ、親のみの回答はそれぞれ 5 件と 9 件だった。以上から、環境保全米は農協の施策として始められたが、農協の声がけのみによって始めた者はどちらかというといふと少数であり、多くの者は農協の声がけ以外の集会的要因によっても環境保全米の生産意向を喚起されていたといえる。

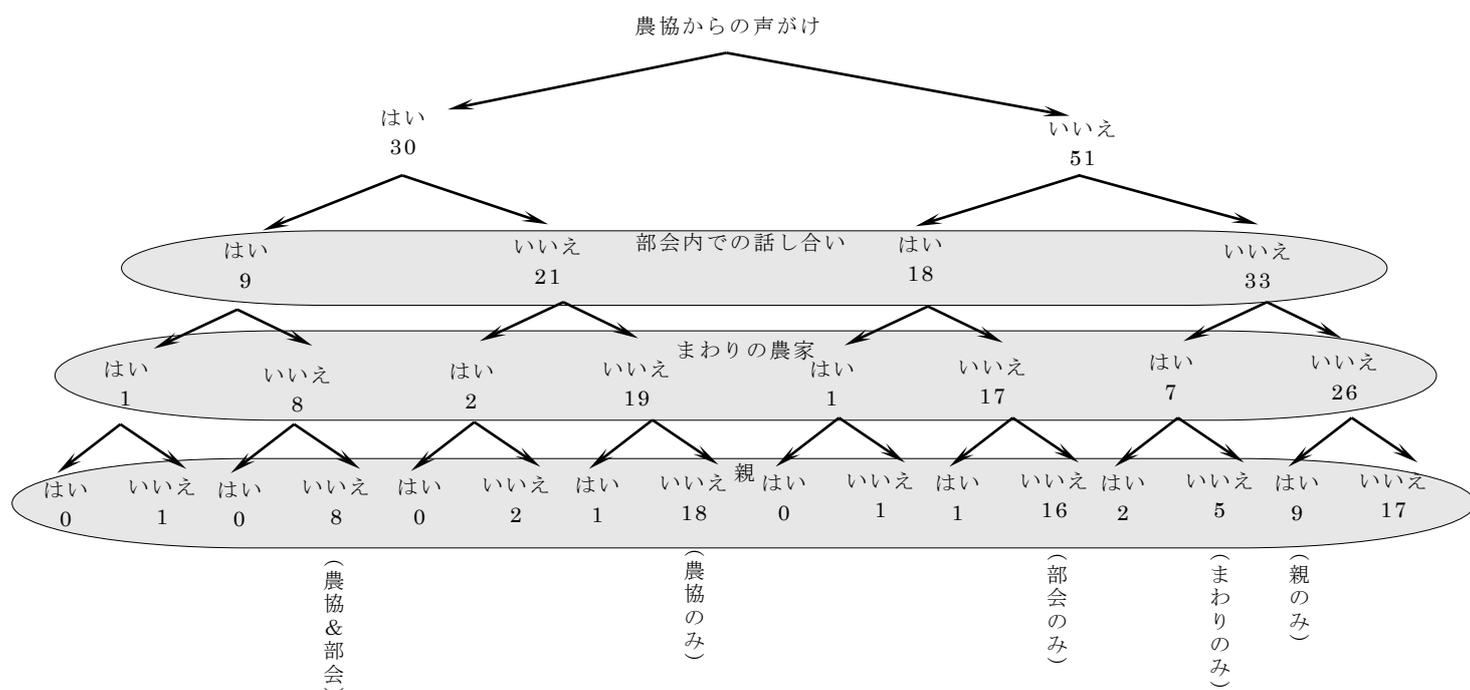


図 5-1 環境保全米を始めた経緯

3 環境保全米の継続動機

つぎに、どのような動機によって環境保全米が継続されているのかをみてみよう。まず、JA の環境保全米施策への満足度は比較的高く（表 5-3）、多数の者が今後も環境保全米を継続しようと考えていることがわかった（表 5-4）。生産タイプ別の今後の意向については 80.3%が「現状維持」としており、現段階では現状の生産規模・生産タイプが合理的だと判断されていることがわかった（表 5-5）。

表 5-6 は環境保全米の継続動機の平均値、標準偏差、度数の単純集計である。継続動機は、最小値 1（「思わない」）から最大値 4（「そう思う」）の 4 件法で尋ねた。「消費者へのアピールとなるから」「消費者に安全な米を提供したいから」の 2 項目はどちらも平均値が高くバラつきが小さいため、「消費者」というキーワードが集団全体でのひとつの共通目標となっていることがわかる。いっぽうで、「地域の多数の農家がやっているから」「コスト削減につながるから」といった項目は比較的バラつきが大きく、集団内で意見が分かれていることがわかる。

コスト削減手法としての環境保全米の妥当性について、環境保全米 C タイプに転換したことで、10a あたりどれくらい農薬・肥料の費用が軽減されたかを尋ねたところ、農薬の費用は変わらないもしくは減ったと感じている回答が多いが、肥料の費用は変わらないかむしろ増えたと感じている回答が多く、費用の総額としては変わらないか、むしろ増えたという回答しかない。

農薬の使用成分数が減ったにもかかわらず農薬の費用を「増えた」と感じる回答が存在するのは、環境保全米用の農薬が比較的高額であるためだと考えられる。第 4 章でもふれたように、環境保全米では使用成分数を減らすため、より持続性の高いネオニコチノイド系農薬が選定されている。こうした高性能の農薬ほど値段も高くなるため、使用成分数が半減したからといって農薬にかかる費用が単純に半額とな

るわけではない。また、環境保全米の肥料体系では、無機質の化学合成肥料の投入量を減らす分、堆肥など有機質肥料の投入量が増えるが、一般的に有機質肥料のほうが無機質肥料よりも高額であるため、肥料の費用は慣行栽培よりも高額となる。こうした事情により、農薬・肥料の費用の総額は、慣行栽培とくらべて「変わらない」か「増えた」と回答した人が多かったと考えられる。すなわち、環境保全米への転換によって、費用コストは削減されていないといえる。

それでもコスト削減手法として環境保全米を評価する回答が一定数存在したのは、労働コストの削減への評価であると考えられる。環境保全米では慣行栽培に比べて農薬の投入回数が減るため、労働コストは削減されている。費用コストと労働コストのどちらをより「コスト」として重視するかは個人の価値判断となるため、コスト削減手法としての環境保全米への評価はバラつきが大きかったと考えられる。

表 5-3 農協の環境保全米施策への満足度

	%	n
大変満足	8.6	7
おおむね満足	46.9	38
普通	34.6	28
あまり満足していない	6.2	5
全く満足していない	2.5	2
わからない	0.0	0

表 5-4 今後の継続意欲

	%	n
継続したい	84.4	65
縮小したい	5.2	4
辞めたい	1.3	1
継続したいが、縮小・辞めなければならない	1.3	1
縮小・辞めたいが、継続しなければならない	2.6	2
わからない	5.2	4

表 5-5 生産タイプ別の意向

	%	n
現状維持	80.3	61
Aタイプを増やしたい	3.9	3
Bタイプを増やしたい	6.2	4
Cタイプを増やしたい	6.2	4
未定	2.6	2

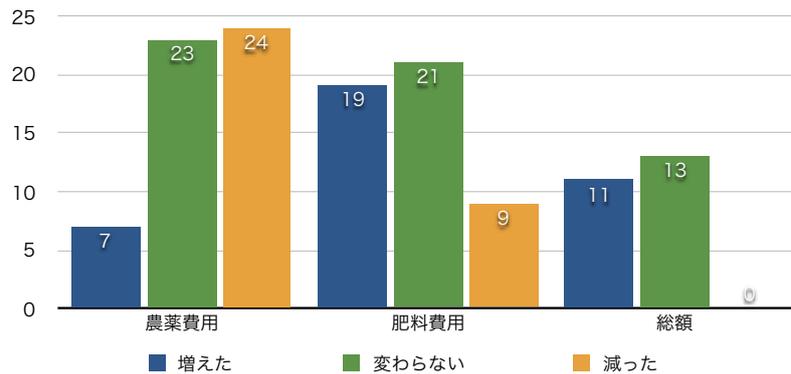


図 5-2 環境保全米に転換した際の費用の推移

つぎに、継続動機について因子分析をおこなったところ、3つの因子が抽出された（表5-7）。第1因子には「消費者に安全な米を提供したいから」「田んぼの生き物に配慮できるから」「消費者へのアピールとなるから」「農薬の使いすぎには抵抗感があるから」といった価値合理的な項目が高いいっぽう、「コスト削減につながるから」「加算金がもらえるから」といった利益追求に着目した項目は低い。さらに、「他産地より難しい米作りを行っているという自負があるから」といった項目も高く、環境保全米に対する自負心がみられる。以上から、第1因子は減農薬栽培である環境保全米に自負心を持ち、かつ経済合理的側面についてはある程度看過している価値意識を反映しているため、これを価値合理的な「有機農業運動因子」と呼ぶ。

つづいて、第2因子には「比較的簡単に取り組む事ができるから」「コスト削減につながるから」「加算金がもらえるから」「自分や家族の健康を守ることができるから」といった4項目が該当した。

これらの項目は、経済合理的な動機や自分・家族の健康を守るといった動機が含まれているため、自己利益を追求する価値意識がうかがえる。くわえて、環境保全米生産への自負心を尋ねた項目はマイナスの数値を示している。以上より、第2因子は自己利益を追求するために環境保全米を利用し、かつ価値合理的な価値合理性をもたないため、これを「自己利益」因子と呼ぶ。

さいごに、第3因子には「農協の施策だから」「地域の多数の農家がやっているから」「辞める理由がないから」の3項目が該当した。これらの項目は、第1因子や第2因子とは異なり、環境保全米になんらかの機能を期待しているわけではなく、周囲との関係性のなかで環境保全米の継続を選択している。すなわち、個人の利益/コストの配分による個人的な合理的選択としてではなく、集団に所属する個人として、環境保全米の生産が選択されたといえる。以上から、第3因子を「地縁因子」とする。さらに、3つの因子間の相関を調べたところ、第1因子と第2因子との間に相関関係がみとめられた（0.515）。

表 5-6 因子分析の単純集計

	平均値	標準偏差	n
消費者へのアピールとなるから	3.7	0.551	67
田んぼの生き物に配慮できるから	3.54	0.636	67
地域の多数の農家がやっているから	2.97	1	67
比較的簡単に取り組むことができるから	3.16	0.898	67
加算金がもらえるから	3.24	0.761	67
農薬の使いすぎには抵抗感があるから	3.51	0.704	67
農協の施策だから	2.78	0.982	67
コスト削減につながるから	2.9	1.017	67
自分や家族の健康を守ることができるから	3.4	0.76	67
消費者に安全な米を提供したいから	3.76	0.43	67
他産地より難しい米作りを行っているという自負があるから	2.84	0.828	67
特に辞める理由がないから	3.18	0.903	67

表 5-7 環境保全米の継続動機の因子分析

	I	II	III	共通性
消費者に安全な米を提供したいから	.747	-.112	.041	0.408
田んぼの生き物に配慮できるから	.683	.133	-.010	0.451
消費者へのアピールとなるから	.561	.050	.001	0.513
他産地より難しい米作りを行っているという自負があるから	.518	-.224	.340	0.44
農薬の使いすぎには抵抗感があるから	.414	.272	-.120	0.478
比較的簡単に取り組む事ができるから	-.041	.707	.019	0.284
コスト削減につながるから	-.052	.692	.119	0.339
加算金がもらえるから	.060	.632	.119	0.515
自分や家族の健康を守ることができるから	.385	.464	-.194	0.456
農協の施策だから	-.018	-.032	.610	0.411
地域の多数の農家がやっているから	-.123	.311	.570	0.27
辞める理由がないから	.154	.058	.522	0.354
固有値	3.643	1.654	1.384	
寄与率 (%)	30.355	13.784	11.531	
因子間相関	I	II	III	
	I	-.	.157	
		II	-.	.277

因子抽出法: 主因子法

回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

4 「強い個人」と「弱い個人」の分類

因子分析によって得た 3 つの因子得点をもとにクラスタ分析をおこなったところ、回答者は大きく分けて 3 つのクラスタに分類された。この 3 つのクラスタの傾向を各得点の平均値の違いによって図示したのが図 5-3 である。第 1 クラスタは、有機農業運動得

点および自己利益得点在中程度に高く、いっぽうで地縁得点は低い。こうした傾向から、第 1 クラスには主体的に環境保全米へ取り組んでいる層が当てはまると考え、これを「目的志向型」と名付けた。つぎに、第 2 クラスは、有機農業運動得点と自己利益得点が低く、その代わりに地縁得点が相対的に高い。こうした傾向から、第 2 クラスには環境保全米に対して主体的な動機づけはないものの、周囲との関係性から継続している層が当てはまると考えられる。以上より、第 2 クラスを「他律型」と名付けた。さいごに、第 3 クラスはすべての得点の平均値が高い傾向にある。彼らは目的志向も地縁的な継続意思も持ち合わせていることから、「全肯定型」と名付けた。

ここで得られた 3 つのクラスと有機農業に対する意欲を尋ねた項目⁶⁴とのクロス集計をおこなったところ、 χ^2 値は有意ではなかったが、目的志向型では「取組あり」、他律型では「意欲なし」、全肯定型では「意欲あり」がもっとも多い結果となった (χ^2 値 = 11.711、自由度 4、 $p = .020$)。目的志向型は、有機農業に取り組んでいる者が多く、環境配慮型農法に対してもっとも積極性があるといえる。反対に、他律型は有機農業へ取組意欲を持っていないと明確に意思表示しているが、「目的志向型」と「他律型」はどちらも明確な意思表示をおこなっているという点では共通している。いっぽう、「全肯定型」は、現状では有機農業に取り組んでいないが、なんらかの条件付きで有機農業への意欲を示している。有機農業をやりたくないわけではないが、実行するには至っていないという態度は、「目的志向型」と「他律型」に比べると、意思決定や意思表出の態度が弱いといえる。

環境保全米を始めたきっかけの各項目について、クラス別にクロス集計をおこなったところ、「農協からの声かけがあったから」(χ^2 値 = 6.855、自由度 2、 $p = .032$) と「親から継いだ」(χ^2 値 = 8.118、自由度 2、 $p = .017$) の 2 項目において有意差がみられた。どちらの項目も、他律型において相対的に回答数が多く、他律型に対しては農協からの声かけや親世代からの継承といった参入要因の影響が大きいことがわかった。

「強い個人」と「弱い個人」の属性的な傾向をあきらかにするために、総面積、農業従事年数、農業収入割合の 3 項目を用いてクラスカル・ウォリス検定をおこなった (図 5-2)⁶⁵。この検定結果の χ^2 値および多重比較の結果が、表 5-5 である⁶⁶。

⁶⁴ 有機農業への取り組み意欲について、「現在取り組んでいる」を「取組あり」とし、「今後取り組みたい」、「誰かに誘われたら取り組みたい」、「取り組みたいが自分には難しい」、「コスト採算が合えば取り組みたい」の回答をまとめ、「意欲あり」とした。また、「取り組みたいとは思わない」を「意欲なし」として、3 組と 3×3 のクロス集計をおこなった。

⁶⁵ 3 項目のうちの一つが等分散性の検定をクリアしなかったため、順位を比較するノンパラメトリックな手法を採用した。



図 5-3 クラスタ分析による 3 つの型の平均値の差

まず総面積では、目的志向型（表内では「1 組」と記載）と全肯定型（表内では「3 組」と記載）との間に有意な差がみられた。目的志向型と他律型、他律型と全肯定型とのあいだには有意差はなかったが、他律型の平均順位は目的志向型により近く、目的志向型と他律型はどちらも相対的に大規模農業者であり、全肯定型は小規模農業者だとわかる。

つぎに、農業従事年数では、全肯定型と他律型（表内では「2 組」と記載）との間に有意な差がみられ、他律型の方が全肯定型に比べ、農業従事年数が低いということがわかった。目的志向型と他律型との間には有意な差がみられなかったが、全肯定型と目的志向型の農業従事年数は同程度であるため、他律型に若年層が集中しているといえる。また、分散分析では有意差がみられなかったものの、農業従事年数を 20 年以下、20 年以上 40 年以下、40 年以上と 3 分割してクロス集計をおこなったところ、他律型に 20 年以下の層が有意に多い (χ^2 値=10.507、自由度 4、 $p=.033$) こともわかっている。このことから、他律型には、農協による環境保全米施策が地域に一定程度定着した後から農業に従事し始めた者が多いといえる。

さいごに、農業収入割合では、目的志向型と全肯定型との間に有意な差がみられ、目的志向型の方が全肯定型よりも家計に占める農業収入割合が高い、つまり農業収入への依存度が高いということがわかった。目的志向型と他律型および他律型と全肯定型との間には、有意差はみられなかったものの、全肯定型の農業収入割合がもっとも低い結果となっている。

⁶⁶ 多重比較では、マン・ホイットニー検定をおこなった後に、検定の多重性をボンフェローニ法にて修正した。

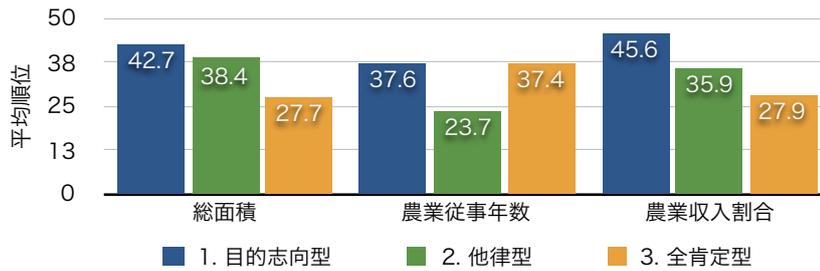


図 5-4 3つの型の総面積、農業従事年数、農業収入割合の比較

表 5-8 多重比較の結果

	χ^2 値	多重比較
総面積	7.312*	1組>3組
農業従事年数	7.429*	3組>2組
農業収入割合	9.782**	1組>3組

**p<.01 *p<.05；自由度はいずれも2

続いて、「不満度」「工夫度」「環境意識変容度」という3項目を用意し、3組の分散分析をおこなった（図 5-4）。不満度は、「JA の環境保全米について、不満に思うことはありますか」という複数回答の項目を0点（「とくにない」のみ）～8点（「とくにない」以外すべてを回答）で点数化した（単純集計は表 5-9 に記載）。工夫度は、「環境保全米の生産を始めてから行うようになった工夫」という複数回答の項目を0点（「とくにない」のみ）～6点（「とくにない」以外すべてを回答）で点数化した（単純集計は表 5-10 に記載）。環境意識変容度は、複数回答にて「環境保全米の生産を始めてから自分自身が変わったなと思う点がありますか」という複数回答の項目のうち、「以前より消費者の健康を気にかけるようになった」、「以前より田んぼの生き物の事を気にかけるようになった」、「以前より身近な環境問題を気にかけるようになった」、「以前より地球規模での環境問題（地球温暖化や生物多様性など）を気にかけるようになった」の4項目を0点～4点で点数化した（各回答の単純集計は表 5-11 に記載）。分散分析のF値と多重比較の結果は、表 5-9 にまとめた。多重比較には Tukey の HSD 法を使用し、有意水準は5%とした。

表 5-9 環境保全米への不満（複数回答）

	%	n
圃場内の除草作業が多い	24.7	20
畦畔の除草作業が多い	19.8	16
窒素不足になりやすい	6.2	5
病虫害が多い	10.3	14
病虫害のリスクが高い	32.1	26
加算金が少ない	29.6	24
売れ行きがよくない	11.1	9
とくにない	25.9	21

表 5-10 環境保全米を始めてから工夫している点（複数回答）

	%	n
雑草を抑制するため、深水管理に気を配る	61.6	49
化学肥料への依存度を下げ、入念な土作りをする	43.8	35
除草剤の効きを良くするため、水もちしやすい圃場を作る	78.8	63
雑草が増えてきた圃場は慣行栽培に戻し、次年度以降に環境保全米を再開する	25.0	20
環境保全米と慣行栽培や転作作物をローテーションさせ、雑草を抑制する	8.8	7
特になし	10.0	8
その他	0.0	0

表 5-11 環境保全米を始めてから自身が変わったなと思う点（複数回答）

	%	n
以前より田んぼの状態を気にかけるようになった	73.8	59
以前より自分や家族の健康を気にかけるようになった	31.3	25
以前より消費者の健康を気にかけるようになった	33.8	27
以前より米の売れ行きを気にかけるようになった	35.0	28
以前より田んぼの生き物を気にかけるようになった	60.0	48
以前より身近な地域の環境問題を気にかけるようになった	42.5	34
以前より地球環境問題を気にかけるようになった	22.5	18
環境保全米しか生産した事がないためわからない	7.5	6
とくに変わった点はない	11.3	9

まず、不満度では、他律型と全肯定型とのあいだで有意差がみられた。いっぽう、目的志向型と他律型では後者がやや高いが、全肯定型と比較したばあい、その差はほとんどないといえる。つぎに、工夫度では、目的志向型が他律型とも全肯定型とも有意に差があることがわかった。目的志向型は、積極的な継続動機である 2 つの因子得点が高く、消極的な継続動機は低い。そのため、他の 2 つのクラスタにくらべて工夫度が高いのは因子得点の配分とも矛盾しない結果であるといえる。さいごに、環境意識変容度は、全肯定型が他律型に比べて有意に高かった。目的志向型と他律型の環境意識変容度には有意差はみられていないが、平均値で 2 倍弱の違いがみられていることを指摘しておく。

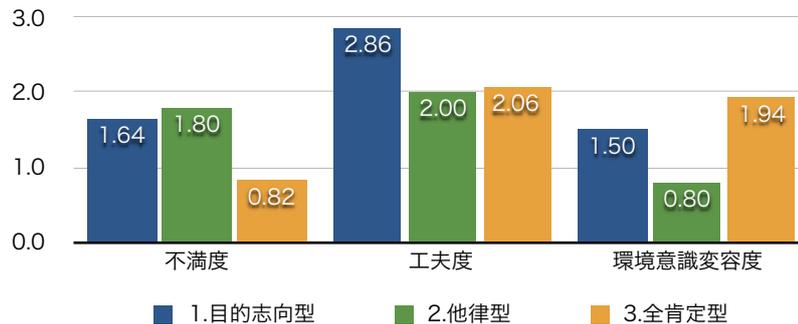


図 5-5 3つの型の不満度・工夫度・環境意識変容度

表 5-12 多重比較の結果

	F値	多重比較
不満度	3.19*	2組>3組
工夫度	3.65*	1組>2組, 1組>3組
環境意識変容度	4.438**	3組>2組

**p<.01 *p<.05; 自由度はいずれも2

3つのクラスタの特徴をまとめると、次のようになる(表 5-13)。目的志向型は、総面積・農業従事年数・農業収入割合といった属性的数値がすべて相対的に高く、農業従事年数が比較的長い大規模な専業農業者であるといえる。彼らは、有機農業運動を牽引した農業者がそうであったように、環境保全米に対して環境配慮意識や米作りへの自負といった価値合理的な志向性を持っており、有機農業への取り組み意欲がもっとも高い。こうした価値合理性にくわえ、環境保全米によって自分や家族の健康を守りたい、経済的利益を得たいという自己利益への志向性も持ち合わせている。そのため、地縁のように消極的な選択の結果として環境保全米を継続しているという意識は弱い。すなわち、目的志向型は3つの類型の中で最も主体的に環境保全米を生産している層だといえる。こうした考察は、目的志向型の工夫度がもっとも高いという点からも裏付けられる。

つぎに他律型は、総面積では目的志向型と目立った差はなく、大規模農業者であるといえる。農業収入割合は、目的志向型と比べればやや兼業に近いといえるが、それでも専業から第1種兼業農家のあいだに位置づけられる。農業従事年数では、他の類型とのあいだにもっとも顕著な差がみられており、跡継ぎ世代が多く含まれていることがわかる。そのため、主体的に環境保全米の導入に踏み切ったわけではないが、地域内での関係性や親から継いだという経路依存性から、環境保全米を継続しているという受容的な態度が想定される。他律型では、他の2つのクラスタにくらべて環境意識変容度が低い、これは

表 5-13 3つの型の特徴

		目的志向型 「強い個人」	他律型 「弱い個人」	全肯定型
有機農業への取り組み意欲		高	低	中
得点別特徴 (因子得点)	有機農業運動得点	0.2524	-0.9302	0.513
	自己利益得点	-0.1034	-0.9085	0.6496
	地縁得点	-1.1502	-0.0723	0.5362
属性別特徴 (平均順位)	総面積	42.7	38.4	27.7
	農業従事年数	37.6	23.7	37.4
	農業収入割合	45.6	35.9	27.9
傾向別特徴 (平均値)	不満度	1.64	1.80	0.82
	工夫度	2.86	2.00	2.06
	環境意識変容度	1.50	0.80	1.94
n		14	22	33

跡継ぎ世代が多いため、環境保全米の生産がどれほど環境改善に影響を与えているのかという実感が得られにくいからだと考えられる。こうした傾向からも、主体的に取り組んでいるというよりは周囲との関係性から環境保全米を消極的に受容している態度がうかがえる。

全肯定型は、農業従事年数は長い、どちらかという総面積は小さく、農業収入割合も低い。このことから、農業従事年数の長い小規模兼業農業者であると考えられる。彼らは、有機農業運動的な価値合理性や道具的な経済合理性、地縁的な関わりといった3つすべての動機に対し、肯定的な回答をしている。価値合理性や経済合理性にもとづいた環境保全米の採用は何かしらの利益を求めた結果であるが、地縁的な関わりにもとづく採用は、環境保全米から利益が得られるという認識はないものの、周囲との関係性から環境保全米を受容した結果といえる。そのため、本来であれば、価値合理性や経済合理性といった積極的な選択と地縁的な関わりといった消極的な受容態度は反比例するはずである。しかし、全肯定型においてはこれらの動機がすべて肯定されており、目的志向型や他律型で得られた結果と矛盾が生じている。

したがって、全肯定型は自己の選好に対する明確な基準をもたない「弱い個人」であると考えられる。いっぽう、積極的な選択や消極的な受容態度のように、環境保全米への態度の強弱とは別に、自己の選好に対する明確な基準をもって回答している目的志向型および他律型は「強い個人」であるといえる。「弱い個人」である全肯定型の特徴は、不満度がもっとも低く、環境意識変容度がもっとも高かった点である。不満度が低い理由は、自

己のうちに強い選好の基準をもたないため、現状の環境保全米に対する批判的な態度も醸成されないからだと考えられる。また、環境意識変容度がもっとも高いのは、環境意識が変容したと答えるべきだと考えた結果であると考えられる。すなわち、自己の経験や実感と照らし合わせたというよりも、こうあるべきだという役割を意識した回答結果である可能性がある。この全肯定型は、3つのタイプのなかでは人数がもっとも多く、回答者のほぼ半数を占めている。

3つのタイプの特徴を整理したうえで、次のようなことが予想できる。前述のように、農協による環境保全米施策が始まってから、すでに15年が経過している。とはいえ、生産部会には環境保全米施策が始まった2003年以前からの構成員が在籍し続けており⁶⁷、質的調査の対象者も、その多くは環境保全米を始めた第一世代であった。第一世代である彼らは、農協の積極的なサポートがあったといえど、自ら環境保全米の導入に踏み切った人びとであり、長年培ってきた生産体系をある程度の覚悟をもって転換させた人びとである。その経緯には相当の勇気や決断が必要だったというのは、第4章でみたとおりである。

しかし、今後は世代交代が進み、本調査で「他律型」に分類したような第二世代が増加してくる。彼らは環境保全米を引き継いでいる（現状、環境保全米作付面積比率に目立った減少はみられない）が、勇気を持って環境保全米に踏み切った第一世代と比べると、環境保全米へ積極的に関わろうとするコミットメントの意識が希薄化しているといえる。そのため、第二世代において、第一世代と比べると環境保全米のために工夫しようという意識が減退していたり、環境意識の向上がみられなかったりするのには、ある種当然のことだといえる。将来的に起こりえるのは、第二世代への継承が進み、環境保全米に取り組んでいることが当たり前と感じられる環境保全米の〈与件化〉が進行することで環境保全米への不満だけが相対的に高まり、慣行栽培への揺り戻しが始まるという事態である。この点については、今後の継続的な調査が求められる。

5 小括

本章では、環境保全米施策に参入している「弱い個人」の存在をあきらかにしてきた。因子得点によるクラスタ分析によって得られた3つのクラスタのうち、有機農業運動得点や自己利益得点といった積極的な継続を示す因子点数が高く、地縁得点といった消極的な因子点数が低かったクラスタを「目的志向型」とした。反対に、積極的継続にあたる得

⁶⁷ 以前は40代後半で「卒業」するのが一般的だったが、現在はあたらしい世代がほとんど入ってこなくなったため、2003年当時の部会員の多くがそのまま残っている。農業の高齢化とともに、生産部会の高齢化も着実に進行している。

点が低く、消極的継続の得点が高かったクラスタを「他律型」とした。彼らは、環境保全米を積極的に選択しているか消極的に選択しているかという違いはあるものの、環境保全米に対して明確な意思表示をしており、自己の選好の基準をもっている「強い個人」であると考えられる。いっぽう、すべての因子得点が高かった「全肯定型」は、自己の選好の明確な基準をもっていない「弱い個人」であるとした。環境保全米施策における「強い個人」は、大規模な専業農業者であるといった傾向をもっていた。

環境保全米に対する態度では、「強い個人」にくらべて、「弱い個人」は不満度が低い傾向にあったが、これは明確な選好をもっていないため、不満と感ずる部分が少なくなっていると考えられた。また、環境意識変容度も「弱い個人」の方が高かったが、これも自己の経験や実感から醸成された態度というよりは、こうあるべきだという役割の認識から得られた回答である可能性がある。こうした「強い個人」と「弱い個人」の傾向については、今回は探索的な含意にとどまるが、今後、他事例での調査と比較しながら検証していくべきである。

第6章 考察

ここまで、農業環境公共財の持続的な供給を実現している先進例として、宮城県での環境保全米運動および JA みやぎ登米管内での環境保全米の普及に着目してきた。本章では、事例から得られた知見を整理したうえで、非知の領域で起こる問題に対して環境保全米を取り巻く集合行為のアクターがどのように対応していたのかを考察する。

1 多様性——了解の更新性

第3章では、いかにして環境保全米運動が農協との協働を達成したのかをフレーミング分析の手法を用いて明らかにした。当初の「くろすとーく」では、消費者（非農業者）が農薬の危険性や環境汚染といった「被害」を語り、「被害」をもたらす生産者（農業者）が加害者であると前提されていた。いっぽう、生産者（農業者）は農薬や化学肥料を使用しなければこんにちの農業経営は継続できないと、経済的な困窮や身体的な負担を主張した。初期の「くろすとーく」は、この被害／加害フレームにもとづく言説空間となっており、双方の主張を織り込んだ妥結点は見出せない状況であった。

しかし、こうした被害／加害フレームは次の2つの要因によって打開された。ひとつは、司会兼調整役として採用された B 氏が、双方の発言内容を相対化しながら議論を整理していたことである。もうひとつは、農薬開発企業や外食チェーンなどからゲストスピーカーを招来し、農業生産、農薬開発における消費者と生産者以外のアクターを顕在化させたことである。これらの要因によって、当初は硬直化していた「くろすとーく」の議論にダイナミズムが生まれ、流通構造を解決課題に設定しようとする流通構造フレームがあらたに創出された。流通構造フレームは、農薬や化学肥料の使用における、消費者（非農業者）-被害者／生産者（農業者）-加害者という二分を更新し、両者に共通する目標「流通構造の変革」を生み出した。

流通構造フレームの登場によって、「くろすとーく」内の消費者と生産者は、共通目標に向かって取り組めるようになった。しかし、こうした協働的な姿勢が生まれたことで、当初の目標であった農薬問題への切り込みは難しくなっていた。だが、この時期に起こった食管法の廃止という農業情勢の大きな変動が、組織（当時、E・P・F 情報ネットワークへと発展）内のフレームにも変動をもたらした。食の安全性や環境保全を規準とする構成員としては、「有機」と称し、経済的な付加価値を求めただけで内実が伴っていない生産物が氾濫するのではないかという危機意識を感じた。また、農業利益を規準とする構成員としては、米価の下落によって生産者の経済基盤が不安定化するのではという危機意識をもった。農業情勢の急激な変動に対する双方の懸念は、「適正価格」によって信頼性のある有機栽培米を買い取るといった方向性で結実し、あらたな「適正価格」フレームが生まれた。この「適正価格」フレームにもとづき環境保全米運動が始まり、農協を介した地

域農業者の集団的な動員が開始された。これが、農協との協働の初期段階であった。

しかし、F氏がJAみやぎ登米の組合長に就任し、環境保全米を地域ブランド米とするブランド米フレームを掲げたことで、「適正価格」フレームもまた更新されていく。ブランド米フレームは、環境保全米運動の立ち上げ時においては、むしろ否定すべきものとして取り扱われていた。そのため、当初の理念を重視するのであれば、F氏のフレーミングも非承認となりえた。ところが、運動組織である環境保全米ネットワークはF氏のフレーミングを承認し、あらたに環境保全米Cタイプを創設した。これには、会員数の減少といった運動の盛衰に関わる要因と、環境保全米運動がその名の通り、食の安全性にとどまらず、地域環境を保全するという農業環境公共財の供給に対する志向性をもっていたため、地域内普及への積極的な動機があったという理念的な要因があった。こうしたJAみやぎ登米での環境保全米の採用をうけて、県農協中央会環境保全米づくり推進本部や、みやぎ環境保全米県民会議の設立といった県単位での協働が達成された。

このように、「くろすとーく」から環境保全米運動へとつながる一連の集合行為においては、度重なるフレーミングの更新がみられた。そして、こうしたフレームの更新が、JAみやぎ登米での環境保全米の生産や、県単位での協働の達成に結びついていた。農薬や化学肥料の人体および生態系への影響に関するコミュニケーションは非知の領域でおこなわれるため、問題認識の多義化は避けられない。しかし、環境保全米運動につながった一連の集合行為では、フレームの更新によって、多様性が対立へと悪化することは回避されていた。くわえて、単に対立が避けられただけでなく、双方が相手の利害関係を了解することで、より共同性のあるフレームが形成されていった。消費者側の構成員は、生産者に対して一方的に農薬使用の削減を求めるのではなく、流通構造の変革や「適正価格」での買い取りによって農薬使用の削減を実現しようとしていた。その結果、流通問題へのひとつの解答として朝市・夕市ネットワークが設立され、農薬や化学肥料の使用を抑えた農法を広めようとする県農協中央会環境保全米づくり推進本部およびみやぎ環境保全米県民会議が設立された。すなわち、環境保全米運動では了解のフレーミングによって多様性の問題が乗り越えられたといえる。

ここでいう了解のフレーミングとは、道徳的な先鋭化を回避したコミュニケーションのあり方でもある。明確な責任の所在がわからないにもかかわらず、一方的に農薬や化学肥料の使用を糾弾するような道徳的な先鋭化は、消費者と生産者とのコミュニケーションを不可能にする。環境保全米運動につながった一連の集合行為では、消費者側の構成員と生産者側の構成員とのあいだでのコミュニケーションが可能であったからこそ、暫定的で部分的ではあるものの、問題解決の一端を担いうるといえる対応策がうまれた⁶⁸。つまり、

⁶⁸ 非知の領域の問題への対応策は、つねに暫定的で部分的となる。もしその問題に関する新しい確実

了解のフレーミングとは、利害関係の異なる複数のアクターによるコミュニケーションの可能性を担保した相互行為のあり方だといえる。

ここで重要なのは、了解のフレーミングがどちらか一方だけの譲歩によってうみだされるわけではないということだ。環境保全米運動につながる一連の集合行為では、生産者がなぜ農薬を使用するに至っているのかといった事情を消費者側の構成員が知ったことで態度変容が起こっていた。しかし、だからといって環境保全米運動が生産者の経済的利益の確保だけに配慮し、それを優先してきたわけではない。たとえば、ネオニコチノイド系農薬の問題に関しては、赤とんぼ認証をあらたに創設するなど、消費者会員の主張も反映されている。また、かねてからの農業者の要望である畦畔への除草剤散布については、「そこを折れたら環境保全米ではなくなってしまう気がする」といって承認しない態度を貫いてきた。了解のフレーミングによって可能となったコミュニケーションのなかで、多義的な問題は継続しているともいえる。

ルーマンは、非知のコミュニケーションにおいて、暫定的な了解を経由しながら次の了解地点を探すといった議論の継続的な問い直しに可能性を見出している（Luhmann 1992=2003: 146-148）。「コンセンサス会議」にみられるような合意の取り付けは、議論を静態化させ、ダイナミズムを奪う。現実社会においては、決議を固定化するために合意を取っているといった表現の方が適切な場合もある。くわえて、とくに行政主導の合意形成過程では、市民の参加によって合意の正当性を確保しようとするような動きもみられる。非知の領域では正当な根拠が存在しえないため、より合意の締結へと圧力が高まる。そこでは合意こそが唯一の根拠とされる。しかし、非知の領域においてこそ、合意の根拠は揺れ動く。したがって、合意の取り付けによる議論の固定化が、あらたな根拠にもとづいた正当な反論の機会を奪う可能性がある。

合意がコミュニケーションの可能性を奪ういっぽうで、暫定的な了解はコミュニケーションの可能性を担保する。それは、問題を解決しない過程であるとも表現できる。スターリングの用いた「リングかオレンジか」といった表現のように、多様性の問題は異なる価値基準の交錯によって表出している。そのため、そうした価値基準を統合し解決しようとする試みは、より大きな摩擦をうむ可能性がある。必要とされるのは、了解を上回ろうとしない「慎み深い社会的スタイル」（Luhman 1992=2003:146）であり、相互配慮の言説空間における議論の継続性だといえる。

な発見があれば、現状の対応策は更新されうる。また、確実性がないなかでの対応が「万全」となることはなく、つねに現状の対応は部分的対策といった位置づけにとどまる。

2 不確実性——現在世代の主観的合理性にもとづく自主行動の促進

2-1 農協によるコスト負担

第 3 章では、環境保全米運動が配慮のフレーミングによって世代内での多様性の問題に対応していたことを明らかにした。つづく第 4 章および第 5 章では、農協による環境保全米の普及施策によって、確実な根拠を示せない不確実性および無知の問題が対処されていたことを明らかにした。農薬や化学肥料の使用が、将来的な農業環境公共財の持続性にどれほど影響を与えうるのか。少なくとも現在の科学では、明確な根拠を持った立証はされていない。懸念されている事象が起こるともいえるし、起こらないともいえる非知の領域では、自主行動に頼った解決策が妥当とみなされる。しかし、農業環境公共財の問題は、顕在的順機能の副作用（逆機能）として引き起こされているため、持続的に公共財を利用・供給しようとする積極的な動機に乏しい。くわえて、農業環境公共財を供給するためのコストは農場に集中しているため、積極的な動機が乏しいだけでなく、コスト負担の不平等さによっても農業者による自発的な供給行動は敬遠されてしまう。

第 1 章でみた農場において負担されるコストをもう一度確認すると、特別な栽培設備の購入、作物管理体系の変化による短期的な害虫問題、あたらしい管理スキルの獲得、追加の除草剤の適用、農業者団体の組織づくりと運営、技術的な不確実性による農業者へのハイリスクの 6 種類があった。ここに、リージョナル／ナショナルに負担されるコストである適切な技術パッケージの開発とプログラムの訓練が加えられ、計 7 種類のコストが指摘されていた。

環境保全米施策では、これらのコストの多くが農協によって負担されていた。まず、特別な栽培設備である温湯消毒機は農協によって調達されており、費用を含めて農業者個人の負担は一切なかった。つぎの作物管理体系の変化による短期的な害虫問題は、環境保全米施策ではみられなかった。あたらしい管理スキルの獲得の一例として、大規模農業者によるローテーション技術の開発があげられるが、ローテーションを組めない（組む必要がない）規模の農業者であっても基本的には環境保全米の生産は可能であるため、環境保全米施策においてはあたらしい管理スキルを獲得する必要性がなかったといえる。また、追加の除草剤の適用は、適切な技術パッケージの開発とプログラムの訓練ともに、JA と環境保全米ネットワークによって担われていた。農業者団体の組織づくりと運営については、生産部会といった既存組織の利用と農協による運営がおこなわれていた。このように、環境保全米施策においては、環境配慮型農法のコストとされる事柄のほとんどが JA によって負担されていた。

2-2 信頼による不確実性の吸収

これらのコストのなかでも、技術的な不確実性による農業者へのハイリスクは、環境保全米施策においては農協への信頼によって克服されていた。環境保全米の採用には農業技

術的なリスクが伴ううえに、経済的な利益が実際に得られるかどうかも不確かであった。そのため、少なくとも初期段階では被りうる損害と得られる利益の大きさを比較したばかり、環境保全米を採用しないとする選択の方が合理的であった。環境保全米への転換は「冒険」と表現されるほどにリスクを負う選択だったが、生産部会員のあいだでは、農協からの提案だったがゆえに、「悪いようにはしないだろう」という肯定的な解釈がなされていた。

リスクを伴う環境保全米施策に対して、部会員が初期から好意的な反応をみせたのは、環境保全米施策が始まる何十年も前から緊密な関係を維持し続けてきた農協への信頼があったからである。農協は、農薬・肥料の選定や害虫調査などの営農支援にくわえ、全国の先進地域や卸業者、小売店への視察や研修も企画・同行してきた。生産部会員の多くは農協に一定程度の信頼をおいており、農協の提案であれば自身に損害が及ぶことはないだろうと判断し、初期段階から環境保全米に着手していた。こうした信頼による「不確実性の吸収」(Luhmann 1992=2003: 131-132)によって、環境保全米施策では初年度から採用者を確保できていた⁶⁹。

生産部会が準拠集団として機能したことも、環境保全米の普及を後押しした要因のひとつであった。上位組織である稲作連絡協議会での決定を受けて、生産部会内では環境保全米に取り組むかどうかという意見交換がおこなわれたが、環境保全米の採用について農業者同士で意見を交わせる場があったことが、環境保全米の採用というリスクある選択を後押ししたと考えられる。また、閾値モデルを用いて説明するならば、自分がイノベーション採用の1人目になろうとする者は少数だが、複数人で同時にイノベーションを採用するのであれば、1人目としてではなく2人目、3人目、4人目としてならばイノベーションを採用してもよいと考える人を巻き込めるため、より多くの者をイノベーション採用に導くことができる。つまり、生産部会での話し合いによって、イノベーション採用に対する心理的負担が軽減され、かつ複数が採用するなら自分もそれを採用するといったバンドワゴン効果が得られたと考えられる。

こうしたバンドワゴン効果は、生産部会内にかぎったものではない。アンケート調査では、生産部会にかぎらず、地域の農業者のなかで多数が環境保全米を選択しているから自分も環境保全米を選択するといった動機が一定程度みられた。ここでは、多数が環境保全米を選んでいるという事実そのものが有効な選択基準となりうるため、ある農業者が環境保全米を選択するかどうかは、環境保全米を選択している他の農業者の割合に依存する。

⁶⁹ ただし、すべての農協において管内農業者と農協が信頼関係にあるわけではなく、JAみやぎ登米管内においても、すべての農業者が農協と信頼関係にあるとはいえない。農協と農業者個人が信頼関係にあるかどうかは、それまでの付き合いの深さや過程に依存するといえる。

JA みやぎ登米管内における環境保全米の普及の直接的契機となったのは冷害だったが、冷害以前の初期採用者の一定程度の確保と冷害後のバンドワゴン効果によって環境保全米は「弱い個人」を含めた広範な集合行為となることができた。

2-3 環境保全米の多様な主観的合理性

第4章および第5章では、環境保全米の多様な合理性についても検討してきた。管内農業者は環境保全米に対して、経済合理性と価値合理性の双方を認識していた。環境保全米の経済合理性を維持する制度的要因としては、管内農業者の取り組みやすさを重視した環境保全米の再定義と、可逆性をもたせた柔軟な制度設計があった。JA みやぎ登米はそれまでの環境保全米と比べて基準の緩い環境保全米 C タイプを創設し、管内水田の全面積転換を奨励した。さらに、JA みやぎ登米は各町域生産部会と連携して、圃場の実情に応じた除草剤や殺虫剤の選定に毎年取り組んでおり、こうした細やかな再定義によって環境保全米の取り組みやすさが継続していた。また、環境保全米施策には単年単位での離脱および再開が可能であるという柔軟性があった。こうした可逆性は雑草や病害虫など制御や予測が難しい自然条件に左右されやすい農業のリスク管理手法として適しており、農薬を減らすことで相対的に増大する経営リスクへの心理的負担を軽減させていた。これらの配慮によって、環境保全米は環境配慮型農法としては比較的安定した生産がおこなえるようになっていた。こうした戦略的な制度設計によって、環境保全米は付加価値米としての経済性だけでなく、経営の安定性といった側面からも経済合理的な手法となっていた。

つぎに、環境保全米の価値合理的側面として、環境保全米を辞めるという判断を「悪いこと」のように感じ、環境保全米の継続に「こだわる」農業者が存在していた。環境保全米は少しでも農薬を減らしたいという農家の願いを実現する自省的な取り組みでもあり、農薬の使用を当然とする近代農法と距離をおくための主体的な実践であった。こうした自省性にくわえ、農業者のなかには、あらたに水田に棲息し始めたカブトエビに着目し、カブトエビの出現を肯定的に評価する者がいた。科学的な正しさは保証されていないものの、カブトエビの出現は〈環境改善の験〉として農業者や農協職員のあいだで間主観的に共有されていた。環境保全米の生産に伴うあらたな生き物の出現は、価値合理的に環境保全米の正当性を強化する機能を有していた。

環境保全米の生産過程では、自己利益追求的な動機と配慮的な動機の双方が、継続動機として機能していただけだけでなく、この2つの動機の強さが相関していた。これまで、学問的にも一般的にも、経済と環境はトレードオフ関係にあるという前提がみられ、二者択一的な議論や世論が形成されてきた。しかし、環境保全米においては、経済合理性と価値合理性の両立が実証された。

2-4 選択的誘因の多様さ・弱さによる普及

まとめると、信頼、準拠集団、バンドワゴン効果といった社会的環境要因の強さおよび経済合理性と価値合理性の両立によって、環境保全米は「弱い個人」を含めた集合行為となりえたといえる。「強い個人」と比べ、明確な目的志向をもたない「弱い個人」は、社会的環境要因による影響をより受けやすい。第5章でみた他律型の農業者層は、環境保全米に対して経済合理性や価値合理性をあまり感じていないが、「農協の施策だから」といった理由や、「多数の農家がやっているから」といった社会的環境要因に影響を受けながら環境保全米を継続していた。

また、環境保全米施策では、多様な合理性が排除し合わずに共存できているため、より広範な普及が達成できたという点も指摘できる。たとえば、第5章でみた全肯定型には高齢で小規模な兼業農業者が多かったが、農業経営学の見地からすれば彼らは環境配慮型農法に取り組む層にはあてはまらない。しかし、彼らは環境保全米に対して経済合理性および価値合理性、集合的要因による影響のすべてを強く感じており、不満も低く、主体的に環境保全米に取り組んでいた。既存の知見と環境保全米の事例とのあいだにこうした相違がうまれた理由は、環境保全米が経済合理性といった単一の動機ではなく、経済合理性を含む複数の合理性をもっていたために、農業者が多様な観点から環境保全米を肯定的に解釈することができ、結果として農業経営基盤が脆弱な層であっても環境保全米の生産に対して妥当性を感じることもできたためだといえる。このように、複数の動機の抱き合わせによって妥当性が高まっていたのが環境保全米施策の特徴であるといえ、この特徴が地域内での環境配慮型農法の普及をささえたといえる。

こうした環境保全米の特徴は、公共財供給のための集合行為において、複数の弱い選択的誘因によって「弱い個人」を動員できていると換言することができる。自らコストやリスクを背負い、自律的で明確な意思決定や自己表現をおこなう「強い個人」とは異なり、他律的で明確な目的志向を持たない「弱い個人」は単一の強い動機にもとづいた自発的な意思決定をおこなうことが少ない。そのため、「弱い個人」を含めた集合行為による公共財供給が必要とされるばあいには、そうした集合行為におけるコストやリスクが軽減されるようなしかけが求められる。その際、弱い選択的誘因においては、還元される利益が少ないぶん、付随するコストやリスクも軽微となる傾向がある。

これを環境保全米施策の例から説明すると、環境保全米の市場での付加価値は有機農産物にくらべると少額だが、そのぶん労働コストや経営リスクも少なく抑えられている。また、社会的環境要因によって初発の採用コストが低く抑えられたことも有効に機能し、比較的ローコスト・ローリスクで取り組み始めることができていた。「弱い個人」の動員においては、対価として提供できる価値の高さよりも個人として負担しなければならないコストやリスクをいかに低く抑えられるかが重要となってくる。環境保全米施策では、複数の弱い動機によってローコスト／リスク・ローリターンで地域内の多くの農業者を動員で

きたと指摘できる。

2-5 「翻訳」による地域の利益化

事例を通して、農協は外部から提示された要請を地域の利益へと「翻訳」という役割をはたしていたといえる。「翻訳」という概念は、カロンやラトゥールによるアクターネットワーク論における概念のひとつである（文献挿入予定）が、本論文では「翻訳」を「立場の異なる諸アクター同士の利害関心を接続させるための戦略的なフレーミングの変更過程」と定義する。JA みやぎ登米組合長だった F 氏は環境保全米を地域ブランド米としてフレーミングし直し、地域農業者の経済的利益にも資するような施策へと変更させた。こうした「翻訳」によって、「弱い個人」を含めた地域全体での取り組みが実現していた。

「翻訳」は、なにも農協にかぎった機能ではない。たとえば、集落営農組織や生産組合といった生産者組織と地域住民や都市住民が連携し、農産物を住民が直接買い取るといった「翻訳」もありえる。こうした都市農村間の連携、あるいは消費者と生産者間の連携は、有機農業運動の特徴である「提携」関係に近い。また、近年アメリカを中心として数を増やしている地域コミュニティ内での「連携」形態である CSA（Community Supported Agriculture）も、農業環境公共財の持続的な供給といった広い時空間領域にて引き起こされかねない問題を、世代内の共同体といった時空間の限定性によって、地域内での利益に「翻訳」し直した例であるとして位置づけることができる。

しかし、こうした消費者と生産者間の直接的なやりとりは、過度な「消費者主権」に陥りやすい側面を有していることも顧慮する必要がある。有機農業運動では、農村内での論理が都市消費者に理解されず、有機農業者が地域論理と消費者からの要望との間で板挟みになってしまったこともある。また、近年のアメリカの CSA 研究では、コミュニティを基軸とする CSA であっても価格競争に飲み込まれ始めているという指摘が出てきている（Galt et.al.2016）。本論文の事例である環境保全米運動でも、初期には「提携」に近い売買形式を採用していたが、総会にて消費者から「高すぎる」といった指摘が出たという記録が残っており、「より安全なものをより安く」といった消費者意識が垣間見える。もちろんこうした消費者意識は一概に批判すべきではないが、消費者と生産者の直接的なやりとりでは、買い手である消費者の立場が優勢となりやすい。消費者の立場の優勢化は、結果として消費者-生産者間のコミュニケーション不全も引き起こしかねないことにも留意すべきだろう。

3 不定性への対応——世代内正義と世代間正義の両立にむけて

農業環境公共財の持続的な供給の問題は、世代間正義の問題であると同時に、消費者と生産者とのあいだに利害配分の不均衡が生じているという点において、世代内正義の問題

でもある。この点において、農業環境公共財の問題は化石燃料などのその他の資源問題と異なっており、世代間正義の発想にもとづく主張がともすれば世代内不正義を引き起こすといったジレンマを抱えている。しかし、環境保全米の普及における集合行為では、消費者の立場性を有した参加者が生産者の利益への一定程度の配慮をみせるようになっていた。また、生産者は主体的な動機をもって環境保全米へと継続的に取り組んでおり、こうした知見から、環境保全米の生産においては世代内正義と世代間正義が少なくとも一定程度は両立しているといえるだろう。環境保全米の生産における世代内正義と世代間正義の両立は、つぎの3つの側面から実現されていたといえる。

3-1 「了解」によるコミュニケーションの継続と更新

利害関心の異なるアクター同士が了解に至るには、議論の基盤として相互配慮の言説空間が必要である。自分とは異なる立場のアクターの生活世界や利害関心に興味と一定程度の理解を示そうとする相互配慮がなければ、コミュニケーションは成り立たない。

相互配慮の言説空間は、相互行為の経験の蓄積からうまれる。事例を用いた説明をするならば、環境保全米運動のアクターには、都市部と農村部での利害関心の違いが見受けられた。しかし、双方のアクターが同一県内に存在しており、かつ県内に本社をおく地方新聞社による企画だったことによって、組織内での共同体意識が醸成されやすい土壌が整えられていたのではないか。このほかに、共同性の喚起による意思疎通の例としては、異なる利害関心をもつアクターが集合的記憶を糸口として共通目標を掲げ、組織化した例（福永 2010）がある。この事例においても、集合的記憶がある種の共同体感覚を喚起したために、相互配慮がうまれて了解が可能となったと位置づけることができる。

3-2 「架橋」による道徳的行為の表出

環境保全米を栽培している農業者には、農薬や化学肥料に対してある種の不健全さを感じている者が一定数存在していた。農業者の多くは、労働コストを考えると有機農業には取り組めない、あるいは経営判断から有機農業には取り組まないと判断しているが、だからといって農薬や化学肥料の使用についてなんの疑いも持っていないわけではない。彼らは、比較的 low risk で実行できる自省的行為として環境保全米に取り組んでおり、農薬・肥料の使用に傾倒する近代農法的態度から距離をとろうとしていた。

農業者には環境配慮意識といった道徳的感情が一定程度存在するという前提に立ったとき、経済学者である S.ボウルズのインセンティブ政策批判はひとつの道筋を提示してくれる。ボウルズは、「あるがままの人間」があたかもつねに自己利益の極大化にいそしむ Homo・Economicus であるという前提に立って考案されているインセンティブ政策を批判し、「あるがままの人間」には他者考慮的な社会的選好性があり、それを前提としたインセンティブ政策でなければむしろこうした他者考慮性を社会から削いでしまうと主張す

る。ボウルズが念頭においているのは、アリストテレスによる「立法者は、市民に習慣を教え込むことによって彼らを善良にする」という「アリストテレスの立法者」的立場であり、立法は市民の内在的な善さを前提とし、それを引き出すようなものでなければ実際の社会において有効に機能しえないことを実証的に検討した（Bowles 2016=2017）。

環境保全米は、農業者が自身の経済的利益を一定程度守りながらも環境改善に携わることのできる可能性を提供しており、農業者に内在する善さを表出化させることのできるしくみである。潜在化している善さはそのままでは個人の内側に埋没しているが、他者からの支援によって外部へと観察可能な状態で発現する。このような潜在化していた善さを表出化させるための具体的支援を、ここでは「架橋」とよぶ。環境保全米施策は、一定程度の経済合理性を担保したり、信頼や準拠集団の存在によって農法転換への心理的負担を軽減させるなどして、現実的な諸コストへの懸念によって潜在化していた農業者の他者考慮性を表出化させていた。市民的な善さを前提とし、その表出化を具体的に支援する「架橋」のシステムが、環境保全米施策のなかで創出されていたといえる⁷⁰。

3-3 「翻訳」による環境配慮行動の創出

環境保全米は慣行農業者に内在する善さを表出化させたが、とはいえすべての農業者が環境配慮意識を顕在化させていたわけではないことにも目を配る必要がある。善さを表出化させる方向性へと現状のインセンティブ政策を転換させることも重要だが、インセンティブ政策にかぎらず環境配慮行動をどのように創出するかをより俯瞰的に検討しなければならない。この点について閾値モデルから考えると、環境配慮行動に対する閾値が 0% から 100%の者までのあいだに閾値のグラデーションが存在し、こうした異なる閾値をもった個人の集合として社会が存在しているといえる。こうした個人のグラデーションが存在するものの、公共財供給の持続性を担保しようとするならば、どんな閾値の個人であれ、フリーライダーとならないようなしくみを検討することも必要となる。

ここでは、環境配慮意識の有無を問わず、結果的に環境配慮行動が促進されるような社会的しくみの創出が重要となってくる。すなわち、個々人の動機と環境配慮行動を「翻訳」によってリンクさせるようなしくみがあれば、個々人の選択が環境配慮行動となりえる。たとえば、環境保全米は、信頼といった他者依存的な判断による継続や、親世代からの継承、贈与物としての価値といった多様な動機によって選択・継続されており、すべての農業者が強い環境配慮意識にもとづいた主体的選択によって環境保全米に取り組んでいるというわけではなかった。農業環境公共財の供給においては、フリーライダーを最小限

⁷⁰ こうした「架橋」が実現したその他の事例としては、旧遊佐町農協（現 JA 庄内みどり遊佐支店）と生活クラブ生協による「共同開発米」がある（辻村 2018）。

にとどめるためにも、環境配慮行動がより多くの人の共通解となるよう、個々人の利害関心と環境配慮行動がリンクする道筋を創出することが重要だと考えられる。

こうした「翻訳」による環境配慮行動の促進については、これまでも環境ローカルガバナンスの分野においてさかんに論じられてきた（宮内編 2013; 2017）。子どもの楽しみのために自然再生事業に取り組む地域住民（富田 2010; 谷川 2013）や、孫世代への配慮といった動機の延長線上に自然保護政策を再定位させる有機農業者（武中 2008）はこれまでも観察されてきたが、「翻訳」とは、こうした「ズレ」と「ずらし」（宮内 2017）によって世代内での利益の享受が世代間での利害の不均衡を是正していく過程である。

3-4 「共存」パラダイムにもとづいた環境配慮的なローカル社会

ここで留保しておきたいのが、「了解」を基盤として、「了解」にもとづいた「架橋」や「翻訳」のしくみを構想することが、一定程度の倫理性を担保するという点である。「架橋」と「翻訳」のしくみが整えられた社会では、多くの者の合理的な動機が環境配慮型社会へと結びつくようになるため、「架橋」や「翻訳」による世代間正義の実現が期待できる。しかし、こうした社会的しくみは、想定されるアクター間での「了解」がなければ、きわめてトップダウン的で全体主義的な施策となりうる。そのため、ここで提示した「架橋」と「翻訳」のしくみは、基本的には「了解」の更新が可能となる範囲での構想にかぎられる。したがって、ここでの環境配慮型社会とは、さしあたり「環境配慮的なローカル社会」と表現するのが妥当だろう。

「架橋」や「翻訳」は、個人の合理的選択を環境配慮的な行動（＝公共財の供給行動）へと結びつけるが、ここでの合理性とは経済合理性のみに依拠した狭義の合理性ではなく、価値合理性や社会関係にもとづく合理性などの多様な合理性を包含した広義の主観的な合理性である。こうした主観的な合理性にもとづき、すなわち広義の自己利益に支えられた環境配慮的なローカル社会⁷¹では、フリーライダーの出現をできるかぎり抑えることができる。こうしたしくみが整えられた社会では、究極的にはほとんどの行動が環境配慮的な行動となりえるため、環境配慮意識の有無による他者の責め合い、すなわち道徳的な先鋭化は問題とされなくなる。このような個人の多様な利害関心が環境保全と矛盾しない社会を、ここでは「共存」パラダイムにもとづいた環境配慮型社会とする。丸山康司は、市民出資による風力発電事業ではひとつの取り組みに多様な価値が埋め込まれていることに着目し、こうした動機が多様さによって成り立っている問題解決過程の強靱さと世代間正

⁷¹ リージョナルあるいはナショナルな範囲でも「了解」の更新性が保証できるのか、できるのであればどんな方策によってであるのか、といった課題は今後検討すべきである。

義を鑑みた倫理的正当性を指摘する（丸山 2009）。丸山は、市民風車事業が環境問題だけを強調せず、金銭的利益やそこから派生する地域振興的な価値づけなどの多様な動機によって支えられていることで、風車をめぐる環境認識上の対立や風車に対する住民の反対運動といった対立状況を回避できている可能性をあげた。またそれと同時に、不確実性の高い環境問題の解決において、もし環境問題が杞憂に終わったとしても出資者や立地地域に対する利益還元がある市民風車事業の正当性を主張した。本論文が提示した「共存」パラダイムによる環境配慮型社会とは、現在世代内での対立を回避しながら現在世代と将来世代の利益を結びつける試みでもある。

終章 環境配慮型社会の構築に向けて

1 結論

1-1 知見の整理

ここまで、JA みやぎ登米における環境保全米の普及過程を事例として、農業環境公共財の持続的な供給に寄与する集合行為の成立要件を析出してきた。本章では、各章で得られた知見をまとめつつ、序章で提示した課題に答えるかたちで、本論文全体の結論を示す。

序章では本論文の課題として、次の 2 点をあげた。農業分野でのエコロジー問題である農業環境公共財の持続的な供給の問題では、いかにして不定性に対処することができるのかを、ミクロ範囲での事例分析からあきらかにすること。そして、事例分析から得た知見をもとに環境配慮型社会のあり方を構想することである。

第 1 章では、先行研究の批判的検討をおこない、本論文の分析枠組みを提示した。日本の環境社会学では、有機農業（運動）が農業の環境問題を解決していくといった暗黙理の前提が存在していたが、世代をまたぐエコロジー問題である農業環境公共財の持続的な供給の問題においては、これまでとは異なった視座からの問題解決も必要となる。エコロジー問題においては不定性が不可避であるため、世代内でのコミュニケーション不全が引き起こされる。また、世代間での利害の不均衡を改善しようとする自主行動の動機も希薄となる。本論文では、こうした不定性にもとづく問題への対処をミクロな事例分析からあきらかにしようとした。事例の観察点は、異なる利害関心を持つアクターが集う言説空間の形成過程、信頼にもとづく普及過程、環境配慮行動の主観的な意味内容の 3 点に設定した。

第 2 章では、現代の「慣行農法」である農薬・化学肥料を使用した農法がどのようにして開発され、日本農村に浸透していったのかを確認したのちに、本論文が着目する主要なアクターである農協が、日本においてどのような成立・発展過程をたどり、現在のように農業者への一定程度の影響力をもつにいたったかを確認した。

第 3 章では、環境保全米運動がいかにして農協との協働を達成したかを明らかにした。環境保全米運動は、その前段階である「くろすとーく」および E・P・F 情報ネットワークの時期に、食と農の対立構造を回避し、地域内流通を生産者 - 消費者共通の目標として掲げていた。生産者-消費者のどちらの立場でもない調整役が存在したことや、生産者-消費者以外のアクターを議論の俎上にのせたことによってこうした対立構造は解消された。これらのしかけによって生産者 - 消費者が閉じた二者関係に陥ることは回避され、どちらの立場からでも積極的にコミットできる共通目標を設定することが可能となった。「くろすとーく」の問題意識を引き継いだ E・P・F 情報ネットワークでは、生産者と消

費者が共通の認知基盤に依って問題解決に向けた議論を進めていた状況下で、食管法の廃止といった農業情勢の変動が起こり、環境保全米運動という協働の初期段階へたどり着いた。環境保全米運動では、E・P・F 情報ネットワークからの構成員だった農協役員 F 氏の働きかけによって、地域農協との連携が可能となった。F 氏は加速する米市場の自由化への対応策として、環境保全米ネットワークに対して環境保全米を農協単位で取り組むための新基準の創設を打診した。環境保全米ネットワークとしては環境保全米の地域ブランド化は避けたかったものの、運動としてはすでに停滞していたこと、地域環境保全という文脈では利害関係が一致していたことからより緩い基準である C タイプを承認した。この時点で、環境保全米運動は、地域ブランド米フレームを含み込んだ集合行為へと変質した。こうして社会運動としての運動理念は希薄化したものの、地域ブランド米フレームは農協の利害関心と適格的であり、中央会を含んだ県単位での協働が達成された。

第 4 章および第 5 章では、どのようにして環境保全米が地域へ普及したかを質的、量的調査の双方から明らかにした。普及段階では、とくに農協下部組織である生産部会が大きな役割をはたしていた。生産部会の上位組織である稲作連絡協議会が環境保全米を推進する方針を決定したのち、各生産部会の部会員らが地域農業者一般に先んじて環境保全米の生産を始めた。地域農業者一般へと環境保全米が普及した決定的要因は冷害であったが、部会員による先進的な取り組みによって環境保全米の冷害への耐性が確認されたといえる。

継続段階では、農協の施策が環境保全米の継続を容易にし、経済合理性を高めていたことを明らかにした。部会員の圃場を借りた実証実験を毎年継続しておこなうことでより効果的な農薬使用を検討するといった環境保全米の再定義や、単年単位での取り組み体系といった柔軟な制度設計がなされていた。また、効果的な農薬使用は農業者によっても主体的に提案されているが、農業者による提案は一概にコスト削減を主眼としたものではなく、できるだけ生き物へ影響が出ないようにするという環境配慮意識が働いていた。

質的調査では、環境保全米を始めてからいかに多くの生き物が水田に現れるようになったかが語られた。とくに、カブトエビの大量発生はひとつの象徴的な出来事として語られており、いかに自分の水田でカブトエビが見られるようになったかが重要な語りとしてたびたび登場した。農業者は、慣行農法の頃にはみられなかった生き物の発生によって、環境保全米の環境合理性を認識し、こうした生命を育めるようになった自身の水田への自負心を強めていた。

量的調査では、環境保全米の継続動機として、有機農業運動的な価値合理的動機、自己利益追求的な経済合理的動機、そして農協や地域内農業者との関係性にもとづく地縁的な動機が導出された。3 つの動機の強弱にもとづいて農業者の分類を試みた結果、価値合理性と自己利益追求性が強く地縁的な動機が弱い目的志向型、価値合理性と自己利益追求性が弱く地縁的な動機が中程度の他律型、すべての動機が強い全肯定型の 3 つの類型が析

出された。

第6章では、事例部分から得た知見をもとに、農業環境公共財の持続的な供給における不確実性への対応法を考察した。その他のエコロジー問題に比べて、農業環境公共財においては世代内での利害の不均衡に起因するアクター同士でのコミュニケーションの不可能性が問題となる。環境保全米の事例では、こうした多様性によるコミュニケーション不全は、度重なる配慮のフレーミングによって乗り越えられていた。そして、こうした「配慮」は利害関心の異なるアクター間での共同性の喚起によってうまれるとした。また、多様性における了解だけではエコロジー問題の根本的な解決にはならないという問題に対しては、フレーミングが更新されるなかでうまれた共同性により、環境配慮的な農業生産のあり方が現在世代の農業者の利益へリンクするようになっていた。これによって、農業者の自主行動が農業環境公共財の持続的な供給に寄与するカタチとなっていた。また、農業者は、農協への信頼や準拠集団、バンドワゴン効果といった社会的環境要因によってイノベーションの初期採用コストが低い状態での採用が可能となっていた。世代内正義と世代間正義の両立に向けては、「了解」「架橋」「翻訳」といった要素によって構成される「共存」パラダイムにもとづいた環境配慮型社会の構築を目指すべきだとした。

各章をふまえたうえで、本論文の結論は次のようになる。農業環境公共財の持続的な供給の問題では、世代内での利害の不均衡にもとづく多様性の問題（質的な不確実性）と、世代間での利害の不均衡を引き起こしかねない不確実性の問題（量的な不確実性）があった。こうした知の不確かさ（Incertitude）に対しては、共同体における互酬的な規範にもとづいた相互配慮の場で、将来世代と現在世代との利益を結びつけることが肝要となる。そして、将来世代と現在世代との利益を結びつけるうえでは、相互配慮のみならず、信頼によるリスクの軽減⁷²や、人びとに内在する善さを表出化させるしくみも重要となる。

1-2 今後の課題

本論文の限界と残された課題を整理すると、まず本論文は農協への依存度が比較的高い東北地方を事例としたため、西日本のように農協への依存度が相対的に低い地域との比較

⁷² リスクある選択によって享受できる利益が誰のものなのかという視点は不可欠である。たとえば、ハイテクノロジーが「社会」に利益をもたらすといった説明がなされても、その利益を実感できない人びとがいれば、彼／彼女らが「リスク」と呼ばれている危険を受容する必要性はない。リスクとは、利益を求めた主体的選択に付随するものである。すなわち、ここでのリスク概念はルーマンのリスク／危険の区別とも関わってくる（Luhmann1990=2013）。

が必要とされる⁷³。そうした地域と比較することによって、農協による環境配慮型農法の普及がどの程度有効だったのかをより明確に推定することができる。また、本論文では日本農村での農法普及における農協およびその下部組織である生産部会の影響力を普及過程の分析の基軸としたため、農協に加入していない農業者の分析はできていない。農協へ加入していない農業者への農法普及段階では、今回の事例とはまったく異なる社会的条件が発見される可能性も高く、今後の追加調査が求められる。これらの課題については、農協へ加入していない、あるいは加入していても依存度が低いような農業者がどんな層であるのかを含め、農協と農業者との関係性から農村社会を描くという農村社会学的手法もあり得るだろう。いずれにせよ、今後は理論的發展とともに、さらなる追加調査にもとづいて、より包括的で体系だった環境配慮型農法の普及条件を検討していきたい。

2 環境配慮型社会の構想にむけた中範囲の社会変動論

2-1 ローカリティに根ざした選択的誘因

以上で提示した結論は、農業分野にかぎらず、環境公共財一般へと敷衍することが可能だろう。第1章でも述べたように、環境公共財の問題は社会的ジレンマの一種である。ここでは、現在世代がフリーライダーとなり、将来世代が不利益を被るといった世代をまたいだ集合財供給のジレンマが想定され、公共財（集合財）である自然環境を享受する社会の成員が同一の時空間に存在しないという点、知の不定性によって本当にジレンマが起こりつつあるのかは立証できない点、ジレンマが起こっているとしても対策を取るべきかという次元で価値判断が伴う点によって、世代をまたぐジレンマは世代内でのジレンマよりも解決が困難となってしまう。

本論文の結論は、正の選択的誘因の創出によって個別最適と全体最適を結びつけるという提案である。そのさい、どんな個別最適（個人の主観的合理性）がありえるのかをミクロな視点からあきらかにすることを重視した。というのは、メゾあるいはマクロな視点から個別最適を捉えようとする、生活世界では多様に存在する合理性がすべて経済合理性へと回収されてしまうことがままあるからだ。時空間を限定した生活世界のなかでのみ捉えられる多様な合理性が、時空間の非限定性を特徴とするエコロジー問題の解決の一端を

⁷³ 一般社団法人農協協会が全国の農協を対象としたアンケート調査（2017年実施）によると、1農協あたりの米の集荷率は東日本（北海道を除く）の60%に対し、西日本（九州を除く）は39%となっており、北海道の81%、九州の47%と合わせて「東高西低」の状況となっている（2017年9月1日、農業協同組合新聞電子版）。大規模な稲作農業者が多い地域ほど、農協への米の出荷率が高い傾向にあるといえよう。

担うこともある。ここに、ローカリティからエコロジー問題を紐解く意義がある⁷⁴。

エコロジー問題を選択的誘因によって解決しようとする提案には、これまで批判もみられた。欧州で議論されてきたエコロジー的近代化論 (ecological modernisation) は、基本的には産業発展と環境問題の解決を結びつける考え方であり、近代化が進展していくにつれ、当初は経済領域の一部分であった環境領域が徐々に独立していき、やがて政治領域や経済領域、イデオロギー的領域に対して影響を及ぼすようになるといった仮説である (Mol and Spaaragen 1993; Mol and Sonnenfeld 2000)。エコロジー的近代化論は、現行の経済体制を環境に適したしくみへと組み替えようとする変革的志向 (経済のエコロジー化) はあまりなく、むしろ環境配慮型の商品やサービスが経済合理的なものとしても機能する (エコロジーの経済化) ことを重視した理論である (Barry 2003: 16)。こうした現行制度を維持しようとする姿勢に対しては、環境主義の立場から批判がなされており (松野 2003: 73)、エコロジーを経済化するという「弱い」エコロジー的近代化ではなく、経済や現行体制そのものをエコロジー化する「強い」エコロジー的近代化を推し進めるべきだという規範的検討 (Pepper 1999: 3) も登場している。

こうした批判はあるものの、エコロジー的近代化論のもっとも有用な点は、それまでトレードオフだと考えられがちだった環境と経済が連動可能であると発想した点である。たしかに、こうした発想はそもそも環境破壊を招いた原因である現行の社会のあり方を問い直そうとする自省性を放棄しているともいえ、倫理性を欠いているという批判もありえる。とはいえ、環境配慮といったいくぶん曖昧ともいえる価値合理性だけでなく、より明解な経済合理性にも依拠した環境配慮行動は実効性が高く、より多くの者の自主行動を促進できる可能性があることも看過できない。

だが、これまでのエコロジー的近代化論では、国家を想定したマクロな範囲での社会変動や環境政策が論じられてきたため、ローカルな範囲での経済合理性やその他の多様な合理性がみえにくくなっていた。ローカル社会のエコロジー化は経済合理性のみに依存しているわけではないし、ましてや環境配慮意識のみによって成立するわけでもない。ローカル社会あるいは生活世界における選択的誘因とエコロジー問題の解決を結びつけることで、ローカル社会のエコロジー化というミクロな社会変動への道筋を提示することができる。

⁷⁴ 本論文が主張する相互配慮およびそれを発現させる共同性は、ローカリティからうまれるともいえるだろう。オルソンは相互監視といった文脈で小集団の形成を提案したが、エコロジー問題においては、ローカリティに着目した小集団の形成といった方向性もありえる。

2-2 エコロジーを経済化する SDGs

エコロジー的近代化は、これまで欧州の環境政策にて取り入れられてきた発想であったが、近年では国際政治上のコンセプトとしても利用が拡大されつつある。その典型例が、2015年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）である。SDGsでは、2016年から2030年までに世界が達成すべき持続可能な開発目標が17の目標と169の小目標によって提示されている（SDSN 2015）。SDGsは、それまでのMDGs（ミレニアム開発目標）とくらべ、その指標の多さから意欲的とされることが多いが、その量的な多さにくわえ、SDGsでは多くの目標で完全な解決が目指されており、質的な意味でも意欲的な目標となっている（浜名 2017: 27）。こうしたチャレンジングな目標設定がなされているSDGsにおいて、目標までの道筋（path way）を考える際に導入されているのがバックキャスト（back casting）の手法である（SDSN 2015: 21）。バックキャストとは、予測を意味するフォアキャスト（fore casting）の対義語と理解され、望ましい未来（vision）を始点としてそこから現在を振り返る手法である（Robinson 1990）。現状改善的な発想になりがちなフォアキャストに対し、バックキャストを用いた手法では、現状の社会や経済を規定している制度・構造の抜本的改革に踏み込んだイノベーションを伴う課題遂行が期待できる（木下 2018: 128）。

SDGsをふまえた第五次環境基本計画（環境省 2018）では、環境・経済・社会の統合的向上が目指されている。こうした経済領域への言及以外にも、条約による規制的措置ではなく遂行状況の公開と評価によって問題解決を推進しようとする姿勢や、イノベーションによる解決への期待といったSDGsの方向性は、あらたなビジネスチャンスとして理解・利用されている側面もある（白田編 2018）。こうした利益追求的な誘因によって環境配慮型社会が発展するという道筋は、エコロジー的近代化論の基本的なコンセプトに通ずる。しかし、こうした環境配慮への「翻訳」が、世代内での不正義の隠れ蓑となる可能性や、SDGsの理念とは反対に現行体制の強化につながる可能性は否定できない。この点については、つねに「翻訳」の正当性が批判的に検討され続ける必要があるだろう。SDGsは体制変革を志向する意欲的な志向性をもつが、単なるビジネス上のトレンドとして消費されかねない危うさもある。

2-3 公共社会学としての環境社会学

エコロジー的近代化論やその思想を基本的に踏襲しているSDGsの運用にあたっては、倫理的な反省的態度を内包する監視が重要となる。こうした留保を伴いつつも、社会のより良いあり方を構想しようとする志向性は、社会（科）学の歴史的経緯や今後の発展に向けて、ひとつの論点を提示しているといえる。環境配慮型社会を構想し、社会のあり方をデザインしていこうとする志向性は、佐藤嘉倫の「意図的社会変動」（佐藤 1998）の議論に通ずる。佐藤は、社会の中の特定の行為主体が何らかの意図ないしは目的を持つ

て社会を変動させるようとする行為を意図的社会変動であるとし、行政計画や国家による法律の施行といった社会計画から、市民が社会変革を目指して活動する社会運動、あるいは企業活動といった経済活動まで、社会システムや社会構造に変化を与えうる多様な活動を意図的社会変動の範囲に含めた。佐藤の定義には研究者による意図的社会変動は記されていないが、近年はアクション・リサーチといった研究手法を含め、研究者が地域社会のミクロな変動に主体的に介入することも増えている。

環境社会学における解決論（船橋 2001）のように、社会学者がある特定の社会問題に対する具体的な解決手法や解決過程を提示しようとする学問的姿勢は、社会学という学問のあり方自体の見直しを図る議論としても近年注目され始めている。その代表的論者である盛山和夫は、「社会制度や社会秩序の望ましいあり方を探求する社会学」である「公共社会学」を提唱し、他の学問領域とは異なる社会学のアイデンティティとして、社会学は「秩序構想の学」であるべきだと強調した（盛山ほか編 2012）。盛山によると、コント以来の社会学は元々社会秩序の構想を意図した学問運動であったが、そうした学問的志向性は 1968 年以降の知的構造変動によって、「客観的に正しい制度的秩序とは何か」を探求しようとする秩序構想そのものの客観性を脅かされるようになった。そして、こうした潮流のなかで「潔癖症的自己懷疑」に陥ってしまった現代社会学において進行しているアイデンティティの拡散状況を以下のように指摘した。

社会学の危機は、社会学の本来的な性質に根ざしている。もともと実証性に基盤をおいた規範的社会構想の学として出発した社会学であったが、1968 年以降のポストモダンの思潮の荒波をうけて、自らに潜む自文化中心主義性をいかにして脱却するかという潔癖症的自己懷疑にはまり込んでしまったのである。アイデンティティが拡散し見失われていくなかで、多くの社会学者たちは、思い思いに切り取った社会的世界の部分的領域をひたすら克明に記述していくことでもって、学問を実践していると考えられるようになった。しかしそれは、社会学の解体でしかない。たんなる「社会や人間集団の研究」では、学問共同体にはなりえないのである（盛山 2012: 20）。

こうした盛山の指摘は、連字符社会学として社会学のいち領域をしめる環境社会学にも一定程度当てはまるといえるだろう。公害研究を嚆矢とする日本の環境社会学は、公害問題が社会的公正を欠いた理不尽な人権侵害であることを綿密な事例調査からあばき、加害論・原因論や被害論といった理論的統合を図ってきた。こうした学説史的経緯からは、環境社会学が社会学のなかでも規範的社会構想への志向性が強い領域であることがみてとれる。しかし、共通の理論的基盤をもっていた公害研究への取り組みが学会内で収束していくなかで、こうした規範的社会構想への志向性もまた潜在化していき、「思い思いに切り取った社会的世界の部分的領域をひたすら克明に記述」したその先で、本来構想すべきで

ある抽象的な普遍化を試みる理論への志向性は失われつつあるのではないか。こうした事態は、環境社会学におけるアイデンティティの拡散であると同時に、環境社会学の知見と社会学の総合的理論との分断をも招く。

盛山の議論を整理すると、社会的公正の実現に向けた「秩序構想の学」を志向するという規範的視座から諸社会現象の解明に挑むのが「公共社会学」の基本的方向性であるといえるが、こうした視座に立つと、現行の環境社会学の定義がやや不十分にもみえてくる。日本の環境社会学において、もっとも認知されている定義のひとつが飯島伸子による以下の定義である（飯島 1998）。

環境社会学は、対象領域としては、人間社会が物理的・生物的・化学的環境（以下、自然的環境と略）に与える諸作用と、その結果としてそれらの環境が人間社会に対して放つ反作用が人間社会に及ぼす諸影響などの、自然的環境と人間社会の相互関係を、その社会的側面に注目して、実証的かつ理論的に研究する社会学分野である。

この定義は、基本的には環境社会学の対象領域を確定させるという意図をもっている。この点については、それまでの社会学が人間社会内部での相互関係に着目してきたのに対して、環境社会学はおもに人間社会をとりまく自然環境と人間社会との関係性を研究対象とするといった、社会学の従来の視点と環境社会学の視点との違いを明示するために、対象領域についての言及に力点がおかれたと考えられる。しかし、対象領域の説明へと説明の力点が偏重することによって、この定義では環境社会学の学問としての基本的な志向性については何も語られないままとなっている。

だが、環境問題の発生によって学問として成立した経緯をもつ環境社会学は、あきらかに「公共社会学」的な規範的態度を内包している。自らの規範性を自覚したうえで、「部分的領域をひたすら克明に記述していく」ことで規範性から距離をおこうとするのではなく、客観的に正しい社会的公正を求め、それを実現させる「秩序構想の学」を構想していくことが、環境社会学内部での理論的發展だけでなく、社会学理論への学問的寄与、そして現実社会への学術的貢献へとつながるのではないか。

文献

- 青木辰司, 2001, 「有機農業運動の可能性」鳥越皓之編『講座環境社会学第3巻 自然環境と環境文化』有斐閣, 133-157.
- Axelrod, Robert M., *The evolution of cooperation*, New York, Basic Books. (=松田裕之訳, 1998, 『つきあい方の科学——バクテリアから国際関係まで』, ミネルヴァ書房.)
- Buck, D., Getz, C. and Guthman, J., 1997, “From farm to table: the organic vegetable commodity chain of northern California”, *Sociologia Ruralis* 37 (1) 3-20.
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳 『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局.)
- Bowles, Samuel, 2016, *The Moral Economy: Why Good Incentives Are No Substitute for Good Citizens*. Yale University Press. (=2017, 植村博恭・磯谷明德・遠山弘徳訳 『モラル・エコノミー——インセンティブか善き市民か』NTT出版.)
- Buttel Frederick H., Larson Olaf F., Gillespie Jr., Gilbert W., *The sociology of agriculture (Contributions in sociology, no. 88)*, New York, Greenwood Press. (=2013, 川村能夫・立川雅司監訳 『農業の社会学——アメリカにおける形成と展開』ミネルヴァ書房.)
- Coleman, James S, Elihu Katz, Herbert Menzel, 1966, *Medical innovation: A diffusion study*, New York, Bobbs-Merrill Co.
- Cooper, T., Hart, K., Baldock, D., 2009, *Provision of public goods through agriculture in the European Union*, London, Institute for European Environmental Policy.
- 藤栄剛, 2003, 「広がる環境保全型農業」『農林水産政策研究所レビュー』(7): 16-21.
- 福永真弓, 2010, 『多声性の環境倫理——サケが生まれ帰る流域の正統性のゆくえ』ハーベスト社.
- 船橋晴俊・飯島伸子編, 1998, 『講座社会学 12 環境』東京大学出版会.
- , 2004, 「環境制御システム論の基本視点」. 『環境社会学研究』(10):59-74.
- 船戸修一, 2004, 「有機農業と生産者の観察力——成田・三里塚『循環農場』の事例から」『年報社会学論集』(17):132-43.
- , 2012, 「〈食と農〉の環境社会学」『環境社会学研究』(18):176-189.
- Galt, Ryan E., Katharine Bradley, Libby Christensen, Julia Van Soelen Kim, and Ramiro Lobo, 2016, "Eroding the Community in Community Supported Agriculture (CSA): Competition's Effects in Alternative Food Networks in

- California", *Sociologia Ruralis*, 56(4):491-512.
- Goffman, Erving, 1974, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*, Harvard University Press.
- Granovetter, Mark, 1978, "Threshold Models of Collective Behavior", *American Journal of Sociology*, 83(6):1420-43.
- , 1990, "The Old and the New Economic Sociology: A History and an Agenda", *Beyond the Marketplace: Rethinking Economy and Society*, Edited by Roger Friedland and A.F. Robertson, New York: Aldine de Gruyter.
- 浜名弘明, 2017, 『持続可能な開発目標(SDGs)と開発資金——開発援助レジームの変容の中で』, 文眞堂.
- 長谷川公一, 2003, 『環境運動と新しい公共圏』 有斐閣.
- 平川秀幸, 2002, 「リスクの政治学——遺伝子組み換え作物のフレーミング問題」 小林傳司編 『公共のための科学技術』 玉川大学出版部.
- 本城昇, 2004, 『日本の有機農業——政策と法制度の課題』 農山漁村文化協会.
- 飯島伸子, 2001, 「環境社会学の成立と発展」 飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・舩橋 晴俊編 『講座環境社会学 1』 1-28.
- 河北新報社編集局, 1992a, 『なぜ使われる農薬——食と農の現実を追う』 河北新報社.
- , 1992b, 『もっと安心して食べたい——見直そう食と農』 河北新報社.
- , 1992c, 『農薬その素顔を探る』 河北新報社.
- 堅田恵・田中裕人, 2008, 「トキの野生復帰を目的とした減農薬・減化学肥料栽培米の評価に関する研究」 『農業情報研究』 17(1):6-12.
- 菊地直樹, 2012, 「兵庫県豊岡市における「コウノトリ育む農法」に取り組む農業者に対する聞き取り調査報告」 『野生復帰』 2:103-19.
- 木下裕介・増田拓真・中村秀規・青木一益, 2018, 「バックキャストイング手法を用いた富山市における市民参加型シナリオ作成」 『富山大学紀要 富大経済論集』 64(1).
- 北出俊昭, 1995, 『新食糧法と農協の米戦略』 日本経済評論社.
- Knowler, Duncan and Ben Bradshaw. 2007. "Farmers' Adoption of Conservation Agriculture: A Review and Synthesis of Recent Research", *Food Policy* 32(1):25-48.
- 国民生活センター, 1981, 『日本の有機農業運動』 日本経済評論社.
- 小池晴伴, 2009, 「系統農協の米穀販売事業」, 田代洋一編2012 『協同組合としての農協』 筑波書房.
- 小松丈晃, 2003, 『リスク論のルーマン』 勁草書房.
- 小山虎編, 2018, 『信頼を考える——リヴァイアサンから人工知能まで』 勁草書房.

- 黒澤美幸・手塚哲央, 2005, 「地域環境の改善を目的とした環境保全型農業への取り組み農家の意識分析——滋賀県の環境こだわり農業を対象として」 『農村計画学会誌』 24:61-66.
- Luhmann, Niklas, 1973, *Vertrauen: Ein Mechanismus Der Reduktion Sozialer Komplexität*. 2. Aufl. F. Enke.(=大庭健・正村俊之, 1990, 『信頼——社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房.)
- , 1992, *Ökologie des Nichtwissens, Beobachtung der Moderne*, Westdeutscher Verlag. (=2003, 馬場靖雄訳 『近代の観察』法政大学出版局.)
- 丸山康司, 2009, 「環境問題における抑圧と解放」 『フォーラム現代社会学』 8:52-63.
- 梶湯俊子, 2008, 『有機農業運動と「提携」のネットワーク』新曜社.
- ・谷口吉光・立川雅司編, 2014., 『食と農の社会学——生命と地域の視点から』ミネルヴァ書房.
- 松村和則・青木辰司編, 1991, 『有機農業運動の地域的展開——山形県高島町の実践から』家の光協会.
- 松野弘, 2003, 「産業主義思想と環境主義思想の有機的統合化への視点と課題——『ヘッチヘッチ論争』から、『エコロジー的近代化論』へ」 『国際比較政治研究』 12:69-75.
- Merton, Robert King, 1949, *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*, Free Press. (=1961, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳 『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- 三浦虎六, 1961, 『協同組合史』, 全国農業協同組合中央会.
- 宮内泰介編, 2013, 『なぜ環境保全はうまくいかないのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の可能性』新泉社.
- 編, 2017, 『どうすれば環境保全はうまくいくのか——現場から考える「順応的ガバナンス」の進め方』新泉社.
- Mol, A. P. J. and G. Spaargaren, 1993, "ENVIRONMENT, MODERNITY AND THE RISK-SOCIETY: THE APOCALYPTIC HORIZON OF ENVIRONMENTAL REFORM" *International Sociology* 8(4):431-59.
- 中島紀一, 1998, 「有機農業をめぐる戦略的課題に関する一考察——運動的視点と特産型農業視点の間」 日本村落研究学会編 『年報村落社会研究 有機農業運動の展開と地域形成』 (33): 55-80.
- 西城戸誠, 2008, 『抗いの条件——社会運動の文化的アプローチ』人文書院.
- 西村武司・松下京平・藤栄剛, 2012, 「生態系・環境保全型農産物の価格プレミアムの決定要因——滋賀県における魚のゆりかご水田米を事例として」. 『環境科学会誌』 25(3): 204-14.
- 農林水産省, 2016, 『オーガニック・エコ農業の拡大に向けて』 (2019年2月18日取得,

- http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/pdf/06_sankou_160201_1_1.pdf
———, 2018, 『農業・農村の多面的機能』 (2019年2月18日取得,
http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/adult_zentai.pdf)
- OECD, 2012, *Evaluation of Agri-environmental Policies: Selected Methodological Issues and Case Studies*, OECD.
- , 2013, *Providing Agri-environmental Public Goods through Collective Action*, OECD. (=植竹哲也訳, 2014, 『農業環境公共財と共同行動』筑波書房.)
- Olson, Mancur, 1965, *The logic of collective action: public goods and the theory of groups*, Harvard University Press. (=依田博・森脇俊雅訳, 1996, 『集合行為論——公共財と集団理論』ミネルヴァ書房.)
- 折戸えとな, 2014, 「『提携』における"もろとも"の関係性に埋め込まれた『農的合理性』——霜里農場の『お礼制』を事例として」『環境社会学研究』(20):133-48.
- 太田原高昭, 2016, 『新明日の農協——歴史と現場から』農山漁村文化協会.
- Robinson, J.B., 1990, "Futures under Glass: A Recipe for People Who Hate to Predict," *Futures*, 22(8):820-842.
- Rogers, Everett M., 1971, *Communication of Innovations: A Cross-Cultural Approach, Second Edition*, Free Press. (=宇野善康監訳, 1981, 『イノベーション普及学入門: コミュニケーション学、社会心理学、文化人類学、教育学からの学際的・文化横断的アプローチ』産業能率大学出版部.)
- 作山巧, 2006, 『農業の多面的機能を巡る国際交渉』筑波書房.
- 佐藤仁, 2002, 「『問題』を切り取る視点——環境問題とフレーミングの政治学」石弘之編『環境学の技法』東京大学出版会.
- 佐藤嘉倫, 1998, 『意図的社会変動の理論——合理的選択理論による分析』東京大学出版会.
- Schmidt, O., Padel, S., Levidow, L., 2012, "The bio-economy concept and knowledge base in a public goods and farmer perspective". *Bio-based and applied economics*, 1(1), 47-63.
- 盛山和夫, 2012, 「公共社会学とは何か」盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編 2012『公共社会学 [1] リスク・市民社会・公共性』東京大学出版会.
- 瀬戸口明久, 2009, 『害虫の誕生——虫からみた日本史』筑摩書房.
- Sustainable Development Solutions Network (SDSN), 2015, "Getting Started with the SDGs"(Retrieved <http://unsdsn.org/wp-content/uploads/2015/12/151211-getting-started-guide-FINAL-PDF-.pdf>)
- Stirling, Andrew, 2007, "Risk, Precaution and Science: Towards a More Constructive Policy", *EMBO Reports*, 8(4):309-15.
- , 2010, "Keep It Complex", *Nature* 468(7327):1029-31.

- 武中桂, 2008, 「『実践』としての環境保全政策——ラムサール条約登録湿地・蕪栗沼周辺水田における『ふゆみずたんぼ』を事例として」『環境社会学研究』(14):139-54.
- 田中裕人・上岡美保・岩本博幸, 2008, 「トキの野生復帰に向けた環境保全型農業の活動団体の取組みと課題——新潟県佐渡市のトキのたんぼを守る会を対象として」『農村研究』(106):57-67.
- 谷口吉光, 1988, 「『提携』の研究序説」『上智大学社会学論集』(12):79-98.
- , 1989, 「『生活者』の形成——有機農業運動における関係変革の諸相」『社会学年報』(18).
- 谷川彩月, 2013, 「『合意によらない』協働の可能性——愛知県安城市榎前町での自然再生事業を事例として」『名古屋大学社会学論集』(34):109-29.
- 立川雅司, 2014, 「食と農をどう捉えるか——農業・食料社会学とその展開」, 榊湯俊子・谷口吉光・立川雅司編『食と農の社会学——生命と地域の視点から』ミネルヴァ書房, 1-17.
- 帝国農会, 1936, 『農業部分的共同経営調査書——自昭和二年至昭和八年』帝国農会.
- 千葉隆之, 1997, 「市場と信頼——企業間取引を中心に」『社会学評論』48(3):317-33.
- 徳野貞雄, 2011, 『生活農業論——現代日本のヒトと「食と農」』学文社.
- 富田涼都, 2010, 「自然環境に対する協働における『一時的な同意』の可能性——アザメの瀬自然再生事業を例に」『環境社会学研究』(16):79-93.
- 鳥越皓之, 2001, 『自然環境と環境文化』有斐閣.
- 辻村英之, 2018, 「協同組合が結ぶ農と食のコミュニティ——生産者と消費者が米を共に創る」秋津元輝・佐藤洋一郎・竹之内裕文編, 『農と食の新しい倫理』, 昭和堂, 71-94.
- 宇根豊, 1987, 『減農薬のイネづくり——農薬をかけて虫をふやしていないか』農山漁村文化協会.
- 植竹哲也, 2017, 『OECD諸国の農業環境政策の比較分析——リファレンス・レベルと費用負担』(2019年2月18日取得, <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/28619/1/eco020201700103.pdf>)
- Uzzi, Brian, 1997, "Social Structure and Competition in Interfirm Networks: The Paradox of Embeddedness," *Administrative Science Quarterly* 42(1):35.
- , 1999, "Embeddedness in the Making of Financial Capital: How Social Relations and Networks Benefit Firms Seeking Financing," *American Sociological Review* 64(4):481.
- Weinberg, A. M. 1972, "Science and Trans-Science", *Minerva*, 10(2):209-22.
- 矢部光保・合田素行・吉田謙太郎, 1995, 「低投入型農業のための農家補償額の推計」『農業経営研究』33(3):25-34.
- 山岸俊男, 1998, 『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.

- 山口治子, 2011, 「リスクアナリシスで使用される『不確実性』概念の再整理」『日本リスク研究学会誌』 21(2):101-113.
- 吉澤剛, 2015, 「科学における不定性の類型論——リスク論からの回帰」『科学技術社会論研究』 (11): 9-30.